

第 6 次 秋 田 市 総 合 都 市 計 画

～ 都市計画に関する基本的な方針 ～

『暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市』を目指して

本市は、秋田県の行政や経済、文化などの中核的な機能を担うとともに、豊かな自然環境や地域独自の伝統・文化といった地域資源に恵まれた県都として、また、北日本および環日本海沿岸地域の要となる中核都市として発展を続けてまいりました。

また、将来の目指すべき都市の姿を描いたまちづくりの長期的な指針として、昭和32年（1957年）に全国に先駆けて「総合都市計画」を策定して以来、計画の策定を重ね、都市基盤の骨格を形づくってきたところ

であり、平成13年策定の第5次秋田市総合都市計画では、「コンパクトな市街地形成」を目指し、まちづくりを推進してまいりました。

しかし、近年の本市を取り巻く状況は、平成17年の市町合併や人口減少と少子高齢化の進行、自動車交通への依存、環境負荷の増大、財政制約の高まりなど、都市経営をめぐる社会経済情勢が大きく変化してきており、このような時代潮流の中で、これからのまちづくりには、高齢者を含む、すべての市民の皆様が暮らしやすい「持続可能な都市」の実現が求められております。

このようなことから、今後、目指すべき都市の姿と、その実現に向けたまちづくりの方向性を明確にするため、このたび、本市の都市計画に関する基本的な方針である「第6次秋田市総合都市計画」を策定いたしました。

本計画では、社会経済情勢の課題に対応するとともに、将来にわたって持続可能な都市の形成に向け、本市の豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい、元気な秋田の創造を目指すこととし、まちづくりの基本理念を「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市」としております。



また、まちづくりの方針といたしましては、道路・公園などの都市施設の適正配置や中心市街地、地域中心、農村集落等の各地域における土地利用のあり方を明確に示すことで、引き続きコンパクトな市街地形成を目指すことを基本としております。さらに、具体施策やスケジュールを明示するとともに、成果指標を設定することで、計画の実効性を高めていくこととしております。

本計画の策定にあたっては、将来の秋田市の姿について市民の皆様とともに考え、共有することができるよう、策定過程の公開はもとより、市内7地域でのワークショップやシンポジウムの開催など、多数の市民参加をいただきながら、目指すべき都市の姿と実現に向けたまちづくりの方針を定めたところであります。

また、今後の取り組みを進めるにあたっても、市民や事業者の皆様、行政がそれぞれの役割を理解しながら、まちづくり活動への積極的な参画、連携など、パートナーシップに基づく協働型のまちづくりを推進していきたいと考えております。

結びに、本計画を策定するにあたり、お力添えをいただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

秋田市長 穂積 志



目 次

序章	1
序－1. 計画の目的と位置づけ	2
1. 計画の背景	2
2. 計画の目的	3
3. 計画の位置づけと構成	3
序－2. 対象区域の設定と目標年次	5
1. 対象区域の設定	5
2. 目標年次	5
序－3. まちづくりの課題	7
第1章 目指すべき都市の姿	15
1. まちづくりの基本的な視点	16
2. まちづくりの基本理念	17
3. まちづくりの目標（政策テーマ）	17
4. 将来都市構造	22
第2章 全体構想	27
1. 土地利用の方針	28
2. 交通体系の整備方針	39
3. 水と緑の整備・保全の方針	47
4. 景観形成の方針	54
5. その他の都市施設の整備方針	59
6. 住環境・市街地整備の方針	61

第3章 地域別構想 65

1. 中央地域 67
2. 東部地域 77
3. 西部地域 87
4. 南部地域 97
5. 北部地域 107
6. 河辺地域 119
7. 雄和地域 129

第4章 実現化方策 137

1. 多様な主体の協働によるまちづくりの推進 138
2. 将来都市像の実現に向けた施策展開の方向性 139
3. 総合都市計画の評価・管理 149

用語説明 169

第6次秋田市総合都市計画 策定の歩み 173





序章



序－１．計画の目的と位置づけ

1 計画の背景

（１）前計画策定以降の社会経済情勢の変化

前計画策定以降、少子高齢化・人口減少の急速な進行など、本市をとりまく社会経済情勢は大きな変化を見せています。

少子高齢化と人口減少

- 人口が減少基調に転じ、社会が成熟化しつつある中で、都市づくりのあり方も従来型の拡大路線から、「選択と集中」による質的な向上が求められており、都市計画に課せられた役割も大きく変わってきています。

地球温暖化問題の深刻化

- 地球規模での異常気象の発生や生態系の変化等の影響が顕在化しており、地球環境の保全に資する温室効果ガスの低減や循環型社会の形成に向けて、都市や生活のあり方を見直す必要性が強まっています。

都市間・地域間格差の拡大

- 経済のグローバル化や構造改革は、大都市圏と地方との間に雇用などの様々な格差をもたらしています。地域経済は厳しい局面を迎えており、産業基盤等の見直し等による効率的な都市経営が求められています。

価値観とライフスタイルの多様化

- 多様な価値観や心の豊かさが、人々の暮らしの重要な要素として欠かせないものとなっており、多彩な都市活動を創発する舞台として都心空間を磨いていくことが求められています。

地方分権改革の進展

- 国による地方への権限移譲など地方分権が推進され、自立した自治体においては、自己責任のもとで自主的、自律的に行政を行っていくことが求められています。

市町合併

- 市町合併による行政区域の拡大により、高速道路網・新幹線・港湾・空港といった広域交通機能、豊かな自然環境や地域独自の伝統・文化といった地域資源の連携など、総合的な都市運営が求められています。

(2) 都市計画制度の見直し

平成 18 年に「コンパクトなまちづくり」のより一層の推進を目的として都市計画法の一部改正が行われました。現在も、今後の人口減少・超高齢社会に対応するため都市計画法の見直しが検討されています。

2 計画の目的

本計画は、都市計画法第 18 条の 2^{*1} の規定に基づいて策定する計画であり、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

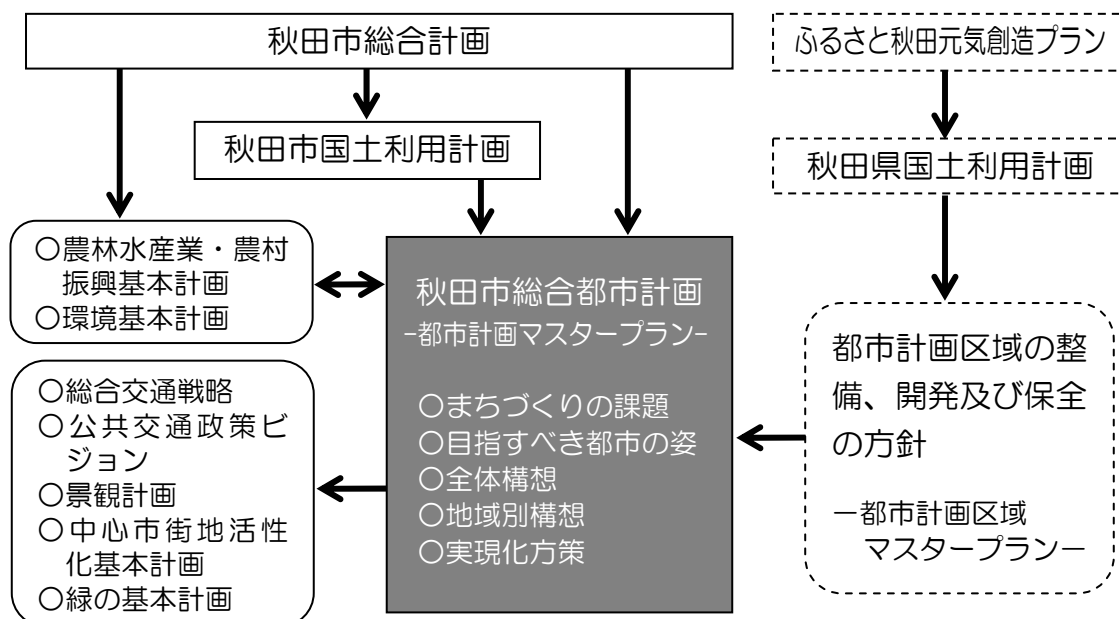
計画では、市全体のまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立するとともに、7 地域のあるべき市街地像を示し、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく、かつ総合的に定めます。

3 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

- ・都市計画法による法定計画(都市計画マスタープラン・義務規定)
- ・将来ビジョンを定めたまちづくりの総合的な指針
- ・市民と行政が一体となってまちづくりを実現するための計画

【主な上位・関連計画との関係】



(2) 計画の構成

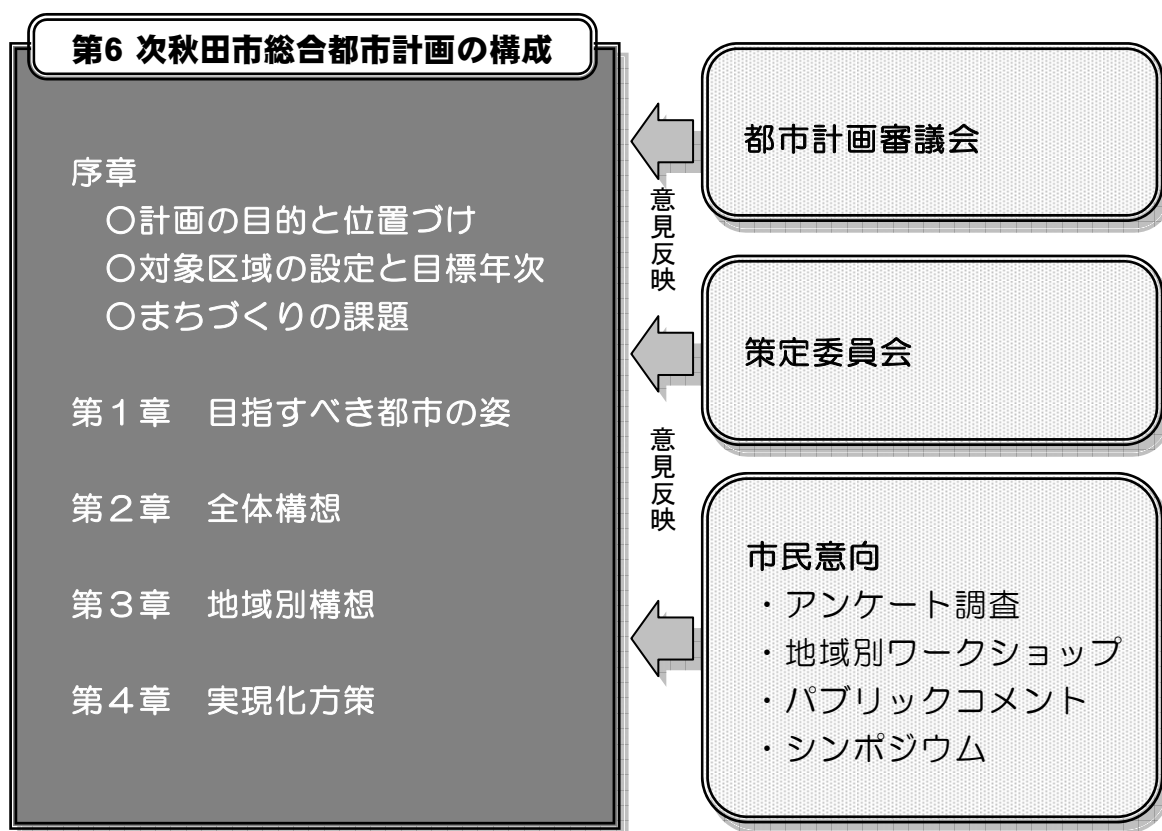
本計画は、都市計画審議会や策定委員会での意見、アンケートやワークショップ等で把握した市民意向等を踏まえて策定したものです。内容は「目指すべき都市の姿」、「全体構想」、「地域別構想」および「実現化方策」で構成されています。

目指すべき都市の姿では、まちづくりの基本理念とともに、将来都市構造等を示します。

全体構想では、将来都市像を実現するための主要課題や課題に対応した整備方針等を示します。

地域別構想では、中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域について、地域のあるべき市街地像や実施されるべき施策等を示します。

実現化の方策では、全体構想、地域別構想で描いたまちづくりを具体化し、実現していくための方策や、市民・行政における体制づくりの方針を示します。





序 2. 対象区域の設定と目標年次

1 対象区域の設定

本計画は、都市計画マスタープランとして都市計画区域を重点的に扱いますが、都市づくり全体に目を向けた総合的な指針として、都市計画区域外の農地や森林地域を含む秋田市全域を対象とします。

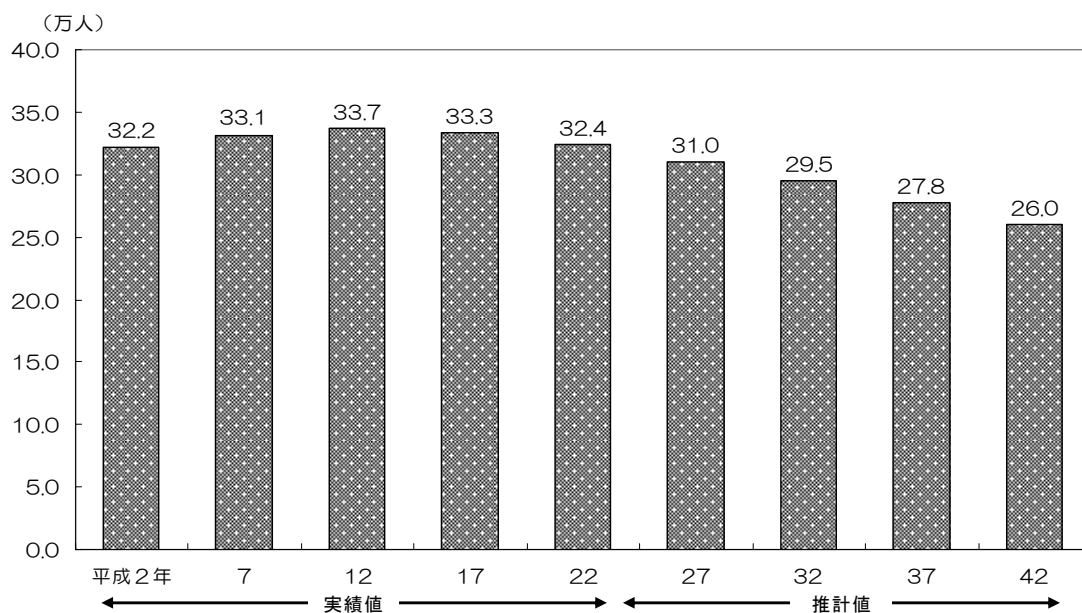
2 目標年次

目標年次は 20 年後の平成 42 年(具体の整備は 10 年後の平成 32 年)とします。
また、目標年次において見込まれる人口、世帯数は以下のとおりです。

(1) 人口

人口については、今後とも減少し続け、平成 32 年約 29.5 万人、平成 42 年約 26.0 万人を見込みます。

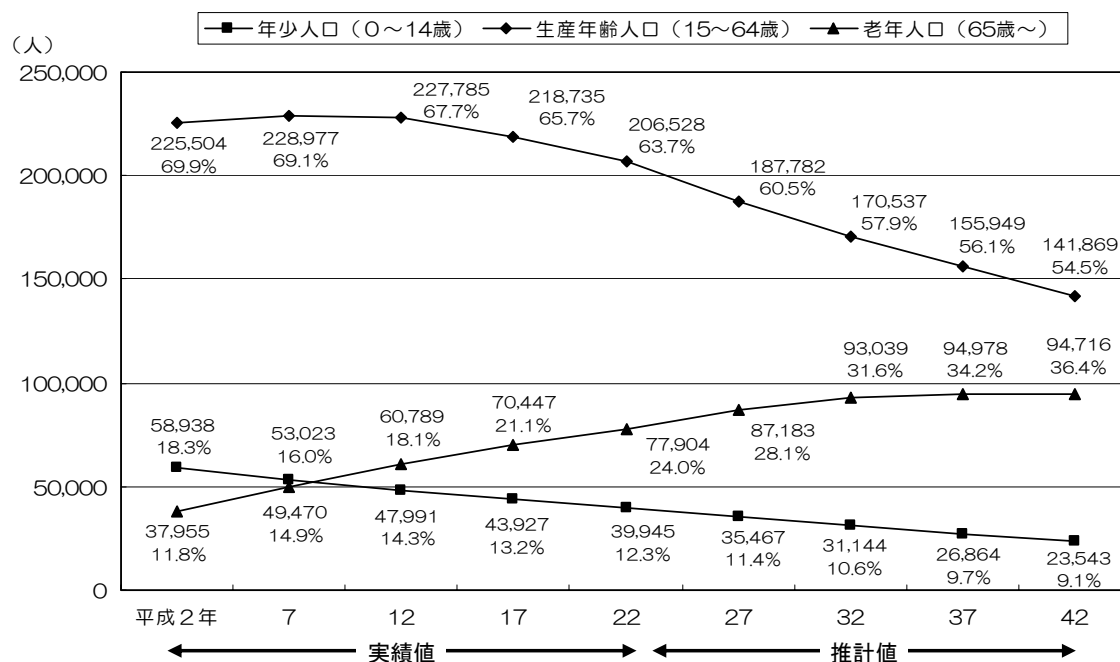
【秋田市の人口推計】



(2) 年齢別人口フレーム

年齢別人口については、今後とも高齢化が進み、65歳以上が平成32年に31.6%、平成42年に36.4%になると見込みます。

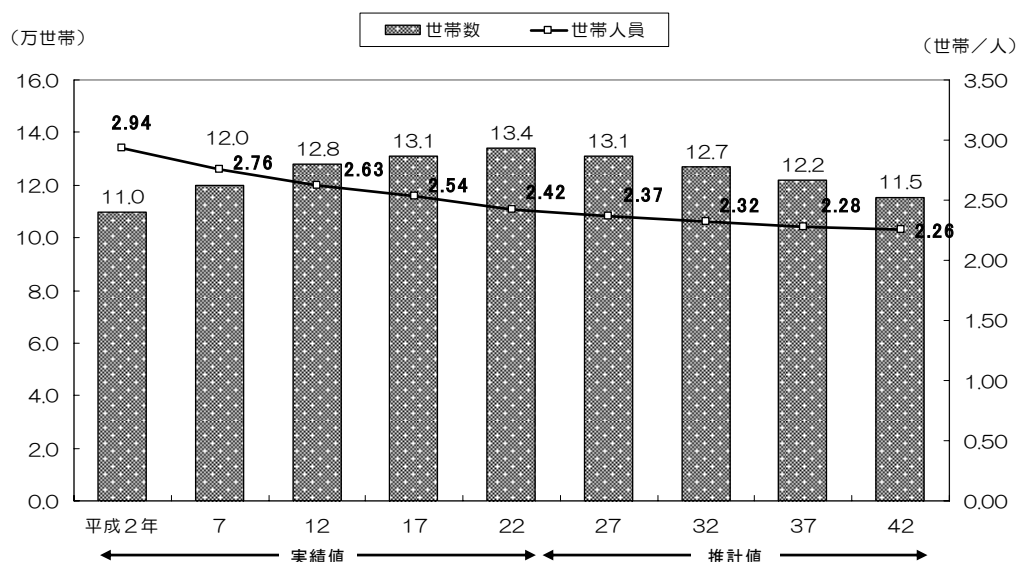
【年齢別人口の推移】



(3) 世帯数

世帯数については、平成22年頃をピークに減少に転じ、平成42年に11.5万世帯になると見込みます。

【世帯数推計】



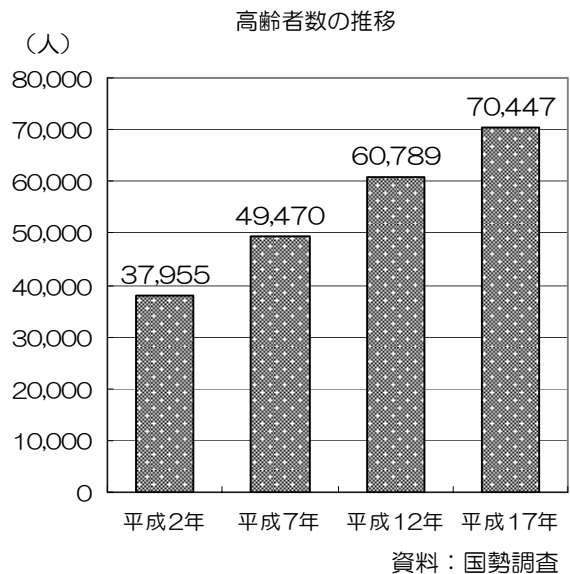


序－３．まちづくりの課題

（１）社会環境の変化への対応

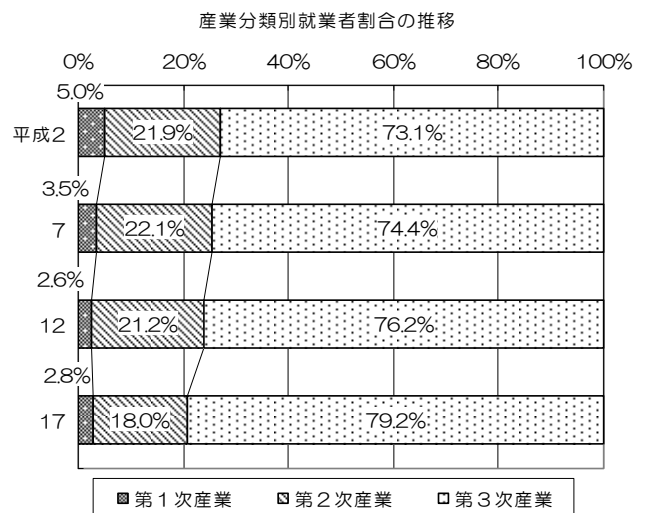
① 人口減少、少子高齢社会への対応

- ・全国的な人口減少が進む中で、本市においてもその傾向が顕著であり、また、平成２年から１７年にかけて高齢者は増加傾向にあり、将来的にも一層の高齢化が進むことが推測されます。これらの変化は、今後、市民生活や経済などあらゆる面から、都市の持続性に影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・都市としての持続性の確保とは、将来世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすことであり、今後の社会経済情勢を見据えて「生活の質(QOL)」の維持・向上を図る必要があります。



② 産業構造の変化への対応

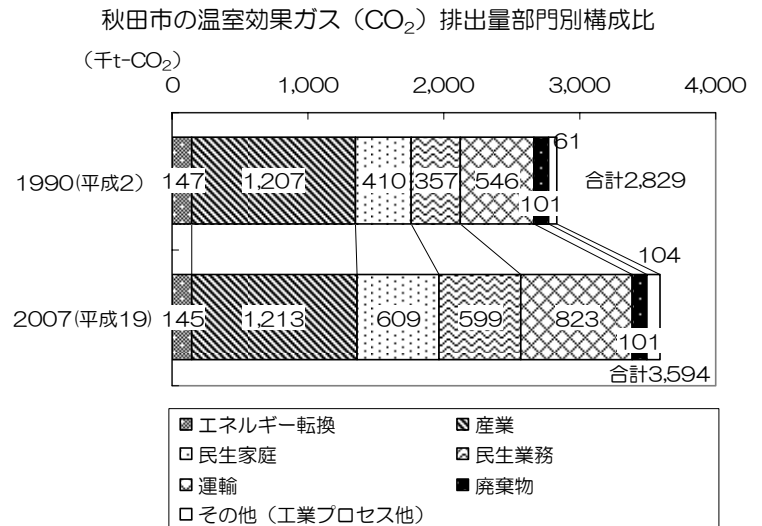
- ・本市の産業構造は、第１次産業の就業者の割合が比較的低く、第３次産業の就業者が全体の８割近くを占めるという構造にあります。本市の経済を支えてきた卸売・小売業、製造業は、近年の経済情勢の影響もあり、商品販売額、製造品出荷額などが減少する一方で、福祉、情報関連の部門の拡大が見られるなど、産業構造が変化しています。
- ・産業構造の変化への対応は、全国的な課題でもあります。地方の都市政策としては、市民の生活を支える地域産業の活性化であり、土地利用施策などを結びつけた総合的な都市経営の確立が求められています。



(2) 地球温暖化、環境負荷の増大への対応

- ・日常生活や経済活動等によって排出される二酸化炭素（以下、CO₂という。）などの温室効果ガスの増大が原因とされる地球温暖化への対応が、喫緊の課題となっています。

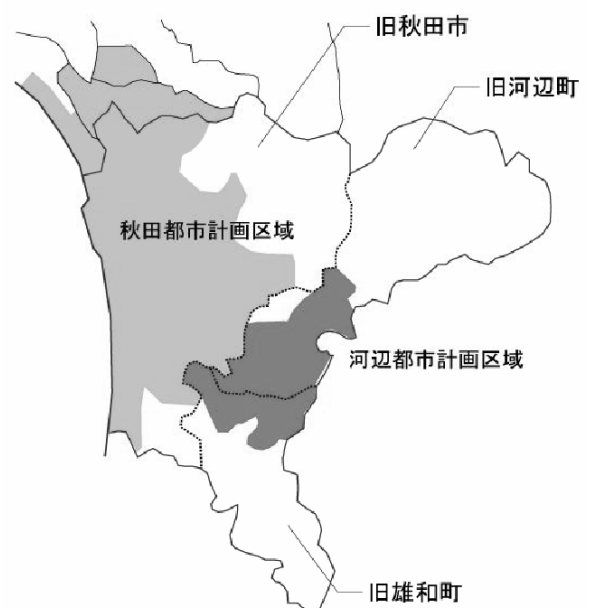
- ・本市のCO₂排出量は増加しており、その中でも運輸部門の増加が顕著になっています。自動車交通の依存度の高い本市においては、運輸部門におけるCO₂の排出抑制など、環境負荷の低減に向け、市民、事業者、行政が一体となった取組が求められています。



※1990(平成2)年から 2007(平成 19)年における本市の二酸化炭素の排出量は、27%の増加となっています。1990(平成2)年、2007(平成 19)年の森林吸収分は、それぞれ 48 千t-CO₂、140 千t-CO₂となっており、その分を除けば 24%の増加となります。

(3) 規制強度の違う二つの都市計画区域の取扱いの検討

- ・市町の合併後においては、同一の都市圏を形成している場合、一体の都市として総合的に整備、開発および保全を行うことが望ましいとされていますが、本市においては、線引き、非線引きと規制強度の異なる二つの都市計画区域が隣接しています。
- ・土地利用規制の不均衡による住民の不公平感や、将来にわたり無秩序な開発の広がりを回避するためには、都市計画区域のあり方を検討する必要があります。



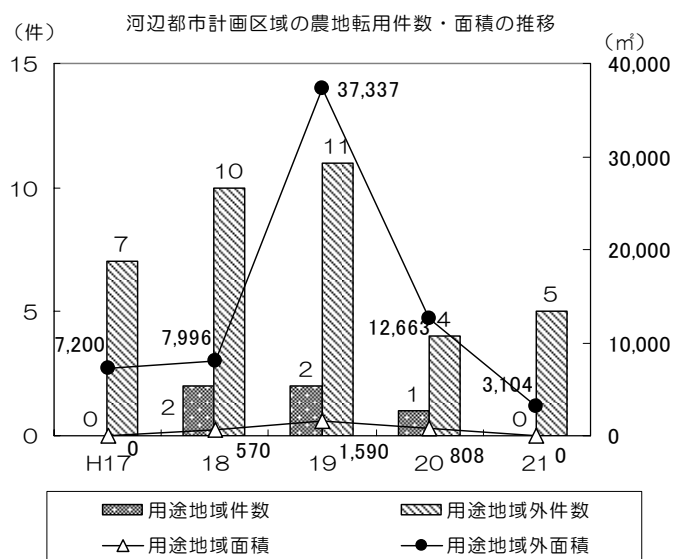
(4) 各地域の土地利用のあり方

① 市域全体について

- ・ 森林と農地で市土の約 8 割を占めており、その中には太平洋山県立自然公園や番鳥森自然環境保全地域などの貴重な自然環境が豊富にあります。各種法制度に基づき適正な維持管理を行い、バランスのとれた市土を形成していく必要があります。
- ・ 特に高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地や維持管理の行われていない山林の増加が懸念され、農地や山林の持つ生物多様性や国土保全などの多面的機能への影響と、その延長線上にある都市としての環境的持続性の確保に向けた、適正な維持管理と都市部と農村部の新たな連携構造を確立する必要があります。

② 都市計画区域について

- ・ 都市的土地利用の規制・誘導という点から見ると、秋田都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域の線引き制度は効果を上げています。しかし河辺都市計画区域(非線引き)においては、近年、用途地域外での農地転用が見受けられ、居住環境や田園・自然環境の保全の観点から適正な土地利用誘導の検討が必要です。



資料：都市計画基礎調査

- ・ 用途地域指定との関係を見ると、商業系用途地域においては、商業用地としての利用よりも住宅地としての利用が中心となっている地区もあります。今後の人口減少や商業販売額の落ち込みを踏まえると、現行の土地利用と用途地域指定の適合性について重要な課題として捉える必要があります。

(5) 人口の低密度化、行政効率の低下への対応と持続性の追求

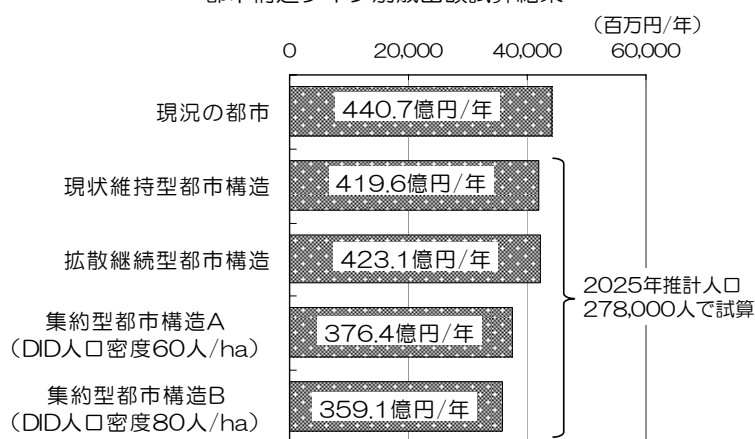
- 人口減少および高齢社会の中で、DID^{※2}が拡大し、低密度化が進行すると、道路や下水道、教育施設やバス交通網など、都市機能の維持・更新などにかかる都市経営コスト^{※3}が増加することが予測されます。

- 今後、市街地人口の低密度化が進行すると、空き家、空き地の大幅な増加、さらには

「高齢化等集落」の発生など、個人では解決が困難な問題の顕在化が懸念されます。

- 都市計画道路や公園、公共下水道などの都市施設の面においては、特定の箇所についての課題はあるものの、全体としては充足傾向にあり、行政効率の面から考えると、今後は都市施設等を含めた既存ストックの活用を結びつける取組が重要になっています。

都市構造タイプ別歳出額試算結果



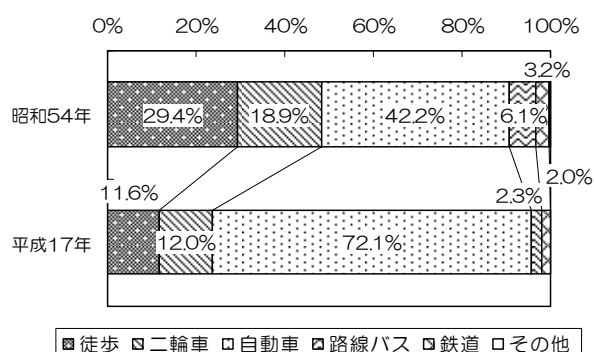
資料：都市計画課

(6) マイカー依存の高まりによる交通渋滞や公共交通への対応

- 市民の交通手段については、自動車への依存度が高まっており、バス利用者の減少が進むと、赤字路線・系統が一層増加し、現在のバス路線網の維持が困難になることが懸念されます。

- 移動手段の公共交通への転換には、自動車利用の抑制と一体となった鉄道を含めた公共交通のサービスの向上とともに、新たな都市構造の構築との連携も重要になります。鉄道については、駅の結節点機能の強化が重要であり、バス交通との更なる連携が必要です。

秋田都市圏の代表交通手段の変化



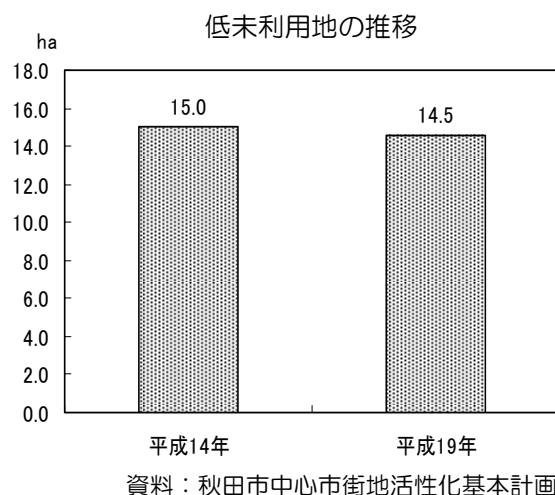
資料：S54 パーソントリップ調査^{※4}

H17 簡易パーソントリップ調査

- ・また、超高齢社会への移行を見据え、市街地全体の歩行空間をより安全で快適なものにしていく必要があるほか、環境面や地域活性化の面からも、鉄道駅や地域中心の周辺を中心に自転車の利用環境も整えていくことが重要です。

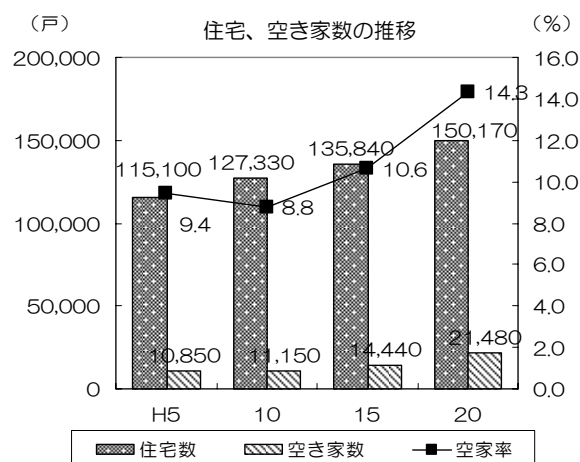
(7) 中心市街地^{※5}の空洞化への対応

- ・中心市街地の空き地や平面駐車場などの低未利用地は減少傾向にありますが、依然1割以上が低未利用地のままとなっています。現在、秋田市中心市街地活性化基本計画（平成20年7月内閣総理大臣認定）に基づき、広域都市圏の中心にふさわしい高次都市機能の再集約と生活支援機能の誘導・強化、街なか居住の推進を図っており、それぞれのプロジェクトの推進とともに、持続性を確保するため、エリアマネジメント^{※6}も視野に入れて展開する必要があります。
- ・また、来街者を呼び込むためには、地域の魅力づくり以外に、交通の利便性の向上も重要であり、鉄道、バス・タクシー等の乗り継ぎをはじめ、歩行環境や自転車の利用環境などにも配慮が必要です。



(8) 自然災害、犯罪等への対策

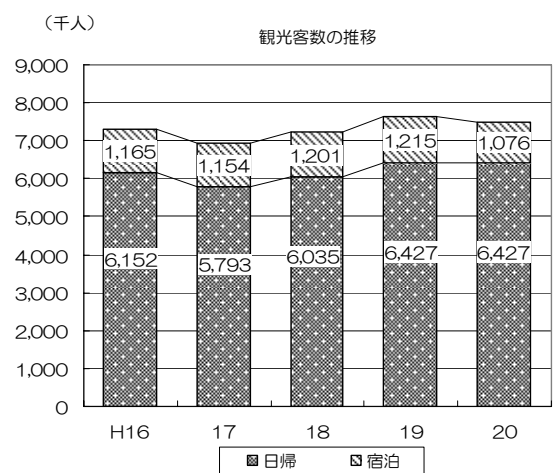
- ・住宅の密集した地区やハザード・リスクの高い地区(災害の発生の可能性が高い地区)も見られ、自然災害からの被害を最小限に食い止めるためにも、狭隘道路の解消や家屋の耐震・耐火化の促進、避難場所・避難路の充実、洪水調整等の役割を果たす緑地の保全など、都市の防災性能の向上を総合的に進める必要があります。



- ・地域によっては、空き家率の上昇が地域コミュニティを弱め、犯罪を誘発しかねないと不安視されています。防犯のための基礎的な活動単位となる地域コミュニティの育成を図りながら、市民の定住化や空き家への住み替えを促進するなどにより、地域ぐるみでの防犯力を強化して、安心して住み続けられる居住環境を整備することが求められています。

（９）自然や文化の継承と新たな秋田らしさの追求

- ・市内には太平山から続く広大な丘陵部、海岸部の緑、雄物川、市街地周辺の樹林地や農地などの美しい郷土景観、自然環境が広がっており、その保全と継承が求められています。
- ・市街地内では、新屋表町通りにおいて、住民が主体となって、歴史や水と緑を活かした景観づくりが進められており、このような地域ごとの特性にあった景観づくりの展開により、秋田らしさや個性を創出することが望まれます。



- ・観光客数は近年横這いで推移していますが、本市固有の自然や文化は、観光資源でもあり、交流人口の拡大とともに都市としての活性化につながるよう、観光客など来訪者の滞留や回遊の仕組みを整えていく必要があります。

（10）前計画の評価

- ・旧秋田市を対象として策定された、前計画となる第 5 次秋田市総合都市計画（目標年次平成 32 年）では、目指すべき都市の姿を『にぎわいとうるおいのある快適環境都市あきた』に定め、まちづくりの目標として「優しさと安全・安心で文化的な生活環境づくり」「活力と魅力にあふれた都市空間づくり」「人とまちと自然環境が共生するまちづくり」の 3 つの目標を掲げました。
- ・また、この目標の実現に向けた取組として、8 つのまちづくりポイントと、各ポイントに対応したまちづくり重点事業を位置づけ、これらの事業を通じた市街地形成の目指すべき方向として「コンパクトで成熟した市街地形成」を掲げました。

- ・このまちづくりポイントごとに設定した重点事業について、現時点での進捗・成果を評価すると、次のように整理できます。

【まちづくりポイント1】 県都秋田市にふさわしい中心市街地づくり

- ・ 秋田駅東拠点地区の土地区画整理事業や魅力ある都市景観の形成に向けた景観法に基づく景観計画の策定など、一部事業は完了していますが、それ以外の事業については現在進行中もしくは未着手となっています。
- ・ 民間マンションの建設などにより、中心市街地の定住人口は回復基調にありますが（平成12年：3,204人→平成19年：3,381人）、核となる駅前の市街地開発事業が未完了であり、商店街の空き店舗活用も進んでいないなど、十分にぎわいの回復には至っていない状況です。

【まちづくりポイント2】 都市活動を支える快適な交通ネットワークづくり

- ・ 秋田中央道路等の骨格的道路網の整備が進められ、都市計画道路の整備率も着実に上昇していますが、一部路線で混雑時平均旅行速度の低下が見られるなど、有機的な道路体系構築については、今後も大きな課題となります。
- ・ 本市交通結節点の中心となる秋田駅においては、デッキや東口駅前広場の整備が完了し、交通利便性の向上に資する環境づくりが進められていますが、その一方でバスの利用者が著しく減少しており、公共交通の利用促進に向けた施策展開が求められています。

【まちづくりポイント3】 地域の個性創出と活性化を促すまちづくり

- ・ 地域の核となる市民サービスセンターが西部地域で竣工し、現在も北部地域で整備が進められています。
- ・ 拠点地域（東通、新屋、御所野、土崎）の小売業店舗面積が増加するなど、商業集積の成果も見られますが、地域住民の満足度を得るには不十分な状況です。今後も、地域特性に応じた機能立地の誘導と個性ある地域づくりは大きな課題となります。

【まちづくりポイント4】 安全・快適で環境に優しい居住環境づくり

- ・ 地区計画の指定や緑地協定の締結、安全・安心なまちづくりに向けた自主防災組織の設立など、今後の良好な生活環境形成に向けた素地づくりには一定の成果が見られます。また、生活を支える下水道や総合公園等の整備率も着実に上昇しており、引き続き、計画的かつ円滑な整備が求められます。

- ・ 一方で、街路樹の植栽や多自然型親水護岸の整備など、自然環境に配慮した取組や、建築物の不燃化促進や避難所の整備など、防災面での機能充実については、今後の更なる充実が求められます。

【まちづくりポイント5】 少子長寿社会のふれあいコミュニティづくり

- ・ 各種ソフト事業の実施により、地域活動を支える公民館の活用件数や高齢者のケアを支える市内グループホーム^{※7}等の利用者数は増加傾向にあります。が、高齢者への具体的な生活支援の展開などが課題となっています。
- ・ ハード面でも、街区公園の再整備や街なかの空き家・空き店舗等を活用した新たなふれあい空間の創出などの取組が遅れており、引き続き、多様な活動を促す環境整備が求められます。

【まちづくりポイント6】 市民参加・参画による実践的まちづくり

- ・ 建築協定や緑地協定の締結数、都市計画提案制度の活用件数が増加するなど、住民による主体的なまちづくりに対する機運は、着実な高まりを見せています。今後も、引き続き意識啓発に取り組むとともに、積極的な情報提供を展開していくことが求められます。

【まちづくりポイント7】 市民まちづくり支援体制づくり

- ・ 地域いきいきづくり支援事業補助制度をはじめとするまちづくり助成制度が創設されるなど、住民主体のまちづくり活動に対する支援体制づくりが進められており、引き続き、支援体制やメニューの充実が求められます。

【まちづくりポイント8】 組織づくり・人づくり

- ・ まちづくり担い手講座やまちづくり計画策定担い手支援事業等の啓発事業を通じて、まちづくりNPOをはじめとする新たなまちづくり主体が誕生しており、継続的な育成・支援が求められます。
- ・ このように、前計画については、コンパクトな市街地形成という目標のもとで事業が進められ、市街地の拡大抑制など一定の成果も見られました。しかし、予想を上回る少子高齢化や人口減少の進行などにより、既存市街地の低密度化が進み、本来の目的である「高密度でコンパクトな市街地形成」が十分に達成できていない状況です。そのため、本計画においても、進捗管理が不十分だった前計画の反省も踏まえ、より効果的かつ具体的な施策展開を見据えながら、引き続き、高密度でコンパクトな市街地形成に向けたまちづくりが求められます。



第1章 目指すべき都市の姿

1 まちづくりの基本的な視点

本市は秋田県の行政、経済、文化などの中核的な機能を担う“県都”であり、陸海空の主要な交通拠点機能を有した都市です。このことを念頭に、県都としてふさわしい将来都市像を設定するためのまちづくりの基本的な視点を以下に示します。

（１）高齢者にやさしい都市づくり

本市の高齢化率は、少子高齢化・人口減少に伴い増加傾向にあり、本格的な超高齢社会の到来が見込まれます。これからの高齢者には、雇用や就業、地域活動・経済活動など、様々な社会活動への積極的な参加による、地域の活力を支える貴重な人的資源としての役割が求められています。

高齢者が暮らしやすい都市は、小さな子どもから障がい者まで、誰もが生活しやすい都市です。本市の総合計画でも「エイジフレンドリーシティ^{※8}」の実現を成長戦略の一つに掲げており、高齢者を含むすべての市民が元気に生き生きとした生活を送ることができるよう、生活利便性の向上や公共施設・交通等の生活インフラのバリアフリー化など、健康で暮らしやすい都市づくりを目指します。

（２）環境に配慮した都市づくり

地球規模で温暖化等をはじめとする環境問題への対応が求められる中、農地や山林などの豊かな自然環境を有する本市においても積極的な取組が求められています。

環境に配慮した都市づくりは、計画的な都市的土地利用の誘導に基づく自然資源の保全・管理をはじめ、温室効果ガスの発生の要因でもある過度な自動車依存の抑制に向けた市街地規模の適正化や拠点市街地の再構築、市街地内緑化等の推進によるうるおいのある都市環境の形成など、市民生活の質の向上にも大きく寄与します。

そのため、都市計画法をはじめとする、土地利用関連法の適正な運用による計画的な土地利用をベースとしながら、公共交通の利用促進や拠点地域への都市機能の誘導など、環境に配慮したコンパクトな都市づくりを目指します。

（３）市民・事業者・行政の協働による都市づくり

人口減少や地方分権、国際化が進む社会において、多様化する市民ニーズに対応した行政サービス水準の確保、地域のコミュニティの維持などを図るためには、効率的な行政運営と、それを支える市民・事業者の主体的な取組が求められています。

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解しながら、まちづくり活動への積極的な参画、連携など、パートナーシップに基づく協働による都市づくりを目指します。

2 まちづくりの基本理念

暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市

～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい
都市づくりによる元気な秋田の創造～

「持続可能な都市」とは、社会、経済、環境などの面において、将来世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす都市のことであり、その中で、あらゆる分野が調和し、発展していくことが重要であることから、基本理念を「暮らし・産業・自然が調和した持続可能な都市」とし、豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい、元気な秋田の創造を目指します。

3 まちづくりの目標（政策テーマ）

（１）旧３市町が一体となった都市構造の形成

① 一体的な都市構造と地域拠点を核とした集約型都市構造の実現

一体の都市として総合的な整備、開発および保全とともに、本市が目指す地域拠点を核に既存の都市機能の活用・連携を強化した集約型都市構造の実現を図るためには、同一の土地利用規制のもとで、適切に誘導していくことが求められています。二つの都市計画区域については、計画的に市街化を進める市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分する「線引き都市計画区域」への統合を目指します。

② 効果的・効率的な交通ネットワークの形成と公共交通の充実

集約型都市構造の形成に向けて、適切な都市機能の集積と土地利用誘導を進めるとともに、それらの機能を有機的に結びつける骨格道路や交通結節点の整備による、効果的・効率的な交通ネットワークの形成と公共交通の充実を目指します。

ネットワークの形成にあたっては、低炭素社会^{*9}の実現や超高齢社会への移行を踏まえ、市民生活の質、公共交通のサービス向上の観点から連携強化を目指します。

(2) コンパクトな市街地を基本とした にぎわいのある中心市街地と地域中心の形成

① 拠点地域への都市機能の集約化

「都心・中心市街地」および「地域中心」は、持続可能な集約型の市街地形成の核となるものです。「都心・中心市街地」では、秋田県および市の顔として、各種高次都市機能の集積を図ります。高次都市機能については、その集積の効果を新たな産業や都市文化の育成・創出に結びつけるとともに、都市と農村の連携拠点としての役割も強化します。また、「地域中心」では、生活拠点としてのサービスの充実と、各地域の特性を活かしたまちづくりを目指します。

② “顔”づくりによる都市の魅力と活力の創出

「都心・中心市街地」および「地域中心」は、本市のイメージを形成する“顔”としても、重要な役割を担っています。市民や来訪者が「また訪れたい」と感じられるような、本市ならではの魅力とやすらぎを有した環境形成を図り、交流人口の拡大による都市活力の創出を目指します。

③ エリアマネジメントによる都市環境形成

これからの市街地形成においては、効率的な行政運営を背景として、既存の都市機能など、ストックの活用が必要不可欠となることから、市民・事業者・行政など、多様な主体の協働により、街並み景観の維持・形成に向けたルールづくりや地域の美化活動といったエリアマネジメントの展開を図り、市民とともに魅力ある都市環境の形成を目指します。

(3) 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり

① 都市と農村の共生

豊かな自然・田園環境を有する本市においては、地球温暖化をはじめとする環境問題への配慮や、食を支える農業の振興を念頭に置いたまちづくりが求められています。そのためには、快適な市民生活を支える都市機能と、広大な農地、森林資源など農林業・農村が有する多面的機能との共存・共生が不可欠であり、地域の特性に応じた計画的な土地利用誘導を推進するとともに、都市部と農村部との新たな連携方策の展開を目指します。

② 温室効果ガスの排出抑制に向けた集約型市街地の形成

CO₂などの温室効果ガスの排出を抑制するためには、その排出源の一つである自動車利用の抑制に配慮したまちづくりを進めていく必要があります。そのため、拠点地域を核とした集約型都市構造の形成を図りながら、それらを結ぶ環状・放射道路網や公共交通網の整備による渋滞緩和、公共交通結節点の機能強化やサービス向上、快適な歩行環境の創出や自転車利用の促進など、一体的な交通環境の整備を目指します。

③ 低炭素に配慮した市街地・都市施設の整備

市街地においては、住宅や店舗等の既存ストックの活用を図りながら、太陽光発電をはじめとする環境共生型の建物づくりや周辺の公園などを活用した緑のネットワークづくりを目指します。都市施設については、既存施設の活用を基本としながら、積極的な省エネルギー型システムの導入促進や自然エネルギーの活用など、環境負荷の低減に寄与する適正な整備を目指します。

（４）市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり

① 防災・減災に向けた環境整備

本市は戦前の大規模な雄物川改修工事によって水害は軽減されましたが、河口部の沖積平野という性質上、地震や水害などの対策は重要な課題となっています。また、秋田県沖では、「地震の空白域」が存在し、近い将来の地震発生も指摘されています。

災害の発生防止や被害軽減に向けて、水害や土砂災害などが見込まれる山間部や市街地においては、必要な整備を促進するとともに、ハザードマップの作成などその危険性の把握・周知に努め、当該地域における適切な開発の指導など、防災・減災に向けた土地利用の誘導を目指します。また、都市施設の整備にあたっては、防災・減災に配慮した整備を引き続き進めます。

② 人口減少、超高齢化に対応した暮らしの安全性・快適性の確保

少子高齢化の進展など社会情勢の変化を受けて、地域全体での安全性の向上が求められています。

防犯灯の設置や日常の声かけ活動といったまちづくり活動の育成を一体的に進めるとともに、犯罪の温床の一つとも言われる空き家や空き地については、集約型市街地の形成に向けた住み替え方策との連携を図り、適切な管理・活用方策の確立を目指します。

また、高齢者などが安心して生活できるように、生活に必要な情報やサービスの享受や、都市施設等のバリアフリー化の推進などを総合的に進めます。

(5) 秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり

① 魅力ある都市環境の形成・育成

地域固有の歴史・文化など、地域資源を活かした特徴ある景観づくりとともに、自然環境を活かした景観づくりによる魅力の向上を図り、たくさんの市民や来訪者が集う、にぎわいある都市環境づくりを目指します。また、市街地内の主要な道路沿道や公共施設についても、景観の向上に配慮した整備を進めます。

② 自然環境・田園環境の保全・育成

市全体の景観イメージを形成している、森林・河川・海岸等の自然環境や農地や集落で構成される田園環境については、貴重な環境資源として保全・管理を図るとともに、観光資源としての活用も見据え、集約型市街地の形成や土地利用誘導ルールの確立といった取組を一体的に進めながら、その保全・育成を目指します。また、環境の保全と合わせて、そこに広がる生態系の維持・復元を図り、秋田ならではの緑豊かなまちづくりを進めます。

③ 地域特性を活かした個性的な景観づくり

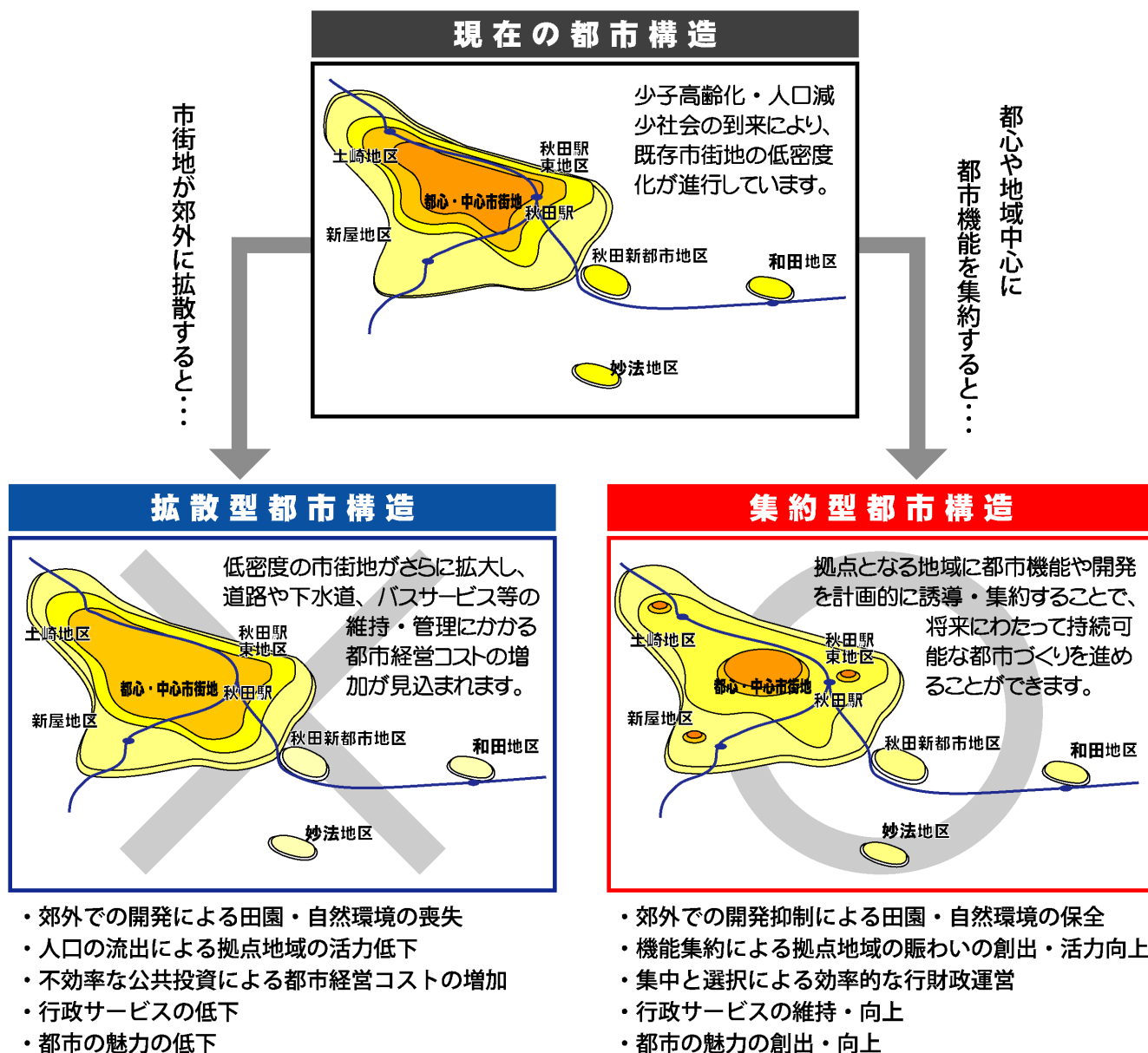
本市は、豊かな山林や田園環境、河川の水辺環境や大型ビルが立ち並ぶ市街地など、地域ごとに特性ある景観要素を有しており、それを支える歴史・文化が各地域に息づいています。こうした地域特有の個性を活かした魅力ある景観は、そこに住む人によって形づくられていくものであることから、身近なまちづくり活動の一環として、コミュニティ単位で自然・歴史・文化などの地域資源を活かした景観の保全・育成に取り組めるよう、積極的な支援を進めます。

4 将来都市構造

将来都市構造については、面的な土地利用を誘導する「ゾーン」、各地域の中心となる「都心・中心市街地」「地域中心」、骨格的な構造を形成する「道路網」で構成し、これらによって多核集約型の都市構造を目指します。

特に、「都心・中心市街地」「地域中心」については、集約型都市構造の核となる拠点地域として、各地域の都市活動や日常生活に関する拠点性の向上を目指します。

【多核集約型の都市構造のイメージ】



(1) 「ゾーン」の形成

① 市街地ゾーン

都市的な土地利用を中心としたエリアを「市街地ゾーン」とします。既存の都市施設を活用しながらコンパクトなまちづくりを進め、居住と産業活動、自然環境との調和のとれた、快適な環境の形成を図ります。

② 農地ゾーン

市街地の周囲に広がる農業集落地と農地からなるエリアを「農地ゾーン」とします。市街化を抑制し、適切な維持管理による良好な営農環境や防災機能、景観等の保全を図ります。

③ 森林ゾーン

山地や丘陵地の森林からなるエリアを「森林ゾーン」とします。森林の適正な維持管理に努め、防災機能や環境保全機能を持たせながら、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。また、営林の場としても積極的な活用を進めます。

(2) 都心機能が集約した「都心・中心市街地」、「地域中心」の形成

① 都心・中心市街地

全県全市を対象とする広域的な行政、金融等の中枢業務、商業、文化、教育、アミューズメント等の高次都市機能の集積した地域を「都心・中心市街地」とします。

都心・中心市街地：中心市街地を含む秋田駅から山王地区

② 地域中心

地域ごとに、歴史的な背景や人口集積、主要な公益的施設の分布、交通結節機能などの観点から、生活拠点としてふさわしい地区を「地域中心」とします。

地域中心は、地域住民の生活利便性を高めるよう、既存の都市機能を維持するとともに、商業や教育、医療、居住等の各種機能の中から地域の実情に応じた適切な機能を誘導することで、拠点としての魅力を高め、居住者に質の高い日常生活を提供します。また、近郊の農村集落居住者にとっても、機能集積による質の高いサービスを最も身近に享受できる生活拠点となります。

東部：秋田駅東地区

西部：新屋地区

南部：秋田新都市地区

北部：土崎地区

河辺：和田地区

雄和：妙法地区

③ 結節拠点

秋田空港、秋田駅、秋田港、各インターチェンジを「結節拠点」とします。

このうち、市内外からの出入口となる秋田空港、秋田港、秋田駅および各インターチェンジは、最寄りの地域中心と直結しながら利用者が市内を切れ目なくスムーズに移動できるよう交通機能の強化を図ります。

また、秋田駅以外の鉄道駅を「公共交通の結節点」とし、利用者が多い駅については、バリアフリー化やバスの相互利用の促進を図ります。

(3) 既存ストックを活用した拠点間をつなぐ交通網の形成

① 環状道路網

市内の交通の円滑化と、市街地への通過交通を排除する道路網（外周部環状道路、市街地環状道路、都心環状道路）の形成を進めます。

外周部環状道路	○秋田外環状道路(高速道路) ○新屋豊岩線 ○割山向浜線 ○大浜上新城線
市街地環状道路	○横山金足線 ○御所野追分線 ○外旭川新川線
都心環状道路	○秋田環状線 ○千秋広面線 ○川尻総社線 ○川尻広面線 ○明田外旭川線

② 放射道路網

環状道路網へアクセスを強化するため、放射道路網の形成を進めます。

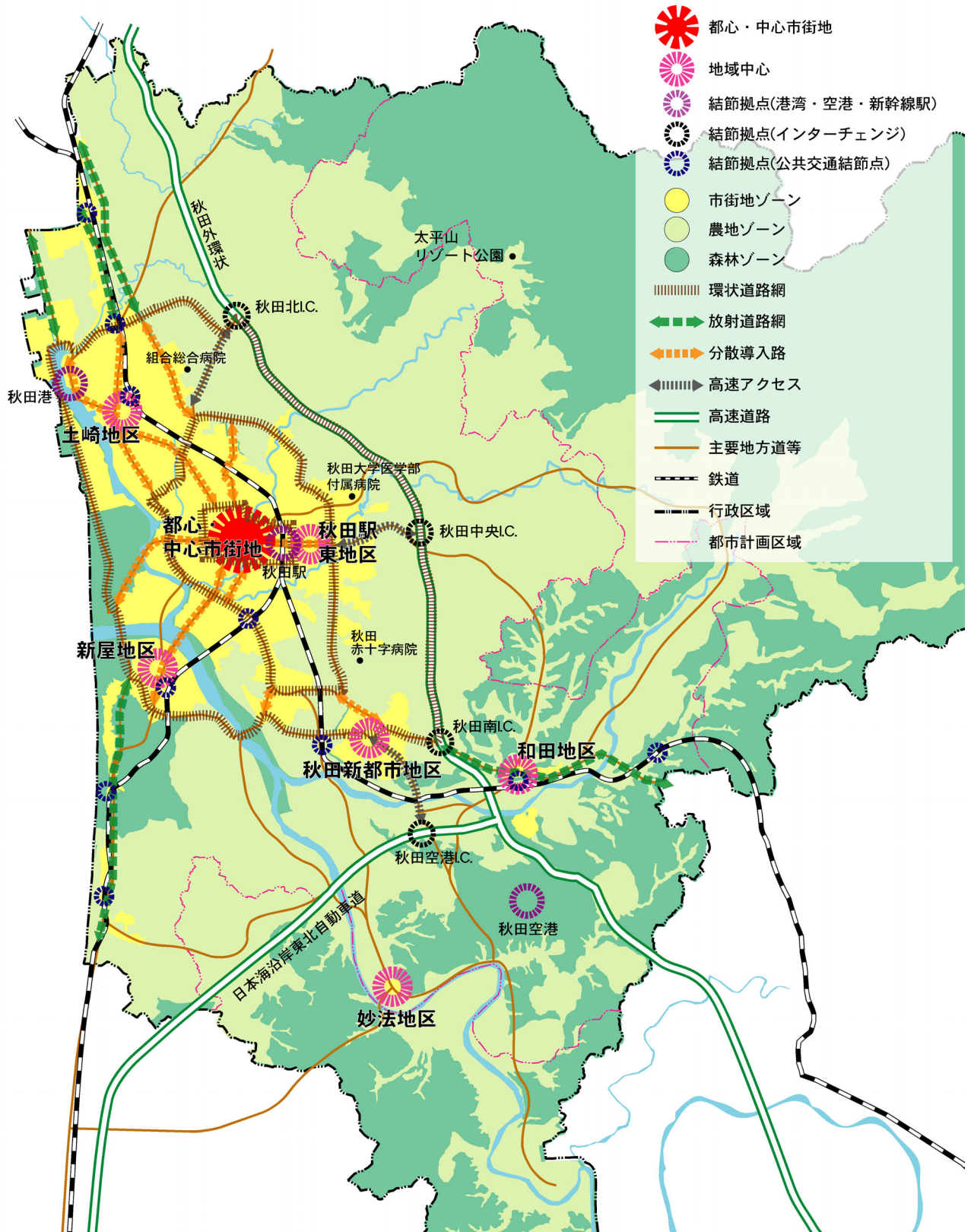
放射道路網	○下浜八橋線 ○神内和田線 ○御所野追分線 ○横山金足線 ○秋田港北線
-------	---

③ 分散導入路

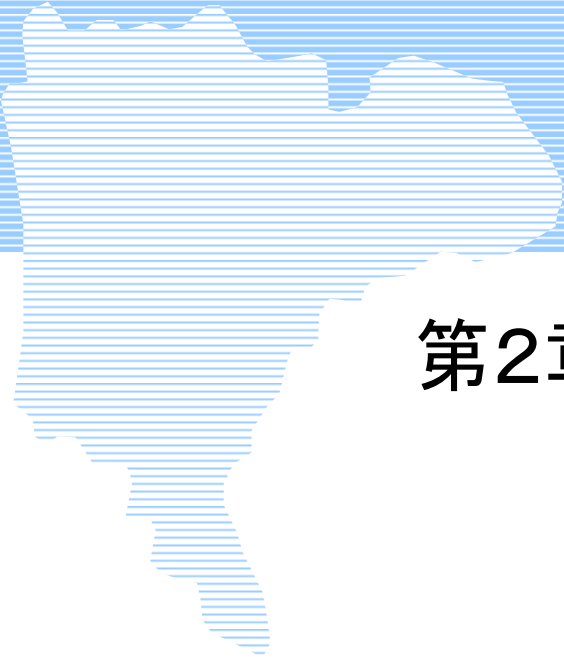
交通量の分散を図るため、都心・中心市街地と地域中心、および環状道路相互を結ぶ分散導入路の形成を図ります。

分散導入路	○秋田中央道路 ○秋田駅東中央線 ○泉外旭川線 ○新屋土崎線 等
-------	--

【将来都市構造図】







第2章 全体構想

全体構想とは、本市の将来都市像の実現に向けて、まちづくりにおける各分野の方針を示すものです。

分野は、「土地利用」「交通体系」「水と緑」「景観形成」「その他の都市施設」「住環境・市街地整備」で構成します。

1 土地利用の方針

（１）一体的な土地利用規制に基づく計画的な土地利用の誘導

■ 線引き都市計画区域への統合

- 本市が有する二つの都市計画区域については、都市と農村が共生し、メリハリのある集約型都市構造の実現を図るため、同一の土地利用規制に基づく計画的な開発誘導に向けて、線引き都市計画区域への統合を目指します。
- 線引き都市計画区域への速やかな統合に向けて、住民合意を図りながら、関係機関との円滑な調整を進めます。

■ 都市計画区域内の土地利用誘導

- 市街化区域においては、集約型都市構造の実現に向けて、適切な用途制限に基づく土地利用誘導を基本としながら、拠点地域への都市機能の集積を推進します。
- 市街化調整区域においては、良好な営農環境および自然環境の保全と都市の拡大防止を図るため、原則として開発を抑制します。ただし、本市の産業振興に資するものや既存集落の維持・活性化に資するものについては、必要に応じた都市計画制度の活用を図り、都市構造への影響や市街化の促進など周辺環境への影響の恐れがない計画的な開発については許容するものとします。また、既に大規模開発行為により面的整備が完了している住宅団地については、地区計画や建築協定などにより、引き続き、良好な居住環境の形成を図ります。

【具体施策】

- ・用途地域の見直し等を含む適切な土地利用誘導
- ・地区計画・建築協定等による適切な土地利用誘導
- ・企業誘致促進に向けた都市計画法第34条第10号^{※10}の活用
- ・都市計画法第34条第11号^{※11}の活用による既存集落の維持・活性化

■ 都市計画区域外の土地利用誘導

- 農地や森林など、良好な自然環境を有する都市計画区域外の地域については、都市計画法に基づく土地利用コントロールが図れないことから、農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法という。）や森林法など、関係法令に基づく地域指定により、それぞれの土地利用が有する役割・機能の保全を図ります。また、市民意識の醸成を図りながら、必要に応じてまちづくり条例等の新たな土地利用誘導施策の導入に向けた調査・検討を進めます。
- 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域区分^{※12}の適切な運用に基づいた市全体の土地利用コントロールの実現を図るため、各地域を所管する関係各課の間で、相互の土地利用機能の維持・保全・管理に向けた協議・調整を行います。

【具体施策】

- ・ 農振法、森林法、自然公園法、自然環境保全法に基づく地域指定の維持
- ・ 無秩序開発の防止に向けた、新たな土地利用誘導施策の導入検討
- ・ 関係各課との連携による五地域区分の管理に向けた総合調整機関の検討

（２）市街化の拡大抑制と自然環境の保全・管理

■ 市街化区域内への開発需要の集約化

- 本市の特徴でもある豊かな自然、田園環境を保全するため、宅地などの新たな開発需要については、市街化区域内に誘導することを基本とし、郊外の農山村部における開発については、市街地の拡大防止と自然環境の保全を図るため、既存集落など一部を除いて原則として抑制します。
- 市街化区域内に残されている低未利用地のうち、将来的な利活用の見込みが立たない地区については、市街化調整区域への逆線引き^{※13}についても検討を進め、既存市街地の高密度な利用の促進を図ります。

【具体施策】

- ・ 集約型都市構造の実現に向けた用途地域の制限に基づく土地利用誘導
- ・ 市街化区域内の低未利用地における逆線引きの検討
- ・ 農地法、農振法の適切な運用に基づく優良農地の保全

■ 農林業の振興と連携した自然環境の保全・管理

- 本市が有する貴重な自然環境の保全・管理に向けて、農林業振興との連携を図りながら、良好な営農・営林環境の維持および生産性の向上に資する環境整備を推進し、積極的な利用による保全・管理を図ります。

- 耕作放棄地や管理の行き届かない森林の発生を抑制するために、NPO やボランティア、企業などの多様な主体による利用・管理手法の検討を進めます。

【具体施策】

- 農地法、農振法の適切な運用に基づく優良農地の保全
- 森林法、自然公園法、自然環境保全法に基づく森林環境の保全
- 農業および林業の生産性向上に向けた生産基盤の整備
- 耕作放棄地の発生抑制に向けた情報管理
- 市民団体や NPO など、多様な主体の参画・連携による農地および森林環境の保全・管理手法の検討
- CSR^{※14} 活動による森林環境の保全・管理

■ 自然景観に配慮した土地利用の誘導

- 農地や樹林地などの豊かな自然資源が、周辺環境と一体となって良好な景観を形成している地域においては、景観計画に基づく誘導に加えて、緑地協定や景観協定など、地域の特性に応じたルールを活用により、景観づくりに配慮した適切な土地利用誘導を図ります。
- 太平山など、本市ならではの良好な眺望を保全していくために、突出した建築物の発生防止に向けた建築物の高さ制限等の導入について、調査・検討を進めます。

【具体施策】

- 緑地協定や景観協定などの活用による良好な景観の保全・育成
- 高度地区、地区計画等による建築物の高さ制限の導入検討

(3) 安全・安心を支える土地利用の誘導

■ 災害の恐れのある区域における適切な開発コントロール

- 雄物川流域など浸水の恐れのある区域や、山間地の急傾斜地など自然災害の恐れがある地域については、周辺の自然環境に配慮しながら必要な措置を講じ、危険箇所の解消を推進します。また、必要に応じて災害危険区域における立地規制を盛り込んだ、新たな土地利用誘導施策の導入についても検討を進め、安全・安心な土地利用を目指します。

【具体施策】

- ハザードマップに基づく市民・事業者への積極的な情報発信
- 災害危険区域における新たな土地利用誘導施策の導入検討

■ 安全・安心な居住環境の整備

- 道路や下水道などの生活基盤が十分に整備されていない密集市街地においては、地区計画等の活用による建て替えなどを契機とした修復型のまちづくりを推進し、緊急車両の通行を妨げる狭隘道路の解消やオープンスペースの創出を促進します。

【具体施策】

- 地区計画の指定による修復型のまちづくりの促進

■ 土地利用の混在防止に向けた取組

- 住宅、店舗、工場など、土地利用の混在が想定される地域において、居住環境や操業環境への支障が予想される場合は、土地利用の適正化に向けて、用途地域の見直しや地区計画の指定など、必要に応じた適切な措置を検討します。

【具体施策】

- 用途地域の見直しや地区計画の指定による土地利用の適正化
- 街なか居住の促進に向けた住み替え誘導方策の導入
- 周辺環境との調和に向けた工業地での緩衝帯・オープンスペースの設置

（４）集約型都市構造の実現に向けた土地利用別方針

集約型都市構造の実現に向けて、将来都市構造で設定したゾーニングを踏まえ、市域を８つの土地利用に細区分し、それぞれの土地利用方針と整備・誘導施策を設定します。

今後は、この土地利用方針を基本としながら、用途地域など適正な地域地区の指定および見直しを進めていきます。

【将来都市構造のゾーン区分と本方針における土地利用区分の関係性】

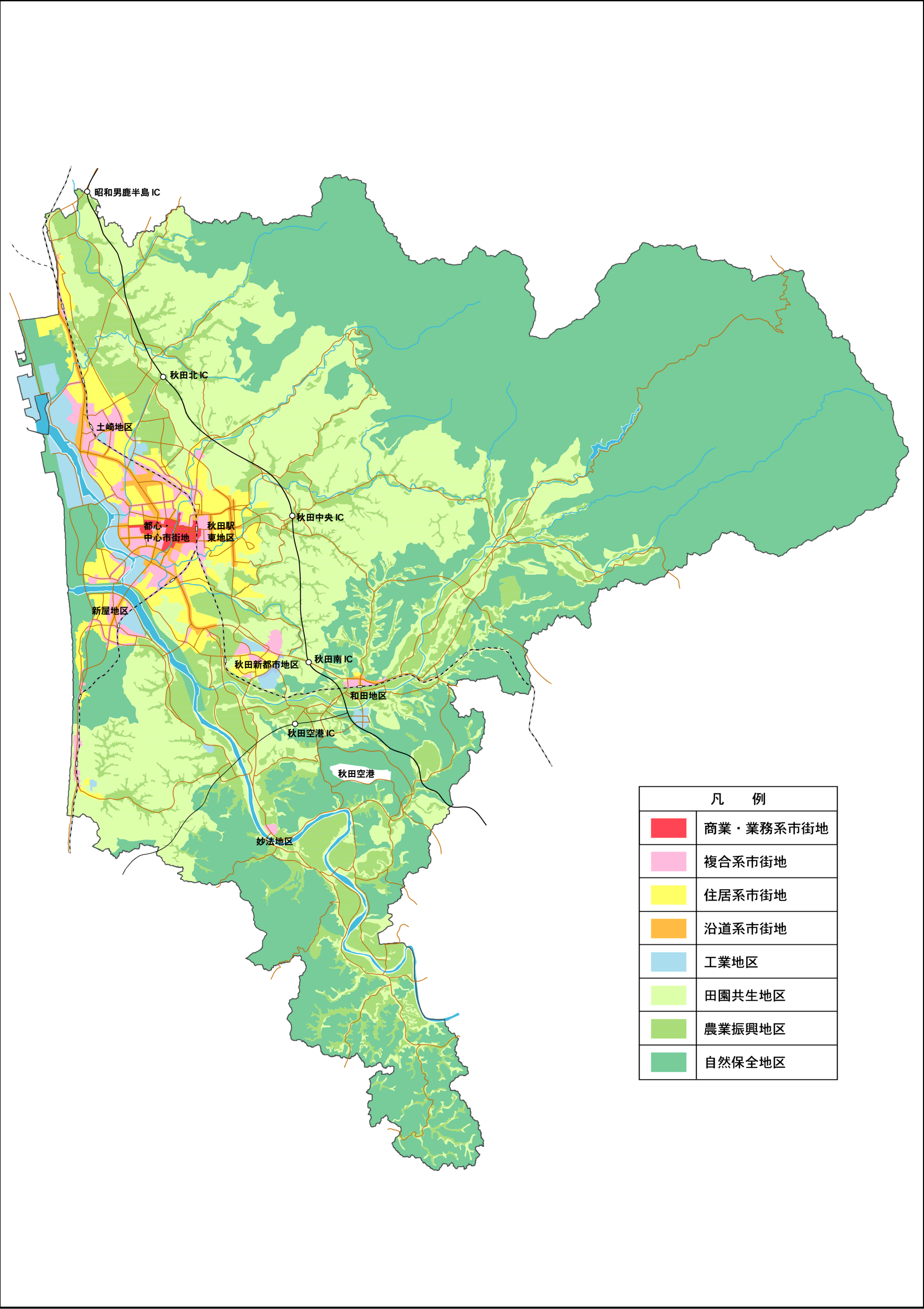
将来都市構造（土地利用のゾーニング）	土地利用の細区分
市街地ゾーン	商業・業務系市街地
	複合系市街地
	沿道系市街地
	住居系市街地
	工業地区
農地ゾーン	農業振興地区
森林ゾーン	田園共生地区
	自然保全地区



土地利用の細区分	土地利用別方針	具体施策
商業・業務系市街地	・商業・業務系市街地は、県都の“顔”となる秋田駅周辺の中心市街地および市役所や国・県の官公庁施設が集中して立地する山王地区で、市民生活の中心拠点としての機能だけでなく、秋田県の経済活動を支え、県全体の発展を牽引する役割を担うエリアです。 ・商業・業務系市街地では、既存の商業・業務機能の更なる充実を誘導するため、都市機能の集約化と人口の集積を図ることとし、土地の高度利用を推進し、県の中心拠点としてふさわしい土地利用の誘導・集約を目指します。	・中心市街地活性化基本計画に基づく個別事業の促進 ・容積率の緩和等による中・高密度な商業・業務地の形成と街なか居住の促進に向けた住宅地整備 ・老朽化建築物の建て替えおよび耐震化の促進 ・民間活力の導入による環境整備の促進 ・ポケットパークの整備による快適な歩行空間の創出
複合系市街地	・複合系市街地は、地域中心や利用者の多い鉄道駅の周辺に位置する既成市街地で、住宅や商業・業務機能、工業機能など、多様な土地利用が複合的に展開されているエリアです。 ・複合系市街地では、多くの市民が居住する生活利便性の高い拠点地域として、また郊外部からの住み替えを促進する受け皿として、既存ストックを活用した良好な居住環境の形成を図り、都市機能と人口の集積を推進します。 ・また、土地利用の混在により、良好な生活環境が阻害されている地域については、周辺環境と調和した適切な土地利用誘導に向けて、用途地域の見直しや地区計画制度の活用などによる環境整備を推進します。 ・雄和地域の地域中心である妙法地区については、生活拠点にふさわしい商業、医療、交通などの計画的な機能誘導を目指し、用途地域の新規指定を行います。	・郊外部からの住み替え促進に向けた住宅ストックの管理・活用と誘導方策の導入 ・老朽化建築物の建て替えおよび耐震化の促進 ・土地利用の混在地域における用途地域の見直しおよび地区計画の指定による土地利用の整序 ・市街化区域への移行を見据えた妙法地区における用途地域の新規指定
沿道系市街地	・沿道系市街地は、本市の骨格を成す幹線道路の沿道地域において、市民や来訪者のサービス機能を一部補完する観点から、商業・業務機能の適切な誘導とともに、利便性の高い沿道型居住地としての整備を進めるエリアです。 ・商業・業務機能の誘導にあたっては、後背に広がる住宅地への影響および中心市街地や地域中心など周辺の拠点地域との機能・役割分担に十分に配慮することとし、必要に応じて立地規模に関わる規制の導入等についても検討を進め、都市機能のバランスを重視した適正な誘導を目指します。 ・また、バスなど公共交通沿線の生活利便性の高い地域においては、商業と福祉、居住機能等を有する複合的な土地利用を誘導し、沿道型の居住市街地としての整備を推進します。	・沿道サービス施設の適正な立地誘導に向けた特別用途地区^{※15}の見直し ・地域中心や公共交通沿線を中心とした、郊外部からの住み替え促進に向けた住宅ストックの管理・活用と誘導方策の導入 ・都市の魅力向上に向けた沿道景観の整備
住居系市街地	・住居系市街地は、主に低層住宅地で構成されている既成市街地で、多くの市民が居住する場として、良質な住環境の維持・形成を図るエリアです。 ・本市の将来都市像である集約型都市構造を実現するためには、都市機能や人口については、商業・業務系市街地や複合系市街地へ集積を推進していくことになりますが、住居系市街地においては、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図るとともに、市民の居住ニーズに応じた緑豊かなゆとりのある良質な居住環境の形成を進め、高密度市街地との役割分担を見据えた土地利用誘導を図ります。	・建築協定、地区計画の導入による良好な居住環境の維持・育成 ・ゆとりある居住環境の確保に向けた最低限敷地規模、緑化率の設定

土地利用の細区分	土地利用別方針	具体施策
工業地区	・工業地区は、秋田運河兩岸、秋田港周辺など、工業系の土地利用が展開されているエリアです。 ・工業地区は、本市の産業活動を支えるだけでなく、市民の就業の場としての役割も果たしています。今後も、シーアンドレール構想^{※16}をはじめとする将来的なプロジェクトの実現を見据えながら、秋田港や高速道路など、本市が有する広域交通軸との連携・活用による産業基盤の拡充を図りながら、産業全体の活性化を目指します。 ・なお、工業系用途地域が指定されている本エリアには、未だ多くの低未利用地が残されていることから、陸海空の交通拠点という本市の特性を活かし、引き続き、関係部局との連携を図りながら、積極的な企業誘致を推進します。	・土地利用の混在地域における用途地域の見直しによる土地利用の純化 ・工業系未利用地の積極活用
田園共生地区	・田園共生地区は、郊外部の田園地帯や山間部に点在する既存集落を中心としたエリアです。 ・本市の農業生産を支える田園居住地域として、原則として無秩序な市街化を抑制していきますが、持続可能な集落の形成を図るため、将来的な都市計画制度等の導入を見据えながら、市内外からの移住・二地域居住の受け皿としての空き家、未利用宅地の活用による定住人口の確保とともに、集落内の生活環境の改善と生活利便性の向上を図ります。 ・また、本市ならではの良好な田園景観の保全に向けて、周辺の優良農地や森林環境と調和した環境整備を図るとともに、グリーンツーリズム^{※17}などによる都市部との交流・連携方策についても検討しながら、地域コミュニティの維持・活性化を目指します。	・線引き都市計画区域への統合 ・農地法、農振法の適切な運用に基づく優良農地の保全 ・都市計画法第 34 条第 11 号の活用による既存集落の維持・活性化 ・都市住民との交流の場となる農産物直売所や農家民宿としての空き家等の活用促進 ・耕作放棄地の発生抑制に向けた情報管理 ・市民団体や NPO など、多様な主体の参画・連携による農地の保全・管理手法の検討
農業振興地区	・農業振興地区は、郊外部に広がる優良な農地によって構成されたエリアです。 ・本市の農業生産の中心地として、関係法令(都市計画法、農地法、農振法)に基づいた開発の防止を基本としながら、積極的な利用・管理による維持・保全を図るとともに、生産性の向上に向けた生産基盤の整備を推進しながら、安定した営農環境の形成を目指します。 ・また、農家の高齢化や後継者不足を背景とした耕作放棄地の発生抑制に向けて、市民・事業者・行政など、多様な主体の参画・連携による農地の管理を推進し、良好な生産環境の維持と美しい田園景観の保全を図ります。	・線引き都市計画区域への統合 ・農地法、農振法の適切な運用に基づく優良農地の保全 ・生産性向上に向けた生産基盤の整備
自然保全地区	・自然保全地区は、太平山に代表される東部山岳地帯や市南部の高尾山周辺の森林地帯、西部の松林地帯や雄物川をはじめとする多数の河川・水路によって構成された、貴重な自然資源を有するエリアです。 ・森林地帯における保水・治山機能、市民や来訪者の憩いの場となる観光・レクリエーション機能、生物多様性の保全など、多面的な機能を有する貴重な地域資源として、保安林などの制度を活用しながら、原則として開発を抑制します。 ・また、自然保全地区では、市民・事業者・行政など、多様な主体の参画・連携による適切な保全・管理を推進するとともに、土砂崩壊や浸水など、自然災害による被害の防止・軽減に向けた環境整備に積極的に取り組みます。	・森林法、自然公園法、自然環境保全法に基づく森林環境の保全 ・多様な主体の参画・連携による森林環境の保全・管理手法の検討 ・CSR 活動による森林環境の保全・管理

■ 土地利用の方針図



2 交通体系の整備方針

(1) 拠点間をつなぐ効率的・効果的な道路網の整備

■ 3環状放射型道路網の形成

- 将来減少する交通需要を考慮しながら、市外、交通拠点および「地域中心」と「都心・中心市街地」を相互に連結した骨格道路網を形成する、3環状道路とこれらを結ぶ放射状道路の形成により、市街地から通過交通を排除することで、歩行者・自転車の安全性の確保とバスの利便性を高めます。
- 最も外側にある外周部環状道路を構成する秋田外環状道路(高速道路)、都市計画道路新屋豊岩線などについては、広域的に通過する交通を市街地内から排除するための道路として位置づけ、未整備区間の整備を促進します。
- 外周部環状道路よりも一周り小さい、市街地環状道路を構成する都市計画道路横山金足線、御所野迫分線などについては、周辺地区間の都心通過交通を排除するための道路として、未整備区間の整備を促進します。
- 最も内側を循環する都心環状道路を構成する都市計画道路秋田環状線、千秋広面線、川尻総社線などについては、周辺地区から都心への発着交通に対処するための道路として位置づけ、未整備区間の整備を促進します。
- 外周部環状道路へ連絡し、連続性のある幹線道路網を形成する道路として、都市計画道路下浜八橋線、御所野迫分線などを放射道路として位置づけ、未整備区間の整備を促進します。
- 3環状道路網に相互を連絡する道路として、都市計画道路新屋土崎線、秋田中央道路、秋田駅東中央線などを分散導入路として位置づけ、未整備区間の整備を促進します。

【具体施策】

- ・ 外周部環状道路を構成する未整備道路(都市計画道路大浜上新城線等)の整備促進
- ・ 市街地環状道路を構成する未整備道路(都市計画道路外旭川新川線等)の整備促進
- ・ 都心環状道路を構成する未整備道路(都市計画道路川尻広面線等)の整備促進
- ・ 放射道路を構成する未整備道路(都市計画道路神内和田線等)の整備促進
- ・ 分散導入路を構成する未整備道路(都市計画道路泉外旭川線等)の整備促進

■ その他の拠点間を結ぶ都市計画道路の整備

- ・ 未整備となっている都市計画道路については、交通量の減少が予想される現状を踏まえ、整備にあたっては必要性や費用対効果を十分精査のうえ、計画的な整備に努めます。
- ・ 本市の都市計画道路のうち、都市計画決定から20年以上未着手となっている26路線(約37km)については、秋田都市圏街路交通調査の結果をもとに、「秋田県都市計画道路見直しガイドライン(案)」に沿って、見直しを進めます。

【具体施策】

- ・ 骨格道路以外の都市計画廃止候補10路線(下新城中野線、飯島相染線、壱騎町御蔵町線、土崎環状線、泉高梨線、新屋十軒町線、新屋浜田線、新屋豊岩線、上北手雄和線、前田和田1号線)の見直し
- ・ 都市計画道路整備プログラムの作成

■ 既存道路の管理・活用

- ・ 既に整備が完了している路線については、耐震性の向上を図りながら、今後もその適切な維持・管理による道路整備にかかるコストの削減を推進し、効果的・効率的な都市経営を目指します。

【具体施策】

- ・ 道路橋の長寿命化、耐震性の向上の推進

(2) 高速交通ネットワークの充実

■ 高速道路網の充実

- ・ 日本海沿岸東北自動車道の全線開通を進め、交流人口の拡大、物流の効率化に寄与する高速道路ネットワーク化を促進します。

【具体施策】

- ・ 日本海沿岸東北自動車道未整備区間の整備促進

■ 港湾環境の充実

- ・ 広域的な地域からの集荷やシベリア鉄道を利用したコンテナ輸送の具体化に向けて、重点港湾秋田港の整備・活用を進めます。
- ・ コンテナ貨物やフェリー貨物の安全かつ安定した輸送の確保、地域の産業振興に資する物流の効率化を図るため、船舶の安定運航の確保に必要な施設整備を促進します。

- ・ 港湾周辺の交通渋滞の緩和、港湾荷役の効率化を図るため、高速道路からのアクセス性を高めるとともに、港湾周辺道路の整備を目指します。

【具体施策】

- ・ シーアンドレール構想などの推進による重点港湾としての秋田港の機能拡充
- ・ 貨物船の大型化に対応した航路泊地の維持浚渫や船舶の安定運航の確保に必要な港内静穏度の向上のための施設整備
- ・ 災害に強い港湾施設整備
- ・ 高速道路に連絡する都市計画道路大浜上新城線等の整備

■ 空港環境の充実

- ・ 交流人口の拡大、経済の活性化を図るため、国際定期便、国内線の充実とともに、高速道路を活かした道路網の充実により秋田空港へのアクセス性を高め、秋田空港の利便性の向上に取り組みます。

【具体施策】

- ・ 航空各社への働きかけによる国際定期便、国内線の充実
- ・ 秋田空港の魅力創出などによる集客性の向上
- ・ 鉄道駅や高速道路 IC からのアクセス性の向上

（３）低炭素社会の実現に向けた交通環境の整備

■ 鉄道交通の利便性の向上

- ・ 鉄道駅の交通結節点機能強化と、利用状況に応じた運行本数を確保し、定時性の高い移動手段としての充実を図ります。
- ・ パークアンドライド^{※18} などにより鉄道駅の交通結節点としての機能強化を図り、鉄道利便性の向上と都心へのアクセス性の向上を図ります。
- ・ 都市計画道路泉外旭川線による交通環境の変化を見極め、JR との連携を図りながら、泉・外旭川地区への新駅を検討します。

【具体施策】

- ・ スムーズに乗り継ぎができるバス乗り継ぎターミナルの整備
- ・ 鉄道駅におけるパークアンドライド・ライドアンドライド^{※19} の促進

■ バス交通の利便性の向上

- 中心部は、地域中心および生活拠点・乗継拠点と都心を連結する「幹線バス」の利便性向上により「公共交通軸」を形成し、その他支線バスを含めたバス路線網全体の維持を目指します。
- 幹線バスのうち、多車線道路を通り一定の走行速度が見込める路線については、ハード、ソフト面で走行性の向上に努めます。また、遅延の多いバス区間の混雑を緩和し走行環境の改善を図るために、バス路線となっている道路の拡幅およびバス路線への交通量の集中の緩和を進めます。
- 公共交通軸の利便性向上により公共交通軸沿線へ施設や人口の集約化を進めます。
- 郊外部については、廃止バス路線の代替交通(マイタウン・バス)を市民・地元関係者が主体となって運営を行い、市がその導入・運営を支援することにより地域住民の移動手段の確保を図ります。

【具体施策】

- 既存バス路線の再編
- TDM^{※20} 施策等の渋滞緩和策の導入や冬期走行性向上、バス優先信号システム(PTPS)^{※21} の導入の検討、道路網整備に伴う渋滞緩和によるバス走行環境の向上
- バス停の上屋・ベンチの整備等、IC カード^{※22} の導入の検討などによるバス利用環境の改善
- 地元関係者からの利用者確保を前提とした提案に基づく試験的な料金の値下げ(トリガー方式)、ゾーン制料金の導入による運賃支払いの単純化などによる利用しやすいバス運賃の実現
- マイカーからの転換に向けたモビリティマネジメント^{※23} の実施
- 住民組織や地元関係者の参画による代替交通の導入・運営

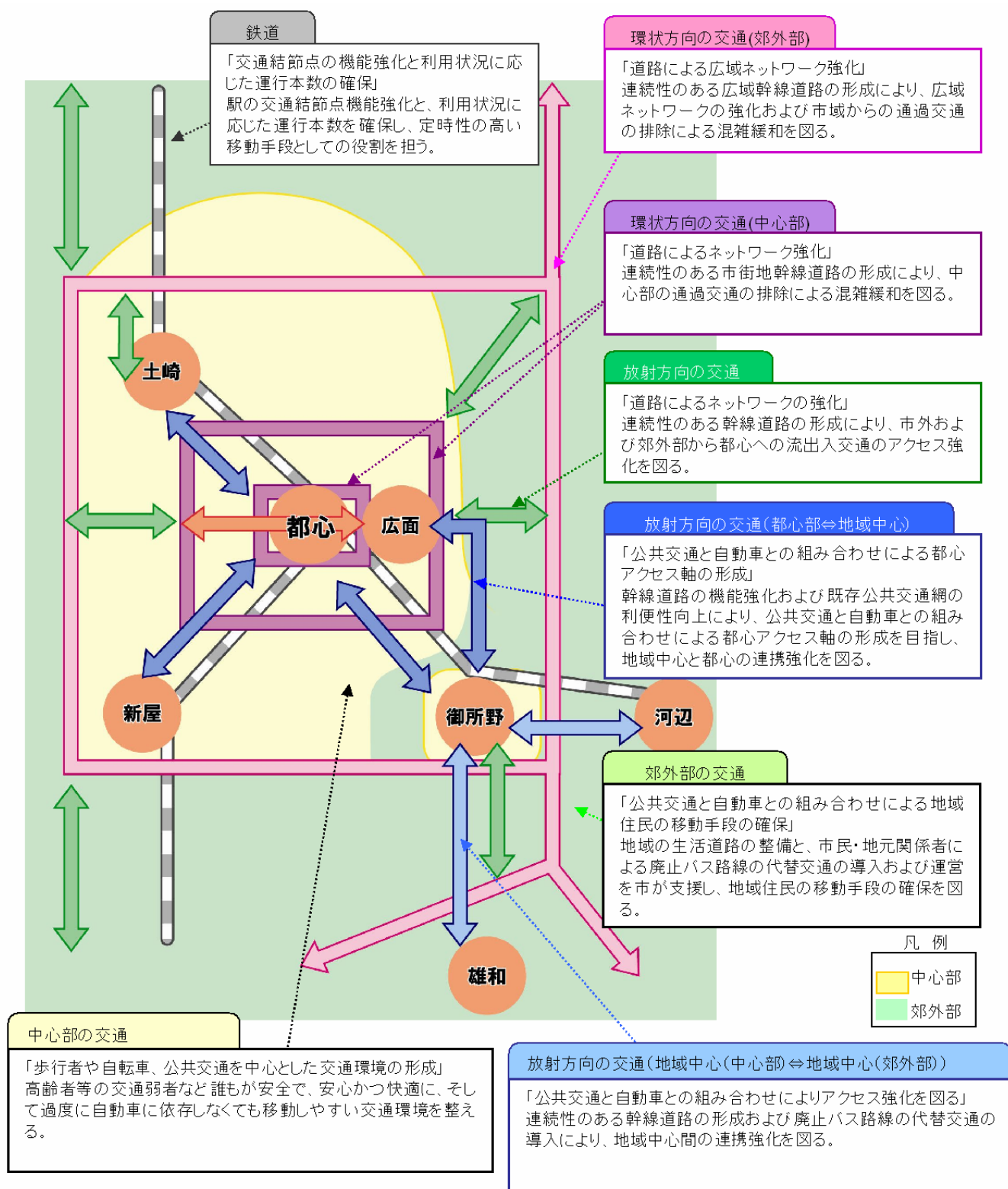
■ 渋滞を緩和する道路整備

- 渋滞ポイントとなっている箇所の解消に向けた道路整備を推進します。

【具体施策】

- 国道7号、13号、都市計画道路外旭川新川線などの整備促進

■ 将来交通体系イメージ図



(4) 安全・安心で利用しやすい交通体系の整備

■ 命を支える道路網の充実

- ・ 高次救急病院等の医療施設へのアクセスや、非常時の物資輸送などの活動を支える道路ネットワークを構築します。

【具体施策】

- ・ 緊急時の搬送・輸送道路網の機能維持
- ・ 沿道建物、橋梁などの耐震化
- ・ (仮称)現場急行支援システムの導入

■ 歩行者・自転車利用環境の整備

- ・ 超高齢社会の到来を見据え、歩行者が多い都心および中心部の鉄道駅周辺を中心として、安全で快適な歩行環境づくりを進めます。
- ・ 自転車は秋田駅を中心とした概ね 5 km圏内で利用率が高いことから、この圏内について自転車の利用環境の改善に取り組み、自転車が安全・安心かつ快適に走行できる環境づくりを進めます。

【具体施策】

- ・ 既存および新規整備道路における幅広歩道(幅員 3m以上)の整備
- ・ 無電柱化に係るガイドラインに基づく電線類地中化による歩道の広幅員化
- ・ 中心市街地における歩行者環境の改善(タウンビークル^{※24}環境整備事業、買物ポイントによる駐車場無料利用システムの導入)
- ・ 自転車利用のマナー向上のための啓発活動

■ シームレス化^{※25}、バリアフリー化の推進

- ・ 秋田市バリアフリー基本構想に基づき、利用者の多い鉄道駅周辺などを重点整備地区に定め、高齢者や障がい者等の公共交通を利用して移動する際の安全性や利便性の向上を図ります。
- ・ 身近な生活道路については、交差点の改良、通学路や福祉施設へのアクセス路等の主要経路での歩道の確保を行い、交通安全対策の充実を図ります。

【具体施策】

- ・ 鉄道相互やバス交通への乗り換えに関するシームレス化
- ・ 秋田市バリアフリー基本構想の重点整備地区における重点的な歩道拡幅や段差・勾配の解消
- ・ 交差点の改良、歩道の整備

■ 冬期間の安全性の確保

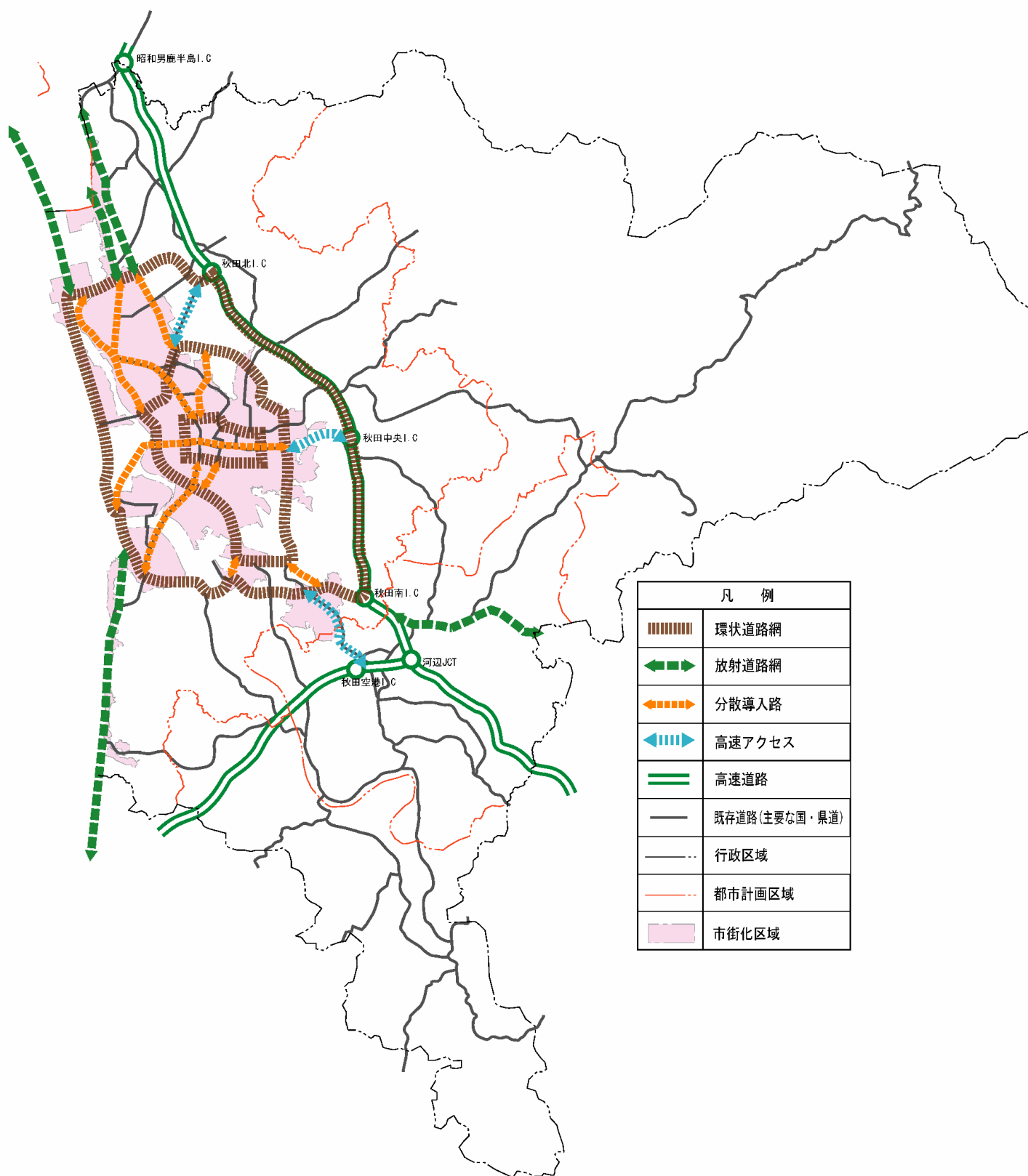
- 冬期の積雪・凍結による交通への影響を低減させるために、行政と市民、事業者が連携し除排雪の効率化を図るとともに、消融雪機能を備えた歩道のネットワーク化を図ります。
- 歩道や通学路の除排雪を充実し、安全な歩行空間の確保に努めます。

【具体施策】

- ・ 秋田市道路除排雪基本計画に基づく適切な除排雪施策の推進
- ・ 狭隘道路や行き止まり道路における地域住民の積極的な除排雪への参加
- ・ 歩道の消融雪設備のネットワーク化



■ 道路整備の基本方針図



3 水と緑の整備・保全の方針

(1) 水と緑の保全とネットワークづくり

■ 樹林地の保全

- ・ 水源の涵養、生き物の生息空間、まとまった緑の景観を形成する等、多様な役割を担っている、太平山に代表される東部山岳地帯や市南部の高尾山周辺などの樹林地については、今後とも、法に基づき適正な維持管理を行い良質な樹林地の保全を図ります。
- ・ 日本海沿岸に広がる海岸樹林地は、松くい虫等の大きな被害を受けました。白砂青松の風景回復、日本海からの風をさえぎり、本市の発展に大きな役割を担ってきたこの海岸樹林地の回復を図ります。
- ・ 街なかの樹林地については、所有者の高齢化や生活様式の変化、相続等の影響により、維持管理が困難になっているところもあるため、市民や NPO 等のボランティアと協働して、市民緑地制度^{※26}による保全を進めます。

【具体施策】

- ・ 適切な維持管理による緑の保全
- ・ 保安林、風致地区などの保全制度の活用
- ・ 水源涵養林の保全
- ・ 市民緑地制度などを活用した市民参加の維持管理による緑の保全

■ 農地の保全

- ・ 農地は稲作を中心に生活を支える基盤であるとともに、都市に身近な生物生息空間となっています。また、米の国あきたを象徴する田園風景の創出、地下水源の供給等多面的な機能を持っています。この機能を維持するためにも、農業振興地域の継続的な指定による良好な農地の保全を図ります。
- ・ 農村地域においては、人口減少による活力の停滞、後継者不足や減反等により耕作放棄地が増加傾向にあります。今後は、農業者だけでなく、地域住民や関係団体等が一体となって、農地の保全活動に取り組むとともに、農村の自然や景観などを守る地域活動を行っていくための継続的な活動体制づくりを促進します。

【具体施策】

- ・ 農業振興地域、農用地区域の継続的な指定
- ・ 生産者と地域住民等による継続的な保全活動

■ 水環境の保全

- 日本海沿岸や雄物川、岩見川、旭川など大小様々な河川・水路によって構成される豊かな水環境については、水辺に親しめる環境整備の促進とともに、水源を涵養する森林、水質など本市の水環境の保全を図ります。

【具体施策】

- ・ 港湾、河川の水質の保全

■ 水と緑のネットワークの形成

- 雄物川、岩見川、太平川、旭川、猿田川、草生津川などの河川、樹林地を活かした水と緑の拠点づくりを進めるとともに、これらを有機的に結びつける「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。
- 生き物にとっても水と緑のネットワークは大切な要素であり、河川改修等においては周辺自然環境に配慮した、多自然川づくりを促進します。
- 秋田らしい、秋田の風土に添った幹線道路網の街路樹の整備、また、都市計画道路の整備における街路樹の整備、草花等の花壇、プランター等の管理充実により、緑のネットワークづくりを進めます。

【具体施策】

- ・ 街路樹、河川沿い遊歩道などの連続性の創出

（２）県都秋田の“顔”のイメージアップとニーズに応じた緑の創出

■ 緑を活かした“顔”づくり

- 秋田駅西口に広がる広小路、仲小路、中央通り、南通りから山王の官庁街に至るまでの一体的な地域において、道路等の緑化を推進し、連続して管理された緑のネットワークを形成し、緑豊かな県都秋田に相応しい景観を創出します。
- 秋田駅西口からの連続した道路等の緑化やポケットパーク等の整備を進め、緑のネットワークによる回廊空間の形成とともに、秋田駅東西を含めた秋田駅周辺地域および山王官公庁地域における幹線道路の一体的な緑化を推進します。
- 市民や事業者等との協働による管理された緑化を推進するために、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度の導入を検討します。さらに、地区計画等の活用により緑地の保全および緑化率規制等による市街地の緑化を推進します。

【具体施策】

- ・緑化地域、緑化施設整備計画認定制度などの制度活用による緑化の充実

■ 魅力ある公園整備

- ・本市の歴史や魅力を伝える観光拠点としての機能など多様な機能を有し、交流人口の拡大に寄与する公園整備を推進します。
- ・民有地を活用した公園整備などにより市民の身近なレクリエーションの場を確保するとともに、広域的な観光・レクリエーションの場を、民間活力などを活かしながら整備し、多様なニーズに応じた機能の充実を図ります。

【具体施策】

- ・観光拠点の整備(千秋公園、大森山公園)
- ・PFI^{※27}による公園整備

(3) 環境への負荷を低減する緑の保全・活用

■ 温室効果ガスの削減などに寄与する緑の保全と創出

- ・CO₂など温室効果ガスの削減に向けて、太平山県立自然公園や海岸部の松林など本市が有する広大な緑はもとより、社寺境内林などの身近な樹林地の保全・管理を図ります。
- ・生け垣の推進とともに、屋上緑化、学校校庭の緑化等、緑化が可能な空間については、市民・事業者・行政の連携により、積極的な緑化を進めます。

【具体施策】

- ・法規制に基づく適正な保全
- ・緑化助成制度の充実
- ・公共施設への緑化割合の義務づけの検討

■ 生物多様性の創出

- ・多様な生物の生息地となる、森林や農地、海域などの自然環境については、「使って守る」ことを基本に、積極的な利用・管理による保全を推進するとともに、レクリエーションの場などとして多面的な活用についても検討していきます。
- ・街なかの都市公園や公共施設緑地においては、ビオトープ^{※28}など生物生息環境の創出を推進し、都市内における生態系のネットワーク化の再構築を目指します。

- 道路等の整備時において、環境アセスメント^{※29}などの結果を踏まえながら、環境への負荷の低減に寄与する工法、手法の導入を進めます。

【具体施策】

- 市民参加による民有緑地の保全
- 生物多様性に寄与する工法、手法を導入した施設整備

（４）安全・安心に寄与する緑の保全と創出

■ 防災に寄与する緑の創出

- 台風やゲリラ豪雨などによる土砂崩壊や浸水などの自然災害の抑制に向けて、保水機能を有する森林や農地、その他防災に関連する規制区域等の緑の保全・創出を図ります。
- 市民の憩いの場としてだけでなく、緊急時の避難場所としての機能も有する公園等の拠点施設については、公園への防災機能の充実を図るとともに、教育施設との連携を図りながら適正な配置を進め、安全な避難体系の構築を図ります。

【具体施策】

- 急傾斜地等における緑の保全・創出
- 防災公園の整備
- 身近な都市公園への防災機能の充実

■ 公園緑地のバリアフリー化

- すでに利用されている身近な公園において、開設から長い期間を経ることにより、施設等の老朽化が著しいものも見られ、また、周辺住民の年齢構成や余暇ニーズの変化に対応できずに、利用が低迷している公園等があることから、周辺住民の参画により、ニーズに対応したバリアフリー化、利用用途に応じた施設の整備等、公園のリニューアルを推進します。

【具体施策】

- 公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新
- 公園リニューアルの推進

(5) 緑豊かな生活環境づくり

■ 公園緑地の整備・拡充

- ・暮らしに身近な公園として、街区公園や近隣公園、地区公園等住区基幹公園について、気軽に歩いて利用できる範囲(概ね 300m)に配置することを目指して、都市公園の整備および拡充を推進するとともに、新たに整備を行う公園については、企画段階からの市民参画を進めるとともに市民協働のもと適正な管理を推進します。
- ・千秋公園、大森山公園等の総合公園、八橋運動公園等、多くの市民が訪れる都市基幹公園について、未開設部分の解消を目指して、整備拡充を推進します。

【具体施策】

- ・身近な公園緑地、ポケットパークの整備と適正な維持管理
- ・未整備公園の整備推進

■ 緑化重点地区の活用

- ・緑の基本計画において、緑豊かな住宅地の形成や県都秋田の顔づくり、シンボルづくりの促進に向けて設定された緑化重点地区については、今後も優先的に緑化の推進や公園等の整備を進め、みどりの拠点地域としての機能の充実・維持を図ります。

【具体施策】

- ・緑化重点地区(秋田駅周辺地区、土崎周辺地区、新屋周辺地区、榎山周辺地区)における緑化の推進と維持・管理

■ 緑化の推進

- ・学校、官公庁敷地、道路等公共公益施設および用地においては、緑を感じられる景観を創造し、市街地部の緑を確保していくため、積極的な緑化の推進を図ります。
- ・新たな公共施設整備においては、積極的な緑化を図ると共に、草花等による彩りある風景の創出を促進します。
- ・緑豊かな住宅地の創出のため、地区計画等の区域内における緑化率制限制度の導入を検討します。
- ・住宅地等における市民発意による緑化のため、すでに導入している緑地協定制度を進めるとともに、市民緑地制度等を働きかけ、緑化の推進を誘導します。

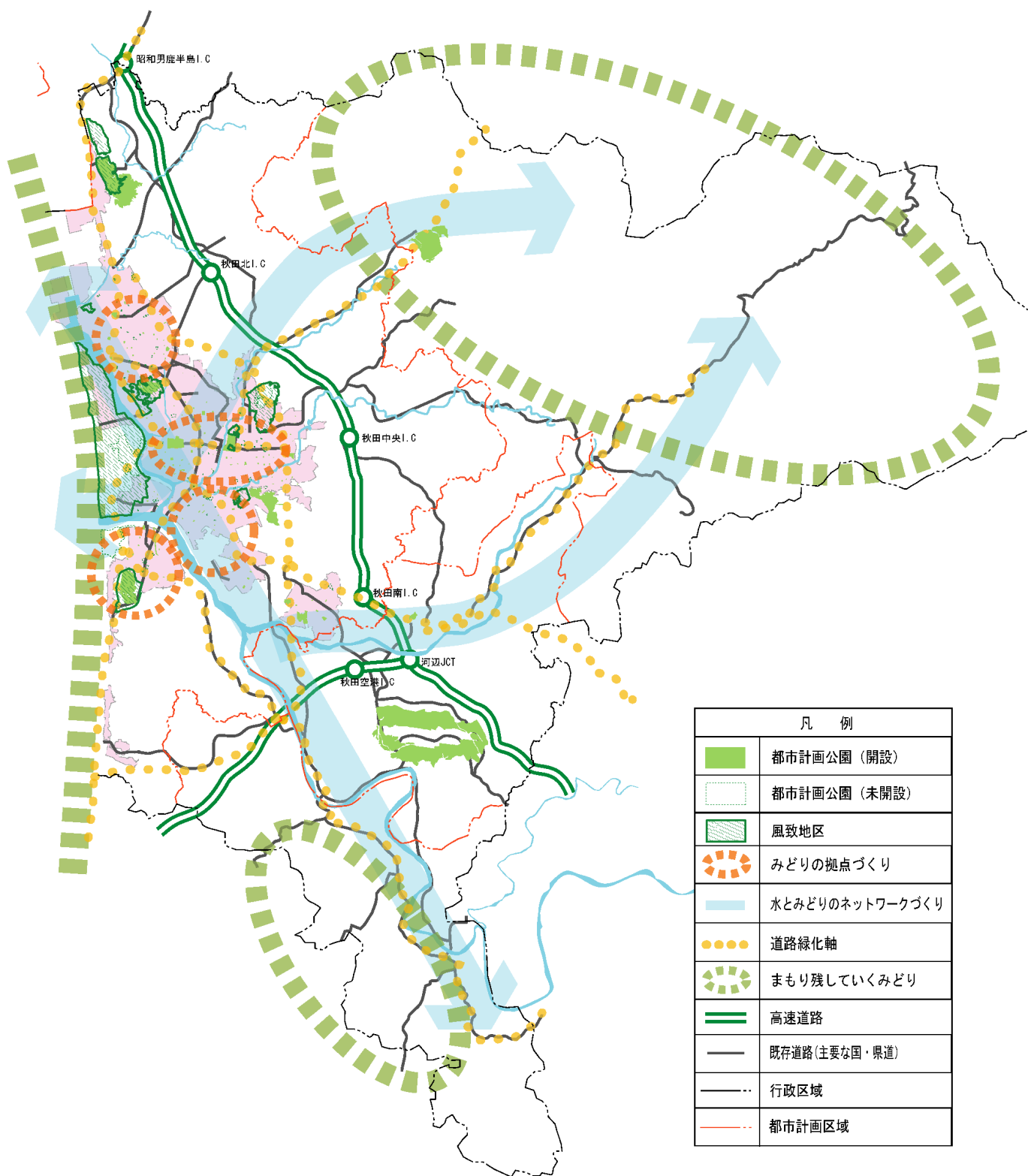
- 市街地における緑の確保のため、住宅地、工業集積地等における事業者等による積極的な緑地の確保を推進します。このため、大規模な事業所集積地については、緑化施設整備計画認定制度のほか、市民緑地制度の導入を働きかけるとともに、小規模な事業所においても緑化の推進を誘導します。さらに、地区計画等の活用により緑地の保全および緑化率規制等による市街地の緑化を推進します。

【具体施策】

- ・ 公共施設への緑化割合の義務づけ
- ・ 地区計画、緑地協定制度、市民緑地制度、緑化施設整備計画認定制度による緑化の推進



■ 水と緑の整備・保全の方針図



4 景観形成の方針

(1) 秋田市のイメージを形成する景観形成

- ・ 海岸、河川、山並み(眺望)など秋田らしい魅力ある景観づくりの骨格となる要素については、秋田市景観条例、秋田市景観計画に基づき、より良い景観を次世代に引き継いでいきます。
- ・ 歴史、文化、伝統や、それらによって培われてきた人々の営みや習慣、また、豊富な自然など、長い年月の間親しまれ、受け継がれてきた地域の特性に配慮し、地域らしさを育て、次世代に継承する景観づくりに努めます。
- ・ 市民一人ひとりが自ら創意工夫することで生まれる新しい発想により、県都にふさわしい風格と魅力のある景観づくりに努め、新たな「秋田らしさ」の創造を目指します。
- ・ 市民の主体的、継続的な取組によって育まれた「優れた都市景観」は、市民の共有財産として、地域への一体感や愛着や誇りなどを醸成します。これを推進するため、市民協働による景観づくりに努めます。

【具体施策】

- ・ 秋田市景観条例、秋田市景観計画に基づく景観誘導

(2) 活気のある都市景観の形成

■ 多様な手法を活用した景観づくり

- ・ 沿岸のクロマツの保安林や市街地を取り囲む丘陵地の斜面等の緑の保全と、市街地での都市公園の整備促進による緑の創出と保全による景観の形成を図ります。
- ・ 多様な都市機能が集積した「都心・中心市街地」「地域中心」においては、建築物などの建築行為の届出による意匠・形態の規制、屋外広告物の掲出に関する規制・誘導を図りながら、調和の中に活力が感じられる都市景観の形成を目指します。景観上重要な地区については、多様な制度を活用した景観形成を図ります。
- ・ 本市の顔、メインストリートである秋田駅西口から山王官公庁に至る一体的な地域において、県都秋田にふさわしい景観を創出します。

- 海岸部における産業・港湾施設との調和を図った、みなとまち秋田をイメージさせる海辺景観を創出します。
- 街路樹や草花等による緑化を推進し、魅力ある都市景観の形成を図ります。
- 地域住民が自ら定めるまちづくりルールに基づく、計画的で秩序ある街並みの形成を進めます。

【具体施策】

- 地区計画、建築協定、緑地協定による緑の保全・創出のルール化
- 景観形成に寄与する都市公園の整備促進

■ 地域特性を活かした景観形成

- 景観形成を図る上で、秋田杉などの地域の素材を活用した景観整備を進め、特色のある魅力づくりに取り組みます。
- 太平山や千秋公園、セリオン、赤れんが郷土館、旧金子家住宅などの本市の景観資源は、一方で観光資源として捉えられるものが多くあることから、自然や歴史・文化資源はもとより、人の暮らしぶりである生活環境を活かした観光都市としての景観整備を進めます。
- 寺町一帯の社寺林について、市街地に残る緑として、今後も保全を図ります。

【具体施策】

- 秋田杉を活用した景観づくりへの助成
- 地域住民との協働による、観光施策と連携した景観の保全・創出

■ 良好な道路景観の形成

- 沿道の無電柱化、街路樹および草花による沿道緑化の一層の推進、並木等の保全、広告物の規制・誘導により、良好な道路景観の形成を図ります。
- 周辺環境との調和に配慮しながら、海外からの来訪者にも分かりやすい交通案内サインの充実を図ります。

【具体施策】

- 景観重要公共施設制度の活用
- 「無電柱化に係るガイドライン」に基づく電線類地中化等の推進

(3) 自然と田園を活かした景観形成の推進

- 本市のシンボルである太平山、雄物川、海岸景観など、本市を代表する郷土景観の保全を図ります。また、優れた景観の眺望点である千秋公園、天徳寺山などについては、視点場の確保と眺望景観の保全を図ります。
- 耕作放棄地の解消や里地里山の適正な維持管理などにより、身近な生物の生息空間、地下水源の供給などの多面的な機能に配慮しながら、秋田の原風景を形づくる、“米の国秋田”を象徴する田園風景の保全を図ります。
- 特色ある中山間地域の景観の保全・創造を図るため、里地里山の利活用と広葉樹林の造成、森林空間の市民利用を促進します。
- 地域固有の生態系保全の視点から、地域の風土に配慮した樹種、草花を活用した、潤いのある景観創出を進めます。

【具体施策】

- ・ 視点場の確保に向けた建築物の高さ制限の導入検討
- ・ 工場、事業所、交通量の多い幹線道路の緑化の充実
- ・ 在来の樹種、草花の緑化材料としての活用

(4) 安全性にも寄与する景観づくり

- 街灯の整備やライトアップ、沿道店舗からの照明などにより、観光地としての魅力を高めながら、防犯にも寄与する夜間景観の演出を図ります。
- 敷地内での緑化と安全に配慮した夜間照明の設置等を推奨し、緑に包まれたうるおいのある、安全な工業地の景観形成を図ります。
- 宅地化された空閑地における環境美化、見通しなどに配慮した建物整備など防犯に配慮した景観形成を図ります。

【具体施策】

- ・ 観光資源などのライトアップ
- ・ 防犯の視点を取り入れた公共施設などの整備

(5) 歴史・文化を活かした景観づくり

- 歴史資源と一体となった緑は市民の憩いの場として、あるいは地域の歴史を象徴する重要な要素となっていることから、優れた歴史的風土を形づくる緑として、その保全を図ります。

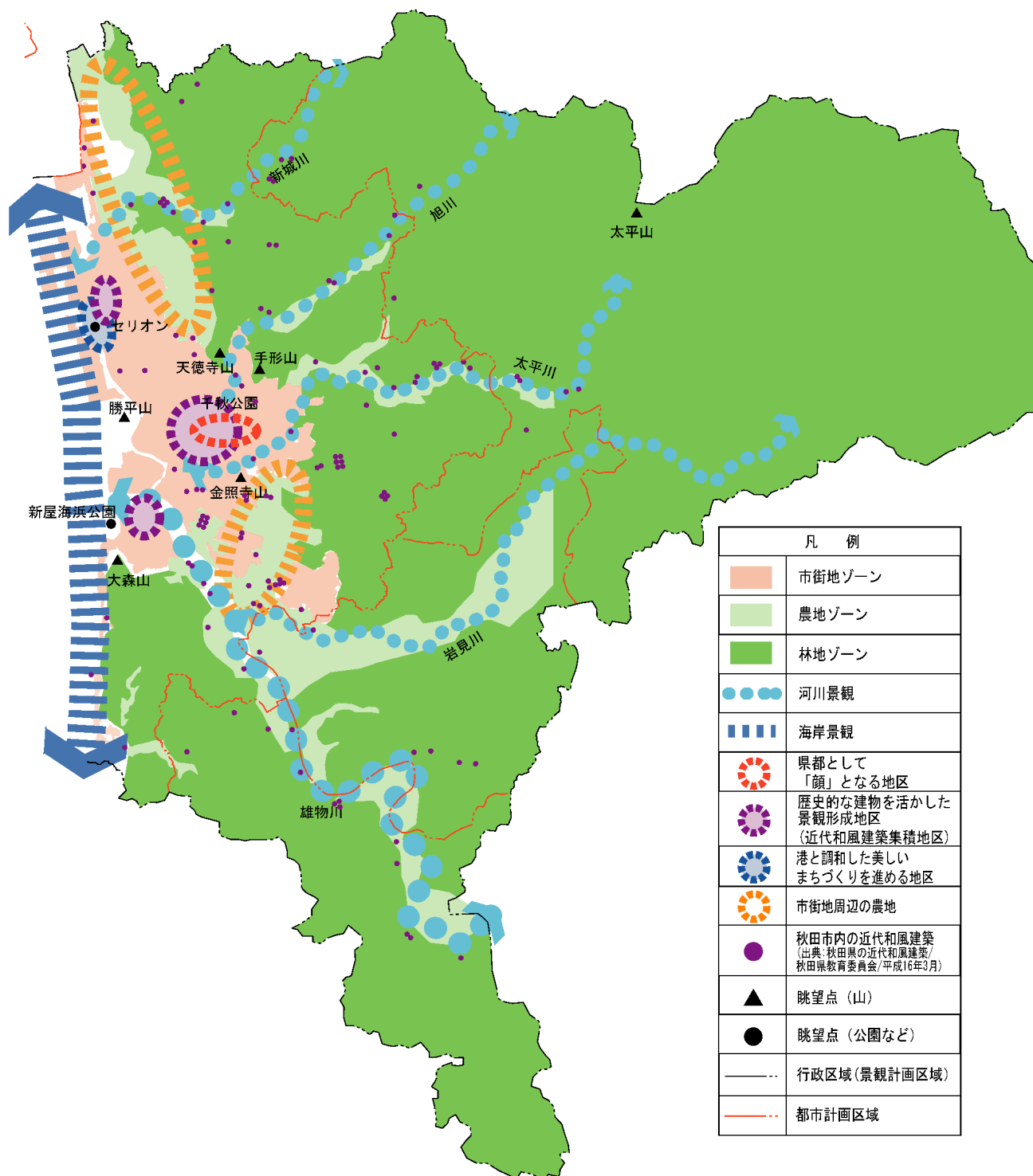
- 歴史的・文化的資産は景観の観点からも貴重な景観資源と捉えられるものが多くあることから、文化財保護行政と連携をとりながら、景観重要建造物の指定を検討するなど景観の向上を図ります。
- 貴重な景観資源でもある社寺境内など歴史・文化的資産については、文化財保護行政と連携しながら、景観重要建造物などの景観法の制度活用により景観の向上を図ります。
- 歴史的資源、観光的施設の維持、保全とその周辺住民の理解と配慮により、その雰囲気を継承した景観形成を図ります。

【具体施策】

- 新屋における町家を活かした景観づくり
- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定
- 史跡、名勝の保存・整備(秋田城跡、地蔵田遺跡、千秋公園(久保田城跡))



■ 景観形成の方針図



5 その他の都市施設の整備方針

(1) 社会環境の変化に対応した都市施設のマネジメント

■ 既存ストックの活用

- ・ 上下水道やごみ処理施設、学校施設、コミュニティセンターなどをはじめとする各地域の都市施設については、効果的・効率的な都市経営に向けて、既存ストックの活用を基本とし、必要に応じた適切な整備を図ります。

【具体施策】

- ・ 各種整備計画に基づく計画的な施設整備の推進
- ・ 上水道、公共下水道の施設の長寿命化、耐震化に向けたマネジメントの実施

■ 生活利便性の向上に資する都市機能の充実・誘導

- ・ 既存の都市施設については、相互の役割分担を踏まえた有効利用と各地域の特性に応じた機能の充実を図り、都市機能のバランスに配慮した施設整備を推進します。
- ・ 本市の拠点地域となる「都心・中心市街地」および「地域中心」においては、都市機能の集積を支える都市施設の優先的な整備・充実を図ります。

【具体施策】

- ・ 生活利便性の向上に資する上下水道の整備推進
- ・ 交流人口の確保とにぎわいの創出に向けた情報案内機能整備の充実

■ 産業振興に向けた都市基盤の充実

- ・ 県全体の発展を牽引する中心都市として、更なる活力の創出を目指し、商業・業務、工業などの起業、新規誘致の呼び水となる都市基盤の整備・充実を推進します。

【具体施策】

- ・ 環境に配慮した産業インフラ整備の充実

■ 景観に配慮した都市施設の整備

- ・ 都市施設の整備にあたっては、周辺環境との調和に配慮しながら、オープンスペースの確保や敷地内緑化を推進し、本市ならではの緑豊かな景観づくりを目指します。

【具体施策】

- ・緑化助成制度の充実
- ・公共施設への緑化割合の義務づけ

（２）環境負荷の低減に配慮した都市施設の整備

- ・都市施設の新規整備や既存施設の解体に伴って排出される CO₂を抑制し、環境への負荷を低減するため、既存ストックの有効活用を基本とします。
- ・新たな都市施設の整備にあたっては、「都心・中心市街地」および「地域中心」への優先的な集約化を図るとともに、周辺の自然環境への配慮はもちろん、省エネルギー型システムの導入、太陽光や雪氷冷熱などの自然エネルギーの活用、緑化の充実など環境負荷に配慮した整備を推進します。
- ・公共下水道の整備により公共用水域における環境負荷の軽減を図るとともに、処理施設においては新たな技術などを積極的に取り入れ、無駄のない資源の活用を図ります。

【具体施策】

- ・(仮称)環境配慮型施設整備マニュアルに基づく施設整備の推進
- ・太陽光発電など、自然エネルギーの積極的な活用
- ・資源の効果的な再利用と循環システムの構築

（３）安全・安心なまちづくりに向けた都市施設の整備

- ・多くの人が利用する公共施設は、緊急時の避難場所としての役割も果たすことから、耐震化や不燃化など防災性の向上を図るとともに、防災拠点機能の付加・充実を図ります。
- ・日本海に面し、大小さまざまな河川・水路が流れる本市においては、治水機能の向上を目指し、港湾・河川の計画的な整備の促進とともに、下水道事業をはじめとした雨水排水対策を推進します。
- ・災害などの緊急時にも、市民が安全に避難できるように、都市公園などの避難場所の計画的な整備を図るとともに、緊急車両が円滑に通行できる道路整備を進めます。

【具体施策】

- ・公共施設の耐震化・不燃化の推進
- ・防災拠点を結ぶ緊急時の搬送・輸送道路ネットワークの構築
- ・沿道建物、橋梁などの耐震化

6 住環境・市街地整備の方針

(1) 集約型都市構造の実現に向けた街なか居住の促進

- ・ 本市の拠点地域となる「都心・中心市街地」および「地域中心」では、人口密度の高い集約型の市街地形成による活力向上や効果的・効率的な都市経営を目指し、居住人口の集約化に向けた、街なか居住への誘導の取組を進めます。
- ・ 拠点地域においては、財政的な優遇措置などの必要な施策を展開しながら、老朽建築物の建て替えや複合化・共同化、市街地の低未利用地の活用による中層マンションの供給などを誘導し、良質な住宅の確保による郊外部から拠点地域への住み替え促進に取り組めます。

【具体施策】

- ・ 街なか居住の促進に向けた誘導施策の導入
- ・ 地域拠点への集合住宅整備に関する助成制度の導入の検討

(2) 質の高い住環境の形成

■ 多様なライフスタイルに対応した適正な住宅供給

- ・ 人口減少社会の到来を踏まえ、需要を超える過剰な住宅供給を防止するため、市民のライフスタイルの多様化にも配慮しながら、市全体のバランスを踏まえた適正な住宅供給を推進します。
- ・ 効率的な都市経営に向けて、既存の市営住宅など公的な住宅ストックについては、その有効活用を図ります。また、民間市場との連携を図りながら、民間の空き家・空室の適正な維持管理に向けた方策を進めます。
- ・ 超高齢社会の到来を見据え、住宅のバリアフリーやユニバーサルデザイン^{※30}化、2・3世代居住、グループホームなど、エイジフレンドリーシティの実現に向けた、多様なニーズに対応した住宅の供給を図ります。

【具体施策】

- ・ 公営住宅長寿命化計画の策定
- ・ 高齢期を見据えた各地域拠点への住み替え支援
- ・ 多様なニーズに応じた住宅供給の促進

■ 魅力ある居住環境の形成に向けた街並み景観づくり

- ・ 秋田の風土・文化と調和した良質な住宅整備に向けて、市民と協働し、まちづくりルール等の導入を図りながら、本市ならではの魅力ある街並み景観の形成を目指します。

【具体施策】

- ・ 地区計画、建築協定などによる住民主導のルールづくりの推進

（３）環境にやさしい住まいづくりの推進

- ・ 雪国という本市の気象条件に対応しながら、太陽光発電などの自然エネルギーの活用など、環境負荷の少ない環境共生型の住宅づくりを促進します。
- ・ 本市が有する豊かな森林環境を将来にわたって維持・管理していくために、建材の地産地消による住宅づくりを促進します。

【具体施策】

- ・ 自然エネルギーの活用など、環境共生型の住宅整備の促進
- ・ 県産材活用への優遇措置の導入

（４）誰もが安全・安心して住み続けられる住まいづくり

■ 災害対策の充実

- ・ 地震や台風などの自然災害による被害防止・軽減に向けて、建物の耐震化や不燃化を推進し、災害に強い住環境の形成を目指します。
- ・ 昭和 40 年代から 50 年代に建設された高梨台団地などの公営住宅については、秋田市住生活基本計画に基づき、建て替えや修繕を実施します。
- ・ 既存の市街地や集落内の生活道路については、安全・安心な住環境の形成に向けて、地区計画等の活用による建て替えなどを契機とした修復型のまちづくりとともに、歩道整備や緊急車両の通行を妨げる狭隘道路の解消などを促進します。
- ・ 災害に対しては、自助の取組が重要ですが、高齢者や障がい者など災害弱者に対して、地域等が一丸となって助け合えるように、日常生活におけるコミュニティの維持・充足に向けた支援を行います。

【具体施策】

- ・ 秋田市地域防災計画および秋田市耐震改修促進計画に基づく耐震化・不燃化の促進

- ・地区計画の指定などによる修復型のまちづくりの促進

■ 安心して暮らせる住まいづくり

- ・ 子どもから高齢者まで、誰でも安全・安心に生活することができるように、ユニバーサルデザインによる住宅づくりや健康に配慮した住まいづくりを推進します。

【具体施策】

- ・ 秋田市住生活基本計画の策定
- ・ 多世帯型住宅建設が可能な容積率への見直し
- ・ 既存住宅におけるバリアフリー化の促進

（５）市街地開発事業の推進

■ 土地区画整理事業の推進

- ・ 現在、土地区画整理事業が進められている秋田駅東、秋田駅西北地区については、計画的に道路、公園などの都市基盤を整備し、良好な市街地の形成を図ります。また、事業着手の見込みが立たない地区については、地区の実情に応じた市街地環境の形成に向けて、整備手法の見直しを含め検討します。

■ 市街地再開発事業の推進

- ・ 中通一丁目地区市街地再開発事業については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ります。また、秋田駅前地区の未整備区域については、社会経済状況も踏まえ、立地にふさわしい再開発事業の展開を目指します。

（６）まちづくりルール(地区計画制度等)の積極的な活用

- ・ 既成市街地等においては、住民の合意形成を図りながら、建築協定や地区計画制度などのまちづくりルールを積極的に活用し、地域の特性に応じた良好な環境形成を進めます。

【具体施策】

- ・ 既成市街地における地区計画などの活用の働きかけ
- ・ 市民提案による“まちづくりルール”活用の促進





第3章 地域別構想

地域別構想は、市内7地域ごとに、地域の現況、アンケート調査や地域別ワークショップでの住民の意向、課題などを踏まえて、将来のまちづくりの方向性を示すものです。

なお、まちづくりの方向性については、全体構想で示されている、土地利用の方針、交通体系の整備方針、水と緑の整備・保全の方針、景観形成の方針、その他の都市施設の整備方針、住環境・市街地整備の方針に基づくものです。



1 中央地域

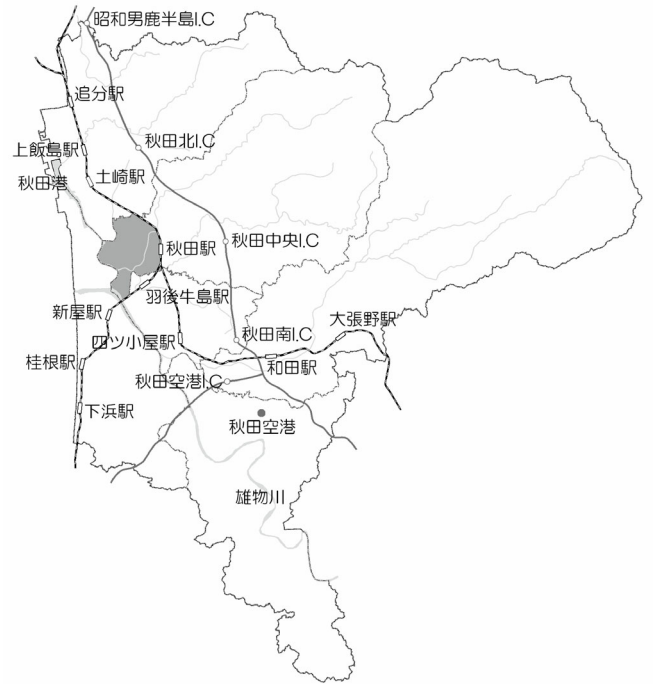
(1) 地域の概要

① 概況

中央地域は、本市のみならず、秋田県全体の拠点となる地域として、商業・業務機能、行政機能、交通機能など、あらゆる分野の都市機能が集積しています。

中心市街地は、鉄道やバスなど市内公共交通の拠点、商業・業務系施設が集積しているとともに、千秋公園などを活かした秋田市らしい街なか空間が形成されています。

山王地区には、市役所をはじめ、国や県の官公庁施設が集積しており、県の中心拠点としての役割を果たしています。また、八橋運動公園が整備されるなど、うるおいのある都市空間が形成されています。

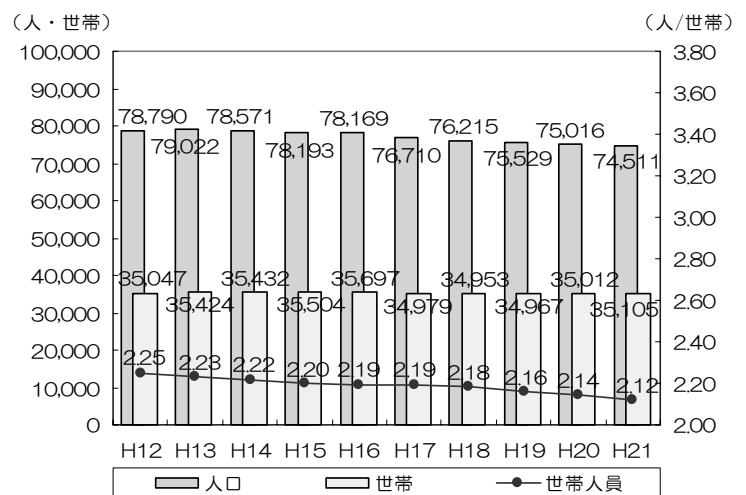


② 人口・世帯数の推移

中央地域の平成 21 年 10 月 1 日時点の人口は 74,511 人となっており、平成 12 年からの 10 年間で約 5.4% (4,279 人) 減少しています。

一方、世帯数は、平成 21 年で 35,105 世帯と 10 年間で約 0.2% (58 世帯) 増加と、ほぼ横ばい傾向を示しています。1 世帯当たりの人員は 2.25 人/世帯から 2.12 人/世帯に減少するなど、7 地域の中でも特に核家族化や単身世帯の進行が顕著となっています。

地域内の年齢別人口構成比(平成 17 年国勢調査より)をみると、年少人口(15 歳未満)が 12.5%、生産年齢人口(15~64 歳)が 65.4%、老年人口(65 歳以上)が 21.9%と、7 地域の中で 2 番目に生産年齢人口の割合が高い地域となっています。



※住民基本台帳(各年 10 月 1 日時点)より。H12,17 は国勢調査結果

③ 土地利用の状況・課題

中央地域の面積は約 1,810ha で、地域全体が秋田都市計画区域（線引き都市計画区域）に指定されています。河川部を除いたすべての地域に用途地域（約 1,450ha）が指定されており、農業地域や森林地域など、都市地域以外の地域指定はありません。

また、良好な都市景観を保全すべき地域として、千秋公園に隣接した地区に城跡風致地区が指定されています。

【商業・業務地】

本市の中心市街地には、大規模商業施設やホテル、小売店舗等が集積する商業地が形成されています。仲小路の一部はモール化され、市民の買い物の場となっていますが、近年では小売店舗数の減少に伴う空き店舗・低未利用地の増加や拠点性の低下が懸念されており、商業活力の向上・創出に向けて、良好な歩行者空間の確保や新たなイベントの創出など、ハード・ソフト両面からの対応が求められています。また、旭川沿いの大町地区では、古くからの娯楽飲食街が形成されており、現在もにぎわいをみせています。

都市計画道路新屋土崎線をはじめとする幹線道路沿いには、沿道型の大規模商業施設が進出しており、既存の商業・業務系施設とともに、後背に広がる居住環境と調和した商業地の形成が求められています。

【住宅地】

密度の高い住宅地が形成されており、近年では、マンションの進出も見られます。また、山王地区や川尻地区、秋操地区では、大規模な土地区画整理事業によって、都市基盤が整備された良好な住宅市街地が形成されています。

人口減少の影響により、空き家や空室の発生が課題となっていることから、生活利便性の高い都心部への街なか居住を促進するなど、既存ストックを活用していくことが求められています。

【工業地】

旧雄物川に沿って工業地が広がっています。

今後も、近接する秋田港周辺の工業団地との連携強化による、産業全体の活性化に向けた環境整備を進めるとともに、周辺の自然環境や居住環境と調和した操業環境の維持・更新が求められています。

【農地・自然環境】

高度な都市的土地利用が進む本地域では、まとまった農地は残されていませんが、旭川や太平川、草生津川などの複数の河川が地域内を流れ、また千秋公園や八橋運動公園、寺町地区には、貴重な緑地空間が確保されており、うるおいのある都市空間を生み出しています。

【その他の拠点・都市機能】

中心市街地には、観光拠点にもなる千秋公園およびその周辺に秋田県民会館や市立中央図書館などの文化機能が整備されており、北側の県立脳血管研究センター、南側の中通総合病院や秋田南税務署など、医療機能や一部の行政機能が整備されています。

山王地区には、市役所をはじめ秋田県庁や高等裁判所など、国や県の官公庁施設が集積しており、行政機能の中心拠点となっています。また、八橋運動公園や秋田市文化会館、県立図書館や県立体育館などのスポーツ・文化施設も多数立地しています。

市および県全体の発展を支える中心拠点として、これら既存都市機能の維持と更なる充実が求められています。

④ 交通施設の整備状況・課題

【地域間・地域内交通】

都市計画道路秋田環状線、千秋広面線、川尻総社線などで構成される都心環状道路は、周辺地域から都心への発着交通に対処する道路として位置づけられており、都心・中心市街地を取り囲むように整備されています。また、都心の通過交通を排除するための市街地環状道路として、国道7号、13号が整備されています。

本市の環状道路網を相互に連絡する分散導入路としては、都市計画道路新屋土崎線、中通牛島線などが整備されています。今後も、各路線の未整備区間については計画的な整備が望まれます。

【公共交通】

本地域には、JR 秋田新幹線、奥羽本線、羽越本線が発着する秋田駅が整備されています。また、駅西口には市内の各地域へ向かう路線バスのバスターミナルが整備され、市民のみならず県内外からの来訪者にとっても、重要な交通拠点となっています。

今後は、鉄道とバス交通の連絡性の向上による公共交通の更なる利便性向上を目指すとともに、マイカー依存からの脱却によるCO₂の排出抑制に向けたライドアンドライドの促進や新たな地域内移動システムへの移行に向けた環境整備など、ソフト・ハード両面での対応が求められています。

⑤ その他の状況・課題

【景観形成】

中心市街地は、県内外の来訪者が集まる本市の玄関口として、県都秋田のイメージアップに繋がる秋田らしい景観形成が求められています。今後は、豊かな自然環境と歴史的・文化的景観を有する千秋公園を活かしながら、魅力ある街なか景観づくりを進めていく必要があります。

山王大通りでは、沿道緑化や電線類の地中化などが進められ、本市のシンボルロードとして緑豊かな良好な都市景観が形成されています。今後も引き続き、緑環境の適切な管理や屋外広告物等の規制・誘導策の導入などにより、良好な景観を維持してい

くことが重要となります。

また、寺町地区や大町地区では、昔ながらの歴史的な街並みが残されています。こうしたエリアについても、老朽建築物の建替えに配慮しながら、貴重な街並み景観の保全を図っていくことが求められています。

（２）目指すべき地域の姿

歴史・伝統と現代がふれあう 粋なまち

- 県的发展を牽引する 高次都市機能が集積したにぎわいのあるまちづくり
- 秋田らしさと歴史・文化が香る 魅力あふれる県都秋田の“顔”づくり
- 市内外への交通拠点として 公共交通の利便性が高いまちづくり

本地域は、本市のみならず県の産業活動の中心地であり、県全体の発展を牽引する役割を担った地域です。今後も商業・業務・行政などの既存都市機能の維持・拡充を図るとともに、県都にふさわしいにぎわいと活力あふれる拠点市街地の形成を目指します。

また、秋田新幹線の発着駅である秋田駅を有する本地域は、県内外からの来訪者を迎える玄関口としての役割も担っていることから、県都秋田のイメージを形づくる“顔”として、秋田ならではの歴史・文化・自然を活かした魅力ある市街地環境の形成を推進します。

さらに、秋田駅は市民の日常生活を支える、鉄道やバス交通などの公共交通の中心拠点でもあることから、円滑な都市間・都市内移動の確保に向けて、更なる利便性の向上に資する環境整備に取り組みます。

（３）まちづくりの方針

① 土地利用の方針

【都心・中心市街地の活性化】

- 商業・業務機能や交通機能が集中する秋田駅周辺から、行政機能が集中する山王地区を、本市の都心・中心市街地として位置づけます。
- 中心市街地については、市民の生活拠点として、また県内外からの来訪者の玄関口として、商業・業務機能の維持・充実を図るとともに、行政・医療・文化機能など、多様な都市機能の集積・拡充に向けた環境整備を進め、人が集うにぎわいのある市街地の形成を目指します。

- 市役所をはじめ、国・県の様々な官公庁施設や公共公益施設が集積する山王地区のパブリックゾーンにおいては、県の発展を支える行政拠点として、引き続きその機能の維持・充実を図るとともに、行政の中心地にふさわしい、ゆとりとうるおいのある都市空間の維持・管理を促進します。
- 仲小路をはじめとする既存の商業地においては、各種イベントなど自由に使える空間づくりや歩いて楽しめる買い物環境の創出など、街なかに人を集客するためのソフト面の充実による活力の向上を促進します。
- 幹線道路沿いの沿道型サービス施設については、中心市街地との商業機能の役割分担を図りつつ、都市機能の拡充に向けた計画的な立地を誘導します。
- 東北随一の繁華街である川反地区については、秋田の観光のにぎわいの原点として、地域文化・生活風習などを印象づける街並み形成や、隣接する旭川の親水性の向上など、各種協定等のエリアマネジメントを視野に入れた景観づくりを進めます。

【快適な居住環境の形成】

- 本市の中でも、高い生活利便性を有する本地域においては、集約型都市構造の実現に向けた街なか居住の促進に向けて、空き家・空室など既存ストックの活用や民間活力の導入を図り、郊外部からの住み替えの受け皿となる高齢者向け住宅等の確保・整備を促進します。
- 商業・業務系市街地内に残された、狭隘道路や狭小敷地によって構成される従来からの低層住宅地については、適切な道路や日照・通風が確保された良好な居住環境の形成に向けて、住民や行政の協働により、地区計画や建築協定などのまちづくりルールを導入を促進します。
- 土地区画整理事業等によって、良好な居住環境が形成されている住宅地については、引き続きその環境の維持・増進を図り、住宅地周辺の幹線道路沿いの商業・業務地については、後背の居住環境への十分な配慮を求めます。

【工業地の環境整備】

- 旧雄物川沿いの工業地については、周辺風致地区の自然環境や住環境との調和に配慮するとともに、産業振興に資する良好な操業環境の維持・更新を図ります。
- 工業地内に残された低未利用地については、都心部への良好なアクセス性を活かした企業誘致の促進により、有効利用を図ります。

【空き地・空き店舗等の利活用】

- 市街地内に残存する空き地や緑地については、市民や行政など多様な主体が連携・協働しながら適切な管理を図り、ポケットパークや除雪スペースとして、良好な市街地環境の形成に向けたオープンスペースとしての活用を図ります。

- 既存施設や商業地で発生している空きビル・空き店舗については、所有者の協力を得ながら、地域住民や高齢者の交流の場などとして有効活用し、地域内の活力の創出を促進します。

【自然環境の保全・管理】

- 本市の歴史・文化を象徴する千秋公園や市民のスポーツ拠点となる八橋運動公園などの大規模な公園については、市街地にうるおいを与える貴重な緑地空間の適切な保全・管理を図ります。
- 旧雄物川、旭川、草生津川、太平川など、地域内を流れる河川については、豊かな水資源の保全・管理と親水空間としての水辺環境の整備を促進します。
- 寺町地区に残存する境内の緑地空間については、その歴史的環境とともに、適切な保全・管理を図ります。

② 交通体系の整備方針

【幹線道路の整備促進】

- 地域内を通る市街地環状道路や都心環状道路などの環状道路については、未整備区間（都市計画道路川尻広面線等）の整備を促進し、市内環状道路ネットワークの早期完成を目指します。
- 環状道路網を相互に連絡する分散導入路については、関係機関との調整を図りながら、都市計画道路新屋土崎線や中通牛島線など、整備済みの道路の適切な管理を進めるとともに、未整備区間の計画的な整備を促進します。
- 秋田駅の東西を結ぶ秋田中央道路の適切な管理と、都市計画道路千秋広面線の機能強化や千秋山崎線の整備を促進し、秋田駅東西の交通渋滞の緩和および都心部への円滑なアクセス性の確保を図ります。

【持続可能な公共交通の確保】

- 市内外へ移動する際の拠点となる秋田駅については、交通結節拠点としての機能の充実に向けて、高齢者をはじめ、誰もが安全かつ円滑に移動できる交通施設の整備を図るとともに、鉄道とバス間の円滑な乗り継ぎ環境の整備など、相互の連携強化を促進し、更なる利便性向上を目指します。
- 秋田駅を中心とした円滑な都市内交通網の整備に向けて、秋田駅と各地域の地域中心を結ぶ、幹線バス路線の連携強化を促進します。
- 駅前のターミナルや駐輪場の利活用による、ライドアンドライドなど低炭素型の地域内および都市間移動への移行を促進します。
- 都市計画道路泉外旭川線による交通環境の変化を見極め、JR との連携を図りながら、泉・外旭川地区における新駅の方向性を検討します。

【中心市街地のにぎわい創出に向けた交通環境の整備】

- 中心市街地のにぎわい創出に向けて、バリアフリー型の歩行者空間の確保や駐車場・駐輪場の整備、車両進入規制や駅前駐輪の規制緩和などの検討、道路の利用形態などによっては走行空間の分離の検討を行うなど、歩行者・自転車・車など多様な交通手段が共存できる、快適で魅力的な市街地環境の形成を促進します。
- タウンビークル環境整備事業の推進や買い物ポイントによる駐車場無料システムの導入など、中心市街地の歩行者環境の改善によるにぎわい創出を目指します。
- 仲小路における歩行者モール化などの検討を図りながら、歩いて楽しめ、滞留空間にもなる商業環境の形成を促進します。

【安全で快適な道路環境づくり】

- 電線類の地中化を進めるとともに、狹隘道路の解消や歩道の確保を図り、人に優しい道路空間づくりを進めます。
- 市街地内におけるポケットパークの整備により、快適で魅力のある歩行空間の創出を推進するとともに、地域住民をはじめとする多様な主体の協働による適切な維持・管理を図ります。

③ その他の方針

【市街地開発事業の計画的な整備】

- 秋田駅西北地区については、土地区画整理事業の円滑かつ計画的な整備を推進し、多様な都市機能の集積が可能となる、駅周辺にふさわしい市街地形成を図ります。
- 中通一丁目地区市街地再開発事業については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ります。また、秋田駅前地区の未整備区域については、社会経済状況も踏まえながら、立地にふさわしい市街地再開発事業の展開を目指します。

【県都秋田の魅力ある“顔”づくり】

- 本市の玄関口となる中心市街地については、県都秋田のイメージを形成する“顔”づくりに向けて、魅力ある都市景観の形成を目指します。
- 都心部の貴重な緑と歴史・文化の場となる千秋公園の活用に向けて、公園と市街地を結ぶ導入部の魅力創出による、中心市街地との連携強化を図ります。また、商業施設等が立地するお堀周辺では、公園との連続性に配慮した景観の形成を図ります。
- 山王大通りについては、本市のメインストリートにふさわしい沿道機能の集積を促進するとともに、良好な都市景観を形成するケヤキ並木などの緑環境の維持・保全を図ります。

- 秋田らしい都市景観の創出に向けて、電線類の地中化や建築物、屋外広告物の形態規制の導入などにより、統一性のある美しい都市景観づくりを目指します。また、地元大学との連携・協働によるまちづくりデザインの導入など、活力と魅力あふれる都市空間の創出に向けた取組を促進します。

【水と緑のネットワークづくり】

- 都市にうるおいを与える水と緑のネットワークづくりに向けて、山王带状緑地の適切な維持・管理や旭川沿いでの沿川緑化の促進など、魅力ある河川環境の創出を図ります。
- 桜やコスモスなどの良好な景観が形成されている草生津川や太平川においては、市民や行政など多様な主体の連携・協働によって、引き続き魅力ある河川景観の維持・保全を図ります。
- 秋田駅前から山王地区の官公庁街に至る一体的な地域においては、沿道緑化など連続する緑空間の創出による、緑のネットワークづくりを促進します。

【安全安心なまちづくり】

- 安全安心なまちづくりに向けて、防犯活動や除雪作業などの地域コミュニティ活動の強化・充実を図ります。
- 地域内の既存施設や公園等を活用した、地域の子ども達との交流の場の創出など、住民同士のつながりの強化に向けた取組を促進します。
- 地域内の病院と連携しながら、近隣のコミュニティセンター、集会所などで健康づくりに向けた講座を開くなど、コミュニティレベルでの医療サービスの充実を促進します。
- 地震等の災害に強いまちづくりに向けて、地域内の老朽化建築物の建て替えと耐震化の促進を図ります。また、狹隘道路が残る地区については、地区計画等の導入により、緊急車両が円滑に通行できる道路を地区施設として確保するなど、安全性の高い環境整備を促進します。

■ 中央地域構想図



2 東部地域

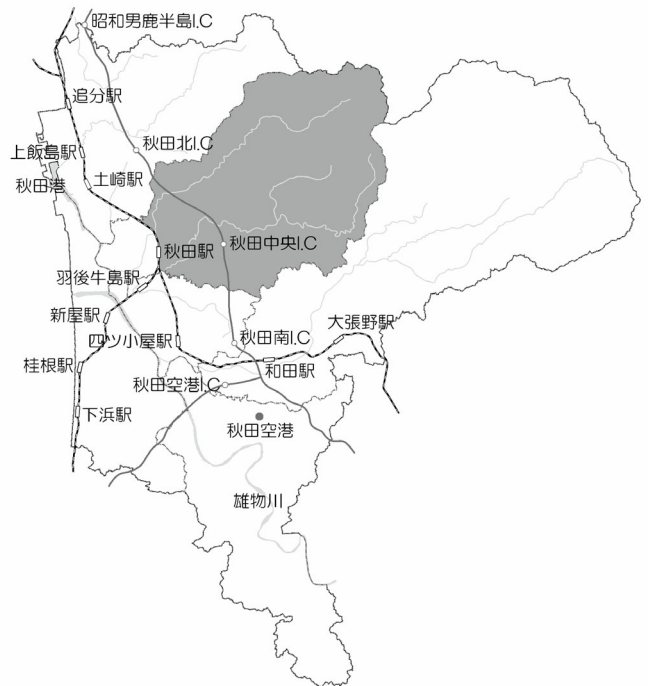
(1) 地域の概要

① 概況

東部地域は、秋田駅東口周辺に土地区画整理事業による基盤の整った住宅地が広がっており、地域内の幹線道路沿道には、多くの沿道型サービス施設が立地しています。

また、地域内には秋田大学やノースアジア大学をはじめとする高等教育機関が立地しており、学園都市としての性格を有しています。

市街地の東側には、良好な田園地帯や森林環境が広がっており、山間部には太平山リゾート公園や仁別国民の森などの観光拠点も整備されるなど、豊かな自然環境に恵まれた地域となっています。

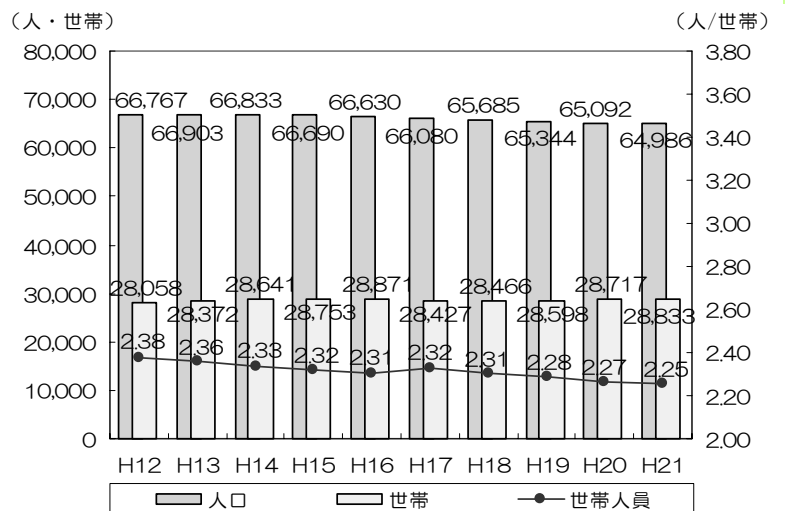


② 人口・世帯数の推移

東部地域の平成 21 年 10 月 1 日時点の人口は 64,986 人となっており、平成 12 年からの 10 年間で約 2.7% (1,781 人) 減少しています。

一方、人口減少が進む中で世帯数は平成 21 年で 28,833 世帯と 10 年間で約 2.8% (775 世帯) 増加しており、1 世帯当たりの人員も 2.38 人/世帯から 2.25 人/世帯に減少するなど、核家族化の進行や学生をはじめとする単身世帯の増加が見られます。

地域内の年齢別人口構成比（平成 17 年国勢調査より）をみると、年少人口（15 歳未満）が 11.9%、生産年齢人口（15～64 歳）が 65.5%、老年人口（65 歳以上）が 22.4% と、7 地域の中で最も生産年齢人口の割合が高い地域となっています。



※住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）より。H12,17 は国勢調査結果

③ 土地利用の状況・課題

東部地域の面積は約 17,930ha で、地域の約半分（約 8,270ha）が秋田都市計画区域（線引き都市計画区域）に指定されています。

秋田駅から東側に広がる市街地には用途地域（約 1,180ha）が指定されており、東側の田園・森林地域には、農業地域の農用地区域（約 1,020ha）や森林地域の国有林（約 5,250ha）、地域森林計画対象民有林^{※31}（約 8,850ha）、保安林（約 5,530ha）、自然公園地域の特別地域（4,400ha）が指定されています。

また、良好な都市景観を保全すべき地域として手形山風致地区が指定されています。

【商業・業務地】

本地域の市街地内に整備されている都市計画道路千秋広面線、秋田駅東中央線、川尻広面線の沿道に、沿道型サービス施設が立地しています。また、これらの 3 路線に接続し、本市の主要幹線道路のひとつでもある都市計画道路横山金足線の沿道においても、大規模な沿道型サービス施設が集中しており、本地域では自動車利用を前提とした沿道型の商業地が形成されています。

今後は、沿道型商業地の機能を維持していくとともに、既存商店街の活性化による地域住民の身近な買い物環境の充実など、自動車移動に頼らない生活環境づくりが求められています。

また、秋田駅東地区についても、本市の“顔”となる秋田駅と一体を成す地区として、都市機能の更なる充実を図り、拠点性の向上を推進していく必要があります。

【住宅地】

秋田駅東地区では、これまでに実施されてきた土地区画整理事業により、道路など良好な都市基盤が整備されており、そのエリアに戸建を中心とした比較的密度の高い住宅地が形成されています。また、事業が実施されていない地区でも、昔からの既存住宅地や民間開発等によって整備された住宅地が広がっています。

地域の北側には、手形山団地をはじめとする戸建住宅地が整備されており、都市計画道路横山金足線より東側の地区でも、大規模な住宅団地が開発されています。

郊外の田園地帯の既存集落においては、高齢化や人口の流出による空き家の増加や地域の活力低下が課題となっており、地域コミュニティの維持に向けた対策が求められています。また、下水道施設の整備が不十分な地区も見られるため、快適な集落環境づくりを進めていく必要があります。

【農地・自然環境】

地域の東側に広がる田園・森林地域では、山間の平野部に優良農地が確保されており、今後も貴重な農業生産の場として積極的な利用と適切な保全・管理が求められています。森林地域についても、一部が県立太平山自然公園に指定されるなど良好な環境が保たれており、引き続き、本市の貴重な緑の資源として保全・管理が求められて

います。

地域北側の丘陵地には、良好な景観を有する手形山公園があり、住宅地から望む良好な緑の空間となっています。また、地域の北側に旭川、中央から南側にかけて太平川が流れ、市街地内の貴重な水辺空間としての役割を果たしています。

【その他の拠点・都市機能】

本地域には、秋田大学やノースアジア大学など、秋田県を代表する大学が立地しており、あわせて地域の総合病院となる秋田大学医学部附属病院も整備されるなど、広域的な文教・医療拠点としての役割を担っています。

観光拠点としては、秋田駅東口に市民や来訪者の交流の場となるアルヴェが整備されています。また、郊外の山間部には、プールやスキー場などのレクリエーション施設を併設した太平山リゾート公園や豊かな森林環境を活かした仁別国民の森が整備されており、市内外からの交流人口の拡大に向けて、各施設の機能充実と積極的な活用が求められています。

④ 交通施設の整備状況・課題

【広域交通】

広域交通を担う道路として、地域内に秋田外環状道路(高速道路)と秋田中央インターチェンジが整備されています。

また、市街地から秋田中央インターチェンジに連結する都市計画道路秋田駅東中央線が整備されており、高速道路へのアクセス性向上が図られています。

【地域間・地域内交通】

県内外への広域交通を担う秋田外環状道路(高速道路)は、広域的に通過する交通を市街地から排除するための外周部環状道路としても位置づけられています。

また、都心の通過交通を排除するための市街地環状道路として、都市計画道路横山金足線が整備されています。

周辺地域から都心への発着交通に対処する道路として、都市計画道路千秋広面線、川尻広面線などが都心環状道路に位置づけられています。これらの路線は、秋田駅の東西を結ぶアクセス道路として重要な役割を担っており、未整備区間の計画的な整備が求められています。

郊外からのアクセス道路としては、県道秋田八郎潟線や秋田岩見船岡線、秋田北野田線等の主要地方道が整備されており、更なるアクセス性の向上に向けた維持・改修が望まれます。

【公共交通】

本地域には、JR 秋田新幹線、奥羽本線、羽越本線が発着する秋田駅が整備されており、秋田駅東口にはバス・タクシー・自家用車などが利用できるターミナルが整備されています。

しかし、バスによる郊外地域から秋田駅までのアクセス性・利便性が不十分であり、多くの住民がマイカーでの移動を選択せざるを得ない状況にあることから、バス路線の利便性向上によるライドアンドライドの促進など、交通量の抑制と低炭素型の地域内移動の実現に向けた環境整備が求められています。

⑤ その他の状況・課題

【景観形成】

本地域は、市街地周辺の手形山風致地区における丘陵地を活かした良好な緑地景観、市街地内を流れる河川を活かした水辺景観、市街地の東側に広がる田園・森林景観など、様々な自然資源によってうるおいのある景観が形成されています。

また、秋田駅東口地区では、土地区画整理事業によって整備された計画的な街並みが広がっています。今後は、更なる魅力づくりに向けて、建物形態のルール化など、より統一感のある街並みづくりに向けた取組が重要となります。

【大学との連携】

本地域には、県を代表する秋田大学やノースアジア大学が立地しており、地域内に多くの若者が居住しています。その恵まれた特性を活かし、大学との連携強化を図りながら、実践的な学習の場としての環境づくりや地域住民との交流の場の創出など、若い力を活用した地域活力の向上が期待されます。

(2) 目指すべき地域の姿

太平山を望む東玄関 人を育む学園都市

- 秋田駅東地区を中心に都市機能が集積する 利便性の高いまちづくり
- 地域内の大学を活かした 若者が集まりにぎわいを生み出すまちづくり
- 豊かな自然環境と調和した 居住性の高いまちづくり

本地域は、豊かな自然環境を有する一方で、秋田駅東地区を中心とした大規模な都市基盤整備、宅地化の進展や幹線道路沿道におけるサービス施設の立地など、都市化が進んできた地域でもあります。

今後は、秋田駅東地区を中心として公共交通を含む都市機能の更なる充実を図り、商業機能の誘導など生活利便性の高いまちづくりを目指します。

また、地域内に立地する大学との積極的な連携を図りながら、若者が集う活気のあるまちづくりを推進し、地域の活力創出を目指します。

本地域の恵まれた自然環境については、郊外における無秩序な都市化の抑制や市民や行政など多様な主体の連携によって適切な保全・管理を進め、市街地についても、自然環境と調和した居住性の高い環境づくりを目指します。

(3) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

【地域中心の拠点性の向上】

- 交通の拠点となる秋田駅をはじめ、幹線道路沿道に沿道型サービス施設を中心とした商業機能を有し、また、都市基盤の整った良好な住宅地に多くの市民が居住している秋田駅東地区を、東部地域の地域中心として位置づけます。
- 秋田駅東地区周辺については、本地域の地域中心として、大学や病院などの既存機能の維持・活用とともに、商業・業務機能や文化機能など、更なる都市機能の集積に向けた環境づくりを図り、市民や学生が集う、にぎわいのある地域中心の形成を目指します。

【商業・業務機能の適切な誘導】

- 都市計画道路横山金足線、秋田駅東中央線など、幹線道路沿道に形成されている沿道型商業・業務地については、都市全体の商業地との役割分担を図りながら、地域内における計画的なサービス施設の立地を誘導します。
- 都市計画道路千秋広面線、川尻広面線の沿道商業地については、自動車利用者だけでなく、地域住民の身近な買い物の場として、関連施設が進出しやすい環境整備を進め、日常生活の利便性向上を目指します。
- 沿道型商業・業務地の形成に当たっては、後背住宅地に与える影響に十分に配慮した上で、適切な用途・規模の施設の立地を誘導します。

【快適な居住環境の形成】

- 土地区画整理事業によって、十分な都市基盤が整備された秋田駅東地区の住宅地については、引き続き良好な居住環境の維持・向上を図ります。既存住宅地についても、地区計画や建築協定などの手法を活用しながら、緑地の創出など良好な居住環境の形成に向けた取組を促進します。
- 手形山団地など、北側の丘陵地に近接して整備された住宅地については、周辺の自然・歴史環境との調和に配慮しながら生活環境の維持・向上を進め、風致地区内の良好な居住環境の保全を図ります。

- 本地域の充実した医療機能を活かした街なか居住の誘導に向けて、民間活力の導入や既存ストックの活用を図りながら、郊外部からの住み替えの受け皿となる高齢者向け住宅等の整備を促進し、集約型都市構造の実現を目指します。

【自然環境の保全・管理】

- 本地域の東側に広がる森林地域については、将来にわたって保全すべき貴重な資源であることから、都市計画法や森林法などの関連法令の適切な運用により、森林の喪失防止を図るとともに、森林環境保全への市民意識を高めるための情報提供の充実を進めながら、市民や行政、企業などの多様な主体の連携・協働により、豊かな森林環境の保全・管理を図ります。
- 旭川や太平川をはじめとする本地域を流れる河川については、市民や行政など多様な主体の協働・連携による良好な河川環境の保全活動を促進します、また、河川の整備・改修にあたっては、生き物の多様性に配慮した、河川整備を促進します。
- 河川の水質保全に向けて、公共下水道など地域特性に応じた適正な排水処理の実施を促進するとともに、排水などで河川を汚染しないよう、地域住民への意識啓発や情報提供の充実を図ります。

【田園環境の保全・管理】

- 市街地を囲む田園地帯については、無秩序な開発の抑制と優良農地の確保により、良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、農道・水路等の農業基盤の適切な維持・改修により農業生産環境の向上を促進し、優良農地の保全を目指します。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景として、増加が見込まれる耕作放棄地については、農地情報の適切な管理と農地利用を推進し、耕作放棄地の発生抑制を目指します。

【郊外既存集落の維持・活性化】

- 高齢化や人口流出によって衰退が懸念される郊外の既存集落については、コミュニティの維持・活性化に向けて、他都市からの住み替えやU・J・Iターンなど、新たな人口流入の促進に寄与する都市計画制度等の導入を検討します。
- 都市計画制度等の導入により、集落で発生している空き家や耕作放棄地については、農産物の産直施設や農家民宿、体験農園などとしての利活用を促進し、都市と農村の交流の場の創出と地域の活力向上を目指します。
- 既存集落においては、下水道施設の整備や生活道路の改修など、集落環境の維持・向上を図り、流入人口の拡大を目指します。

② 交通体系の整備方針

【幹線道路の整備促進】

- 広域交通を担う秋田外環状道路(高速道路)へのアクセス性向上に向けて、市街地から秋田中央インターチェンジに連結する都市計画道路秋田駅東中央線の適切な管理を図ります。
- 地域内を通る市街地環状道路や都心環状道路などの環状道路については、引き続き適切な管理を行うとともに、関係機関との調整を図りながら、未整備区間の計画的な整備を促進します。
- 秋田駅の東西を結ぶ都市計画道路千秋広面線、川尻広面線、千秋山崎線については、都心部への円滑なアクセスを担う重要な道路として、その機能の充実を促進し、地域中心における活力向上を目指します。
- 都市計画道路明田外旭川線の計画的な整備を推進し、都心環状道路の機能向上を図るとともに、北部地域との連絡道路としての機能の強化を図ります。
- 郊外部から地域中心へのアクセス道路となる、県道については、関係機関との調整を図りながら、アクセス性の維持・充実を促進します。

【持続可能な公共交通の確保】

- 本市の玄関口であり、市内外への移動の拠点となっている秋田駅周辺については、市民の交通結節拠点として、施設のバリアフリー化や鉄道とバス交通との連携強化による機能充実を促進します。また、秋田駅東口のターミナル等の利活用を図り、ライドアンドライドなど低炭素型の地域内および都市間移動への移行を促進します。
- 郊外地域から秋田駅までのアクセス性・利便性の向上に向けて、バス路線の再編を含めた公共交通網の見直しを促進し、公共交通利用者の拡大を目指します。

【安全で快適な道路環境づくり】

- 小中学校の通学路などでは、街灯や防犯灯の設置を進めるとともに、地域住民の連携・協力によるパトロールの強化など、安全安心な道路環境づくりに向けた取組を促進します。

③ その他の方針

【市街地開発事業の計画的な整備】

- 秋田駅東地区については、土地区画整理事業の円滑かつ計画的な整備を推進し、良好な居住環境の形成を図ります。

【観光拠点の利活用による地域活力の創出】

- 太平山リゾート公園をはじめとする大型観光拠点については、恵まれた自然環境と

都市近郊の立地を活かし、積極的な PR やイベントの開催などによる有効活用を促進します。また、地域内の観光拠点や歴史・文化施設を巡る回遊ルートの設定を促進し、地域の交流人口の拡大を目指します。

- 既に整備済みの仁別サイクリングロードについても、官民連携による維持・管理や活用を促すイベント等の開催による利用者の拡大を図り、太平山リゾート公園との連携強化を目指します。

【地域資源を活かした魅力ある景観づくり】

- 地域の東側に広がる田園・森林環境については、今後も農地や森林の適切な維持・保全と多様な主体による管理を促進し、良好な自然景観の保全を図ります。
- 本市を象徴する太平山を望む良好な眺望の保全に向けて、視点場からの眺望を阻害する突出した高さの建築物の発生を抑制する、建築物の高さ制限の導入についても検討を進めます。
- 手形山公園は、良好な都市景観を有する風致公園として、市街地からの良好な景観の維持・保全を図ります。また、周辺の住宅地においても、丘陵地や寺社など、緑豊かな環境と歴史・文化資源を活かした、良好な街並みづくりを促進します。
- 旭川や太平川などの河川については、市民や行政など多様な主体の連携・協働により、川沿いの緑化や親水空間の整備など、魅力ある河川景観の創出を図ります。
- 土地区画整理事業によって、都市基盤が整備された秋田駅東地区においては、街区分けされた計画的な市街地景観の維持・育成を目指し、地区計画や建築協定、緑化協定などによる建物形態や敷地内緑化に関するルールの導入など、統一感のある魅力ある街並みづくりを促進します。

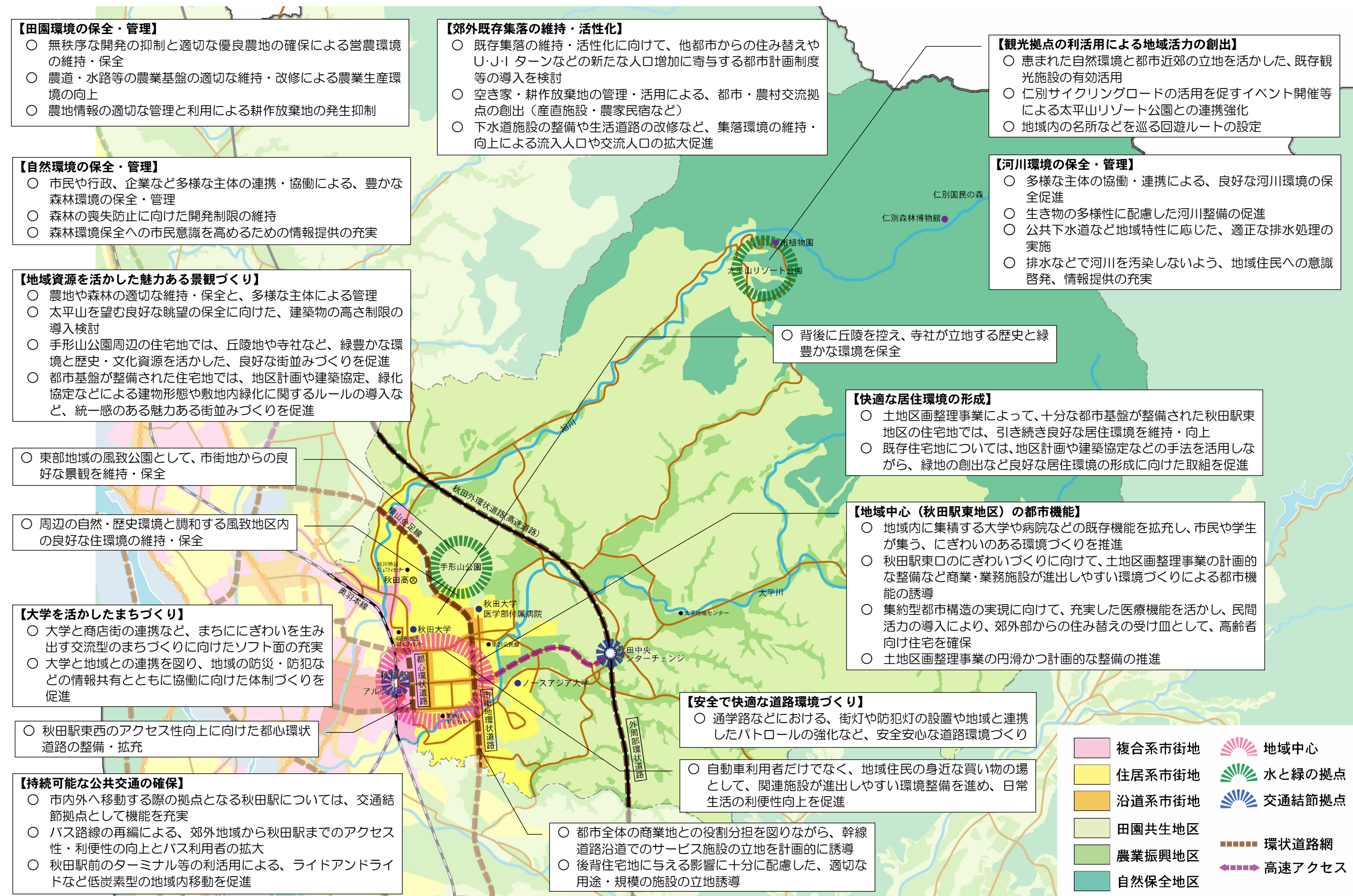
【大学を活かしたまちづくり】

- 若者が集まる活気のあるまちを目指し、地域内に立地する大学と地域コミュニティとの連携を強化し、学生の力を活かした地域活力の創出を図ります。
- 地域の防災・防犯活動や除雪作業など、日頃の地域コミュニティ活動についても、学生をはじめとする若者との連携・協力体制を強化し、誰もが安全安心に暮らせるまちづくりを目指します。

【安全安心なまちづくり】

- 安全安心なまちづくりに向けて、防犯活動や除雪作業などの地域コミュニティ活動の強化・充実や、地域内の病院や大学と連携しながら安全安心の確保を図ります。
- 地震等の災害に強いまちづくりに向けて、河川や山林の防災対策の充実とともに、地域内の老朽化建築物の建て替えと耐震化の促進を図ります。また、狹隘道路が残る地区については、地区計画等の導入により、緊急車両が円滑に通行できる道路を地区施設として確保するなど、安全性の高い環境整備を促進します。

■ 東部地域構想図



3 西部地域

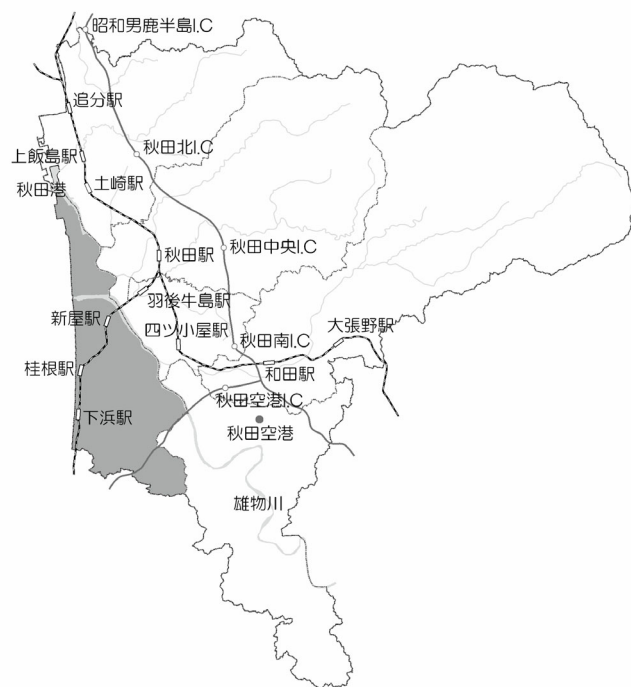
(1) 地域の概要

① 概況

西部地域は、雄物川の南側と北側で地域の性格が大きく異なっています。

南側は、新屋駅を中心とした市街地とともに、国道7号の沿道に細長い既存住宅地が形成されています。また西部工業団地、下浜工業団地、豊岩工業団地が整備されています。市街地以外の地域には丘陵地が広がり、豊かな自然環境を有した地域です。

北側には、大規模な工業団地や研究所、スポーツ施設が立地しており、その南東部に住宅地が形成されています。また、海岸沿いに松林などの自然環境が残されています。新屋地区よりも、中央地域の都心・中心市街地とのつながりが強い地域です。

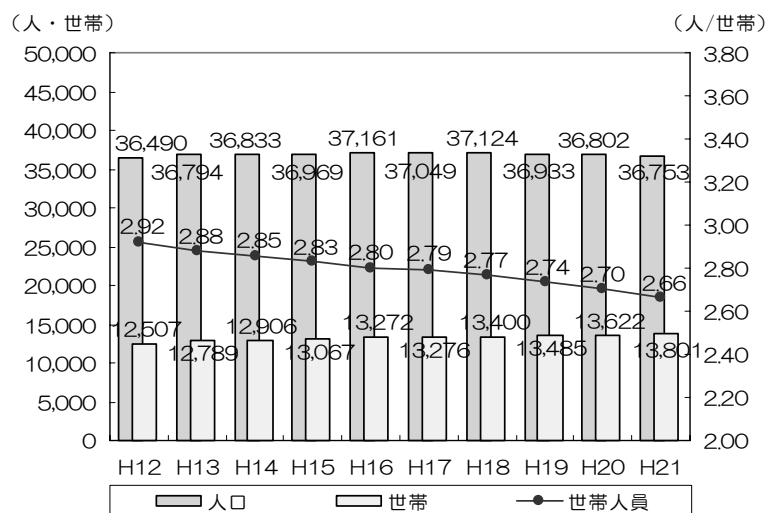


② 人口・世帯数の推移

西部地域の平成21年10月1日時点の人口は36,753人となっており、平成12年から10年間で約0.7% (263人) 増加していますが、近年は減少傾向にあります。

世帯数も平成21年で13,801世帯と10年間で約10.3% (1,294世帯) 増加しています。1世帯当たりの人員は2.92人/世帯から2.66人/世帯に減少しており、核家族化や単身世帯の増加が見られます。

地域内の年齢別人口構成比（平成17年国勢調査より）をみると、年少人口（15歳未満）が13.5%、生産年齢人口（15～64歳）が62.6%、老年人口（65歳以上）が23.9%と、7地域の中で2番目に年少人口の割合が高い地域となっています。



※住民基本台帳（各年10月1日時点）より。H12,17は国勢調査結果

③ 土地利用の状況・課題

西部地域の面積は約 8,240ha で、地域の約 8 割（約 6,450ha）が秋田都市計画区域（線引き都市計画区域）に指定されています。

新屋駅を中心に広がる市街地と旧街道および国道 7 号沿道に連続する住宅地には用途地域（約 1,210ha）が指定されています。また、雄物川沿いの優良な田園地帯には農業地域の農用地区域（約 740ha）が指定されており、海岸沿いの樹林地や丘陵地には、森林地域の国有林（約 80ha）、地域森林計画対象民有林（約 4,460ha）、保安林（約 300ha）が指定されています。

また、良好な都市景観を保全すべき地域として、勝平山風致地区と大森山風致地区が指定されています。

【商業・業務地】

新屋駅周辺や表町において商業施設の立地が見られますが、地域の商業拠点として十分な機能集積が図られていない状況です。また、近年の小売店舗数の減少を受けて、地域内における商業機能低下が懸念されています。

今後は、市民の行政・文化拠点として新屋駅前に新たに整備された西部市民サービスセンターを活用しながら、商業施設の進出を促す環境整備を進めるとともに、本地域の都市機能を補完する中央地域の都心部へのアクセス性向上に向けた取組も求められています。

【住宅地】

雄物川南側の新屋地区では、既存の住宅地とともに、新屋西地区土地区画整理事業や民間宅地開発などによる住宅地が形成されています。浜田、桂根、下浜にも、昔からの低密度な住宅地が細長く連続して形成されています。また、下浜地区では、職住近接型の住宅地が工業団地に隣接して整備されています。それぞれの住宅地においては、引き続き周辺環境との調和を図りながら、良好な居住環境を整備していくことが求められています。

雄物川北側の勝平地区でも、比較的密度の高い住宅地が形成されており、海岸一帯に指定された勝平山風致地区と調和した、良好な居住環境の形成が求められています。

【工業地】

雄物川南側では、新屋地区の市街地内に西部工業団地が整備されています。また、下浜地区には職住近接型の下浜工業団地が、豊岩地区には臨空港型の豊岩工業団地がそれぞれ整備されています。工業団地には、まだ未利用地も残されていることから、周辺環境に配慮した良好な操業環境の維持・形成を図るとともに、企業誘致による土地の有効活用と地域産業の活性化も求められています。

雄物川北側の向浜地区にも、大規模工場や研究所を有する工業地が整備されており、良好な創業環境の維持・増進や勝平山風致地区との調和が求められています。

【農地・自然環境】

本地域は、海岸や河川、丘陵地や堤などの多様な自然資源を有した地域です。

雄物川の南側は丘陵地で形成されており、その山間や雄物川沿いの平野部に優良な田園空間が広がっています。丘陵地は大小様々な堤・池沼を有しており、昔ながらの里地里山空間が残されています。また、海岸部にも、保安林に指定された松林など豊かな緑地空間が広がっており、良好な海辺環境が保全されています。

雄物川の北側でも、海岸部の松林をはじめ、ゴルフ場や自衛隊の演習場など、多様な用途として活用されながらも、多くの自然環境が維持・保全されています。

今後も、貴重な地域資源として自然環境の適切な保全・管理が求められています。

【その他の拠点・都市機能】

雄物川南側の新屋地区の市街地には、地域住民の行政・文化拠点となる西部市民サービスセンターや秋田公立美術工芸短期大学が立地しています。また、市民の憩いの場として、大森山動物園を有する大森山公園や浜田森林総合公園などの大規模公園が整備されています。

雄物川北側には、県立武道館やこまちスタジアムなど、大規模スポーツ施設が整備されており、広域スポーツ拠点としての役割を果たしています。また、県の技術センターや研究所など、県の公共公益施設が多数立地しています。

また、海岸沿いの秋田空港跡地については、地域活力の創出に向けた土地の有効活用が求められています。

④ 交通施設の整備状況・課題

【地域間・地域内交通】

広域的に通過する交通を市街地から排除する外周部環状道路として、都市計画道路新屋豊岩線と国道 7 号秋田南バイパスなどが整備されています。

外周部環状道路に連絡し連続性のある幹線道路網を形成する放射道路としては、国道 7 号秋田南バイパス・下浜道路が位置づけられており、未整備区間については計画的な整備が望まれます。

また、本市の環状道路網を相互に連絡する道路として、国道 7 号秋田南バイパスと都市計画道路新屋土崎線が分散導入路に位置づけられています。

【公共交通】

本地域には、JR 羽越本線の新屋駅、桂根駅、下浜駅が整備されていますが、運行本数の少なさやバスとの乗り継ぎの不便さなどが課題となっています。今後は、本地域の都市機能を補完する都心部との連携強化が求められることから、都心部へのアクセス性の向上に向けた取組が求められています。

⑤ その他の状況・課題

【景観形成】

本地域では、海岸や河川、丘陵地などの豊かな自然資源によって、良好な自然景観が形成されています。また、市街地においても新屋地区の新屋表町通りの伝統的な街並みや大川端带状近隣公園の桜並木など、特徴的な景観が形成されており、今後も周辺環境と調和した魅力ある街なか景観づくりが求められています。

（２）目指すべき地域の姿

海・大森山・学べる里地里山 ハーモニーのまち

- 多様な土地利用が調和した 持続可能な市街地づくり
- 商業・行政・文化機能が充実した 利便性の高い生活拠点づくり
- 豊かな自然資源を活かした うるおいとにぎわいのあるまちづくり

本地域は、住宅地をはじめ大規模な工業団地や公共公益施設などの多様な施設が立地する市街地が形成されており、市街地周辺には良好な自然環境が保全されています。これからも、周辺環境との調和に配慮した既存ストックの管理・活用を図るとともに、未利用地の積極的な利活用による地域活力の創出など、将来にわたって持続可能な市街地の形成を目指します。

本地域の地域中心となる雄物川南側の新屋地区については、地域住民の生活利便性の向上を目指し、既存の行政・文化機能の維持・充実を図るとともに、特に商業機能の強化に向けた環境づくりに取り組みます。

また、交流人口の拡大による地域の活力向上とにぎわいの創出に向けて、本地域が有する海岸や河川、丘陵地などの豊かな自然資源の保全活動を促進し、大森山公園などの既存観光拠点の積極的な利活用を図ります。

（３）まちづくりの方針

① 土地利用の方針

【地域中心における都市機能の充実】

- 交通拠点や行政・文化拠点を有し、商業施設等の誘導を図る商業地域に指定されている雄物川南側の新屋地区（新屋駅周辺および新屋表町）を、西部地域の地域中心として位置づけます。

- 商業・行政・文化機能を有する新屋地区については、地域住民の生活拠点として、既存機能の維持・充実を図ります。特に、地域中心として十分な集積が図られていない商業および医療・福祉機能については、既存商店街など多様な主体の連携を図りながら、関連施設が進出・集積しやすい環境づくりを促進し、地域全体のにぎわいの創出に取り組みます。
- 商業や医療・福祉機能については、地域内での機能集積を目指しますが、それと同時に、近接する中央地域との連携強化による不足機能の補完に向けて、都心部への交通アクセスの利便性向上に向けた取組を促進します。
- 西部市民サービスセンターを拠点に、地域における市民協働・都市内地域分権を推進するとともに、地域内の交流強化、市民や来訪者への地域情報の発信拠点としての活用等を進めます。
- 産学官の連携による街なか景観の創出や都市と農村の交流にも寄与する朝市の実施など、地域中心のにぎわいづくりに向けたソフト面の充実を促進します。
- 駅周辺に集積する公共公益施設の案内サインの整備などによる、利便性向上を図ります。

【快適な居住環境の形成】

- 既存住宅地については、周辺の丘陵地や農地、海岸林などの自然環境に配慮しながら、緑に囲まれた良好な居住環境の維持・形成を促進します。
- 海岸部の住宅地については、飛砂被害の防止に向けた環境整備を促進します。
- 勝平山風致地区内の住宅地については、良好な自然景観と調和した、ゆとりのある居住環境の形成を促進します。
- 道路などの生活基盤整備が不足している既存住宅地においては、地区計画などの手法を活用しながら、狭隘道路の解消など、良好な居住環境の形成に向けた取組を促進します。下浜地区においては、排水処理対策の充実に取り組みます。

【工業地の環境整備】

- 本地域に整備された工業団地については、周辺の水辺、緑地などの自然環境や近隣の居住環境との調和を図りながら、良好な操業環境の維持・増進に向けた環境整備を促進します。
- 西部工業団地については、引き続き操業環境の維持・増進を図るとともに、団地全体の活性化に資する環境づくりを促進します。豊岩工業団地においても、近接する高速道路との連携強化を図りながら、そのポテンシャルを活かした企業誘致を促進します。

【自然環境の保全・管理】

- 本地域が有する貴重な自然資源については、市民や行政、企業など多様な主体の連携・協働による、豊かな水辺・森林環境の保全・管理を図ります。
- 丘陵地の里地里山環境については、市民による積極的な利用に基づく管理を目指し、市民活動の場として利用できるように、関係機関との調整を図ります。
- 大森山公園や浜田森林総合公園などの大規模公園については、交流人口の拡大に資する観光・レクリエーション拠点として、既存機能の充実を図ります。
- 風況の良い海岸部・山間部における風力発電など、地域特性を活かした自然エネルギーの利用を促進します。
- 地域住民の自発的な環境保全活動を促すため、市民と行政の連携を図りながら、地域内での清掃活動の実施や日頃の意識啓発を促進します。

【田園環境の保全・管理】

- 丘陵地の山間や雄物川沿いの平野部に広がる田園地帯については、無秩序な開発の抑制と優良農地の確保により、良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、農道・水路等の農業基盤の適切な維持・改修により農業生産環境の向上を促進し、優良農地の保全を目指します。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景として、増加が見込まれる耕作放棄地については、農地情報の適切な管理と農地利用を推進し、耕作放棄地の発生抑制を目指します。
- 田園地帯に点在する既存集落においては、生活道路や下水道施設などの維持・改修を図りながら、生活環境の向上を促進するとともに、コミュニティの維持・活性化に資する都市計画制度等の導入を検討します。

② 交通体系の整備方針

【幹線道路の整備促進】

- 国道 7 号と都市計画道路新屋土崎線については、広域交通需要への対応や地域中心の新屋地区と中央地域の都心部をつなぐ重要路線として、アクセス性の向上に向けた取組を促進します。
- 地域内を連絡する国道 7 号秋田南バイパス・下浜道路、県道寺内新屋雄和線、川添下浜停車場線については、地域住民の交通利便性の向上に向けて、関係機関との調整を図りながら、アクセス性の維持・充実を促進します。

【持続可能な公共交通の確保】

- 地域中心となる新屋駅を中心として、マイタウン・バスの活用など、地域内移動の円滑化に向けたバス路線の再編・充実を促進します。

- 本地域の都市機能を補完する中央地域の都心部への交通アクセスの利便性向上に向けて、新屋地区と都心部を結ぶ鉄道およびバス路線の拡充を促進します。
- 鉄道の利用促進に向けて、子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい駅前環境の整備とバリアフリー化を促進します。また、関係機関と協力しながら、鉄道の運行本数の拡充に向けた鉄道会社への働きかけを促進します。

【安全で快適な道路環境づくり】

- 住宅の密集した地域や狭隘道路が残されている地域については、地区計画などの手法を活用しながら、緊急車両が円滑に通過できる道路幅員や通学路等における歩行空間の確保など、安全な道路環境の整備を図ります。
- 下浜地区においては、渋滞の緩和・解消に向けて、既存市街地の生活環境に配慮した下浜道路の整備を促進します。

③ その他の方針

【観光拠点の利活用による地域活力の創出】

- 大森山動物園や海水浴場等の既存観光拠点の充実を図るとともに、新屋駅から各施設へのアクセス性の向上を図り、市全体の広域レクリエーション拠点の形成を目指します。
- 交流人口の拡大による地域活力の創出に向けて、本地域の歴史・文化、景観などを紹介するパンフレットやマップづくり、ボランティアガイドの育成やホームページの開設など、市民や行政など多様な主体の協働による地域資源に関する積極的な情報発信に取り組みます。

【地域資源を活かした魅力ある景観づくり】

- 丘陵地や堤などの美しい里地里山景観、連続する砂浜と松林、海辺らしさを感じさせる伸びやかな居住地が一体となった良好な海岸景観など、本地域が有する豊かな自然資源を活かした景観の維持・保全を図ります。
- 新屋表町通りの伝統的な街並み、大川端带状近隣公園の桜並木、雄物川の水辺空間など、多様な地域資源を活かした魅力ある街なか景観づくりを促進します。
- 幹線道路沿道については、沿道住民や事業者との連携を図りながら、建築物や屋外広告物の形態規制など、景観計画に基づいた良好な沿道景観づくりを促進します。

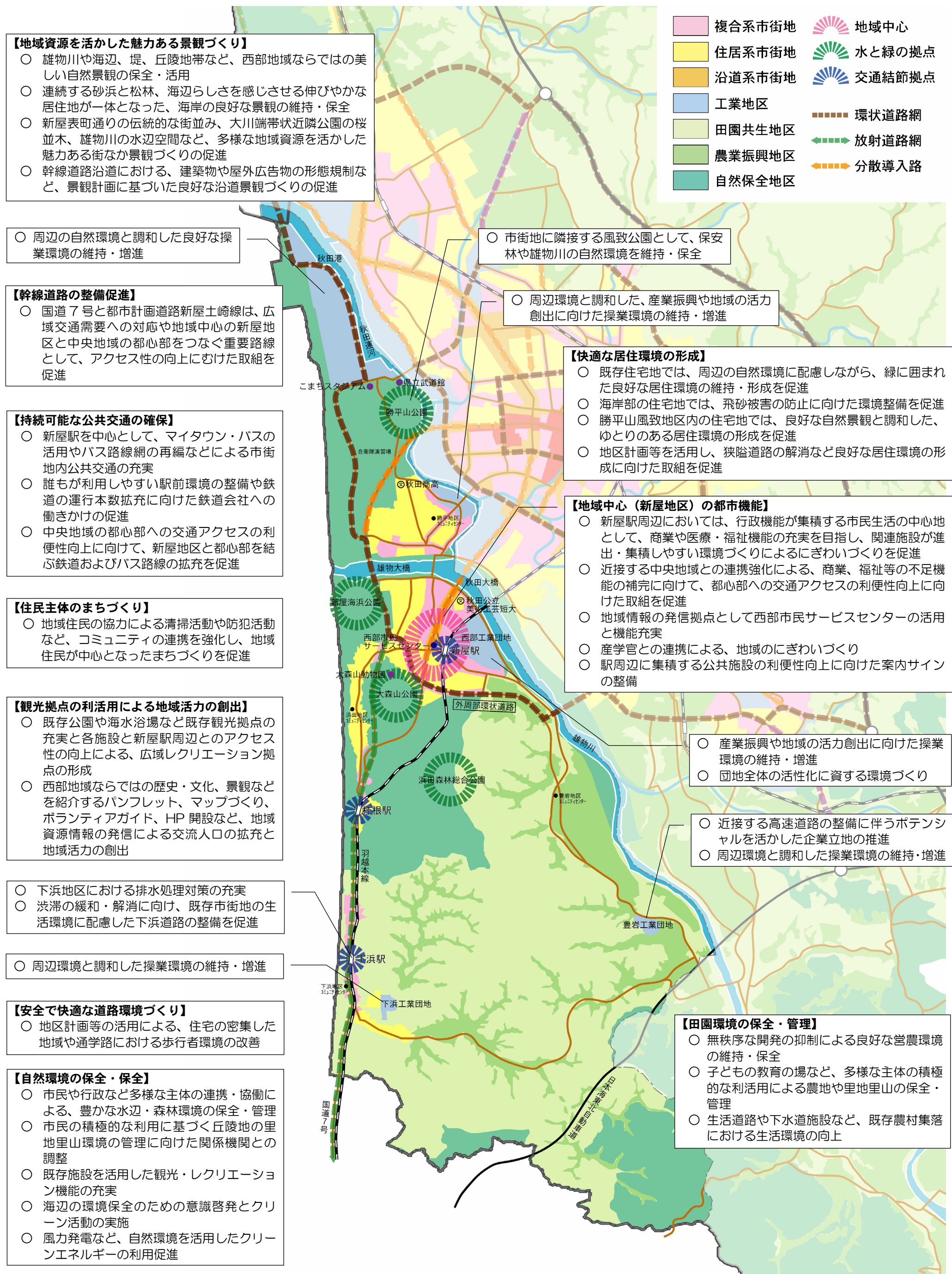
【住民主体のまちづくり】

- 地域コミュニティの連携強化を図り、地域住民の協力による清掃活動や防犯活動など、地域住民が中心となったまちづくりを促進します。

【安全安心なまちづくり】

- 台風や大雨などによる浸水被害の防止に向けて、河川改修などを促進します。
- 海岸部や河川については、適正な排水処理による水質の保全を図り、美しい水環境の確保を図ります。
- 地震等の災害に強いまちづくりに向けて、地域内の老朽化建築物の建て替えと耐震化の促進を図ります。また、狭隘道路が残る地区については、地区計画等の導入により、緊急車両が円滑に通行できる道路を地区施設として確保するなど、安全性の高い環境整備を促進します。

■ 西部地域構想図



4 南部地域

(1) 地域の概要

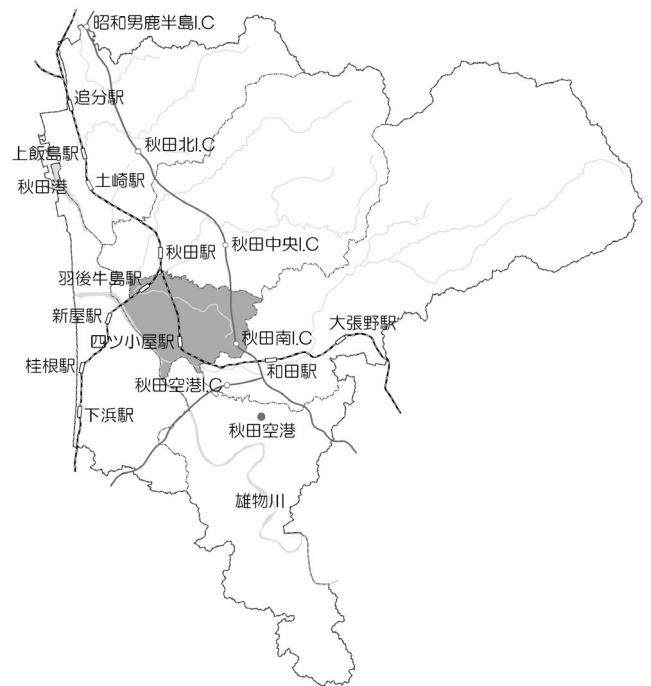
① 概況

南部地域は、豊かな水田と丘陵地で構成された田園空間の中に、中央地域の中心市街地から住宅地が徐々に拡大しながら形成されてきた市街地が広がっています。

また、四ツ小屋駅周辺には本地域の地域中心となる秋田新都市地区(御所野ニュータウン)が整備されています。

秋田新都市地区は、職住近接型のニュータウンとして開発された大規模団地で、住宅地のほか商業・流通・工業機能も有しており、本市の新たな都市拠点としての役割を担っています。

郊外部には、秋田赤十字病院が立地しており、市の医療を支える拠点となっています。

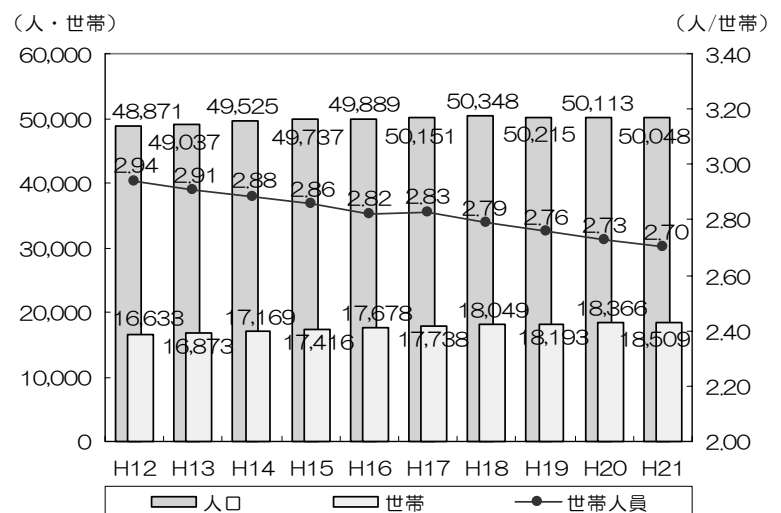


② 人口・世帯数の推移

全国的な人口減少の中、南部地域においては、秋田新都市地区の影響によって、平成21年10月1日時点の人口が50,048人と、平成12年から10年間で約2.4% (1,177人) 増加しています。

また、世帯数についても、平成21年で18,509世帯と10年間で約11.2% (1,876世帯) 増加しており、1世帯当たりの人員は2.94人/世帯から2.70人/世帯に減少しています。

地域内の年齢別人口構成比(平成17年国勢調査より)をみると、年少人口(15歳未満)が15.0%、生産年齢人口(15~64歳)が65.2%、老年人口(65歳以上)が19.7%と、7地域の中で最も年少人口割合が高く、老年人口割合が低い地域となっています。



※住民基本台帳(各年10月1日時点)より。H12,17は国勢調査結果

③ 土地利用の状況・課題

南部地域の面積は約 4,170ha で、全域が秋田都市計画区域（線引き都市計画区域）に指定されています。地域の北西部に広がる市街地と秋田新都市には用途地域（約 1,210ha）が指定されており、田園・丘陵地帯には、農業地域の農用地区域（約 970ha）や森林地域の地域森林計画対象民有林（約 1,130ha）が指定されています。

また、良好な都市景観を保全すべき地域として、金照寺山風致地区が指定されています。

【商業・業務地】

地域内の既存市街地内を通過する国道 13 号の沿道にも商業施設が立地しており、近隣住民の身近な買い物の場となっています。

また、秋田新都市地区では、レクリエーション施設を併設する大規模な商業施設やスーパーが整備されており、市内のみならず他都市からも多くの利用客が訪れています。今後も県有数の商業拠点として、その機能の維持・充実が求められています。

【住宅地】

大規模な団地開発によって整備された秋田新都市地区は、職住近接型のニュータウンとして、都市基盤が整備された良好な住宅地が形成されています。近年でも新たな人口の流入が見られており、今後も定住人口の確保に向けた、質の高い居住環境の維持が求められています。

牛島・仁井田地区などの既成市街地では、大小様々な住宅団地が整備されており、御野場地区にも、大規模開発によって御野場団地が整備され、比較的密度の高い住宅地が広がっています。

また、上北手地区の周辺でも大規模な住宅団地が整備されています。

【工業地】

秋田新都市地区では、住宅地周辺に居住者の就業の場となる流通団地と工業団地が整備されています。ただし、未利用地も多く残されていることから、高速道路に近接する立地特性を活かした企業誘致が求められています。

また、卸町には、地域の雇用と産業を支える卸団地が整備されており、流通業務施設が立地しています。

【農地・自然環境】

主に地域の西側に広がる平野部には、まとまった優良農地が確保されており、良好な田園空間が形成されています。

東側に広がる丘陵地帯は、谷筋の農地と集落によって、昔ながらの良好な里地里山環境が保全されています。一部では急傾斜地崩壊危険箇所など防災関連の指定がなされており、安全・安心な地域づくりに配慮した環境の保全・管理が求められています。

また、地域の西側には広大な河川緑地を有する雄物川が流れており、南北にも地域の境界となる岩見川と太平川、地域の中央付近には猿田川が流れるなど、多くの河川を有しています。

【その他の拠点・都市機能】

秋田新都市地区には、秋田テルサやゴルフ場などの文化・スポーツ機能を有する施設や福祉機能を有する施設が整備されています。

上北手地区では秋田赤十字病院が整備されており、併設された日本赤十字秋田看護大学とともに、市全体の医療拠点としての役割を担っています。

また、地域住民の憩いの場となる水と緑の拠点として、一つ森公園や御所野総合公園が整備されており、雄物川の河川緑地もスポーツ拠点として活用されています。

仁井田地区に残されている農業試験場跡地については、地域活力の創出に向けた土地の有効活用が求められています。

④ 交通施設の整備状況・課題

【広域交通】

広域交通を担う道路として、地域内を秋田外環状道路(高速道路)が通過しており、秋田新都市地区に近接して秋田南インターチェンジが整備されています。また、河辺地域に整備されている日本海東北自動車道の秋田空港インターチェンジと秋田新都市地区を結ぶ道路として、県道秋田御所野雄和線の整備が進められており、秋田新都市地区の工業団地・流通業務団地と高速道路との連携強化が図られています。

【地域間・地域内交通】

広域的に通過する交通を市街地から排除するための外周部環状道路として、秋田外環状道路(高速道路)、国道 13 号、県道秋田御所野雄和線が整備されています。また、都心部の通過交通を排除するための市街地環状道路として、国道 13 号と都市計画道路横山金足線が整備されています。

河辺地域と外周部環状道路を結ぶ放射道路および環状道路網を相互に連絡する分散導入路として、国道 13 号と県道秋田御所野雄和線が位置づけられています。各路線の未整備区間については、関係機関との調整による計画的な整備が求められています。

また、雄物川や岩見川の堤防には、雄和仁別自転車道や秋田河辺雄和自転車道の広域自転車道路ネットワークが形成されており、その適切な管理と有効活用が求められています。

【公共交通】

本地域には、JR 奥羽本線の四ツ小屋駅と JR 羽越本線の羽後牛島駅が整備されています。また、幹線道路を中心として、バス路線も複数整備されており、他の地域と比べ公共交通の利便性が高い地域となっています。

しかし、秋田新都市地区から鉄道駅までのアクセス性や、鉄道とバス路線との連絡性が課題となっており、公共交通の連携強化による交通利便性向上が求められています。

⑤ その他の状況・課題

【景観形成】

本地域は、平野部に広がる田園景観や丘陵地の里地里山景観、雄物川や猿田川などの河川景観など、多様な自然資源を活かした良好な景観が形成されています。

また、市街地内にも街なかの緑地環境を象徴する金照寺山風致地区が指定されており、地域の豊かな自然景観の保全・管理が求められています。

(2) 目指すべき地域の姿

豊かな緑と美しい街並みが調和した 田園都市

- 多様な都市機能が集積した 生活利便性の高いにぎわいのあるまちづくり
- 良好な田園空間と調和した 質の高い住宅地づくり
- 幹線道路や公共交通が整備された 交通利便性の高いまちづくり

本地域は、秋田新都市地区を中心として、商業・産業・医療・交通などの多様な都市機能が集積する生活利便性の高い地域です。今後も未利用地への企業誘致など、都市機能の更なる充実を促進し、地域内外から多くの人が集まる活力あるまちづくりを目指します。

また、田園・丘陵地域や雄物川の水辺空間など、本地域が有する豊かな自然環境については、引き続き適切な保全活動を促進します。市街地においても、周辺の田園環境との調和に配慮しながら、ゆとりある居住環境の形成を図ります。

秋田新都市地区については、本地域だけでなく、周辺地域の都市機能を補完する拠点となることから、鉄道やバス路線など、既存の公共交通機関の連携強化や幹線道路の整備を促進し、都心部や周辺地域への高いアクセス性を有する、交通利便性の高いまちづくりを目指します。

(3) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

【地域中心における都市機能の充実】

- 商業施設や住宅地、工業地など職住近接型の市街地が計画的に整備され、教育機関や福祉施設などの多様な都市機能が計画的に集積されている秋田新都市地区を、南部地域の地域中心として位置づけます。
- 県内でも有数の商業拠点として、周辺地域の商業機能を補完する役割も担っており、引き続き既存機能の維持・充実を促進します。
- 多くの住民が生活する住宅団地として、地域の交流や学習の場となる行政・文教機能の充実を目指し、多様な主体の連携を図りながら、関連施設が進出・集積しやすい環境づくりを促進します。
- 持続可能な地域づくりに向けて、周辺の工業団地等への企業誘致による地域住民の就業の場の確保を促進し、地域中心内での定住人口の確保・集積を図ります。また、将来的な地域の高齢化を見据え、高齢者ニーズに対応した福祉機能の充実を促進します。
- うるおいある都市環境づくりに向けて、地域住民の協力による敷地内緑化の促進や沿道の緑化活動などにより、計画的な緑の保全・創出を促進します。

【快適な居住環境の形成】

- 秋田新都市地区や御野場団地など、大規模開発によって整備された住宅団地については、道路や上下水道、公園などの都市基盤が整った住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境の維持・更新を図りながら、他都市などからの流入による定住人口の拡大を促進します。
- 小規模開発や個別開発によって形成されてきた既存住宅地については、地区計画や建築協定などの制度を活用しながら、生活道路の改良・改修や敷地内緑化などを促進し、居住環境の向上に努めます。
- 地域北側の丘陵地周辺に開発されている住宅団地など、既に地区計画の指定がされている住宅地については、地区計画に基づいて、豊かなみどりやゆとりある空間を活かした良好な居住環境の形成を誘導するとともに、未分譲地での住宅建設を促進し、定住人口の拡大を目指します。

【地域の活力向上に向けた環境整備】

- 秋田新都市地区に整備された工業団地や流通業務団地については、地域産業の振興や地域住民の雇用の場として、秋田空港や高速道路等の広域交通網に近接する立地特性を活かしながら、積極的な企業誘致の促進による未利用地の解消を図ります。

- 秋田新都市地区内の北側に位置づけられている複合系市街地においては、地区計画に基づいて商業・業務ゾーン、福祉・研究・住居ゾーン、産業・物流ゾーンの3つのゾーンの形成に努め、良好な市街地の誘導を促進します。
- 羽後牛島駅周辺においては、周辺住民の生活に密着した身近な商業地づくりを目指し、関連施設の進出に向けた環境整備を促進するとともに、統一感のある街並みづくりやイベントの実施など、既存商店街の魅力づくりに努めます。
- 農業試験場跡地については、地域の魅力創出のための利活用に向けて、土地所有者である県への働きかけなど、必要な取組を進めます。

【自然環境の保全・管理】

- 本地域の東側に広がる丘陵地帯については、本市ならではの里地里山空間を形成する貴重な資源として、市民や企業、行政など多様な主体の連携・協働によって、自然環境の保全・管理を図ります。
- 一つ森公園については、市街地に隣接する自然・歴史に触れ合える大規模公園として、適切な維持・管理を図るとともに、イベントの開催や機能の充実による魅力向上に努めます。
- 良好な自然環境を有している金照寺山風致地区の環境保全を図ります。
- 地域内に流れる雄物川や猿田川などの河川については、市民や行政などの多様な主体の協働に基づく積極的な美化活動等により、市民生活にうるおいを与える水辺環境の保全と魅力ある河川環境の創出を促進します。

【田園環境の保全・管理】

- 西側の平野部や丘陵地の谷筋に広がる田園地帯については、無秩序な開発の抑制により良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、農道・水路等の農業基盤の適切な維持・改修により農業生産環境の向上を促進し、優良農地の保全を目指します。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景として、増加が見込まれる耕作放棄地については、農地情報の適切な管理と農地利用を推進し、耕作放棄地の発生抑制を目指します。
- 田園地帯に点在する農村集落については、生活道路や下水道施設などの維持・改修を図りながら、生活環境の向上を促進するとともに、コミュニティの維持・活性化に資する都市計画制度等の導入を検討します。

② 交通体系の整備方針

【幹線道路の整備促進】

- 地域中心と高速道路のインターチェンジを結ぶ国道 13 号や県道秋田御所野雄和線の管理・更新を図り、高速道路と地域内産業団地とのアクセス性の維持・強化を促進します。
- 地域内を通る外周部環状道路や市街地環状道路などの環状道路を構成する国道 13 号や都市計画道路横山金足線などの広域幹線道路については、関係機関との調整を図りながら、その機能の維持・向上に向けた計画的な維持・更新を促進します。
- 外周部環状道路に連絡する放射道路や環状道路網を相互に連絡する分散導入路については、その機能の維持・向上に向けた適切な維持・管理を促進します。

【持続可能な公共交通の確保】

- 地域中心の交通結節拠点となる四ツ小屋駅については、利用者の拡大に向けて、住宅地と駅を結ぶバス路線の充実やライドアンドライドなどを促進しながら、地域中心からのアクセス性向上を目指します。
- 牛島地区の既成市街地の交通結節拠点となる羽後牛島駅については、都心部への良好なアクセス性の維持を図るとともに、バス路線との連携強化を促進し、公共交通機関の利用者の拡大を目指します。
- 鉄道駅から秋田赤十字病院などの都市拠点へのアクセス性の確保を目指し、バス路線の再編などによる公共交通網の充実を促進します。

【安全で快適な道路環境づくり】

- 牛島地区の既存住宅地など、狭隘道路が残されている地域については、住民の協力を得ながら地区計画等のまちづくりのルールを導入し、道路改良や交通安全施設の充実などを進めながら、安全で快適な道路環境の整備を促進します。

③ その他の方針

【地域資源を活かしたまちづくり】

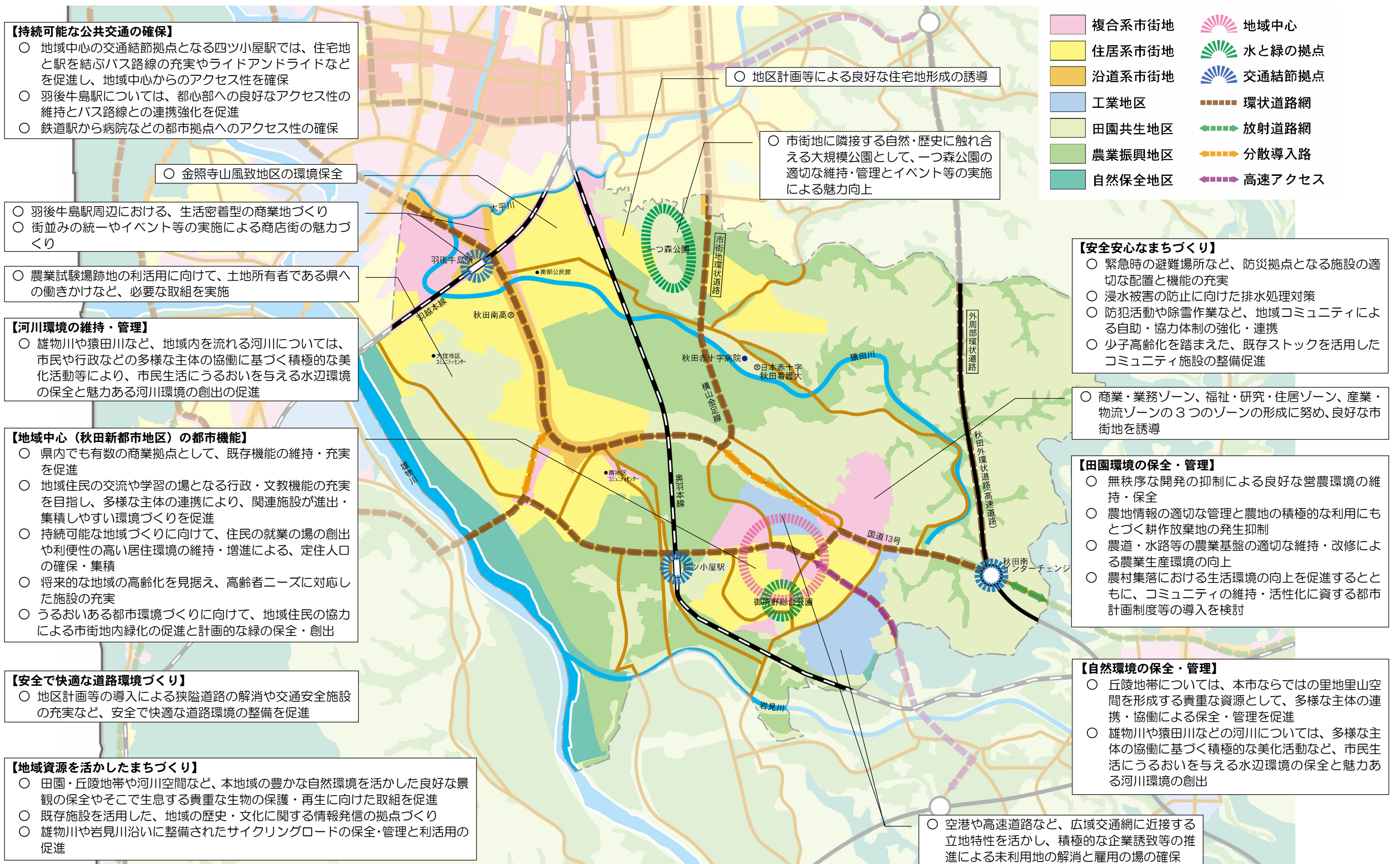
- 田園・丘陵地帯や河川空間など、本地域の豊かな自然環境を活かした良好な景観の保全を図るとともに、そこで生息する貴重な生物の保護・再生に向けた取組を促進します。
- 公共公益施設などの既存ストックを活用しながら、地域の歴史・文化に関する情報発信を担う拠点の整備や、地域特有の自然や歴史・文化の保全に取り組む人材の育成を促進します。

- 雄物川や岩見川沿いに整備されたサイクリングロードについては、関係機関との調整を図りながら、適切な保全・管理および良好な河川景観の創出を促進し、利用者の拡大による有効活用を目指します。

【安全安心なまちづくり】

- 公共施設などの既存ストックを活用しながら、緊急時の避難場所など、防災拠点となる施設の適切な配置と機能の充実を図り、安全安心なまちづくりを目指します。
- 複数の河川を有する本地域においては、台風や大雨などによる平野部での浸水被害の防止や水質の保全に向けて、適切かつ計画的な排水処理対策を促進します。
- 高齢化への対応や地域の一体感の醸成に向けて、行政との連携を図りながら、防犯・防災活動や冬期の除雪作業など、地域住民が主体となったまちづくり活動の展開を目指します。
- 地域の高齢者と子ども達が日常的に交流できる場の創出など、既存ストックの活用を図りながら、少子高齢化を踏まえた地域コミュニティ施設の整備を促進します。

■ 南部地域構想図



5 北部地域

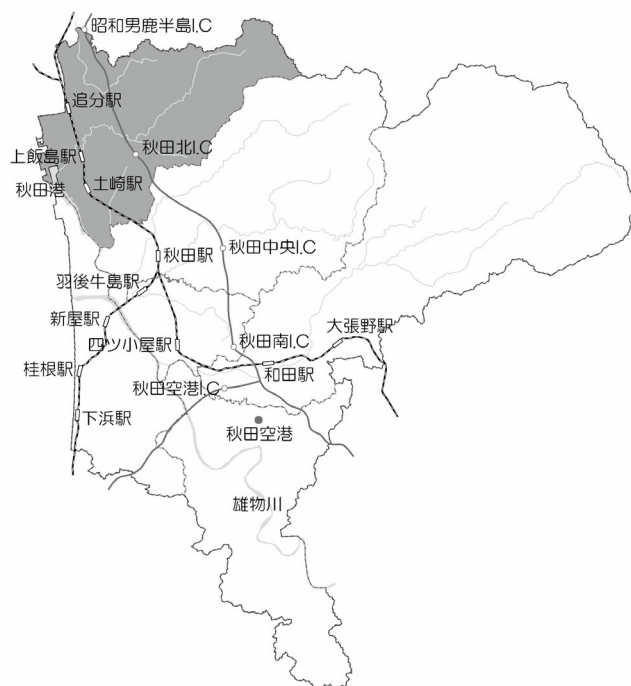
(1) 地域の概要

① 概況

北部地域は、西側に秋田港や鉄道駅を中心とした市街地が形成されており、東側には田園や丘陵地などの豊かな自然環境が広がっています。

本地域の地域中心である土崎地区は、古くから港町として栄え、街道沿いに市街地が形成されてきました。本町通り・中央通りには商業地が形成され、国道7号沿道にも沿道型サービス施設の立地が見られます。

また、秋田港を中心として工業団地が整備されているほか、史跡秋田城跡や県立小泉潟公園、大滝山自然公園などの歴史・文化資源や郊外に広がる自然環境など、多様な特性を有しています。

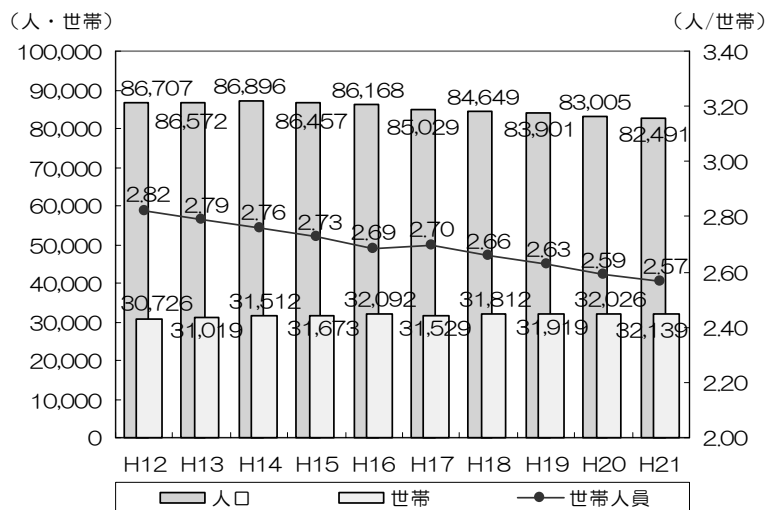


② 人口・世帯数の推移

北部地域の平成21年10月1日時点の人口は82,491人となっており、平成12年からの10年間で約4.9% (4,216人) 減少しています。

一方、人口減少が進む中で世帯数は平成21年で32,139世帯と10年間で約4.6% (1,413世帯) 増加しており、1世帯当たりの人員も2.82人/世帯から2.57人/世帯に減少するなど、核家族化や単身世帯の増加が進んでいます。

地域内の年齢別人口構成比(平成17年国勢調査より)をみると、年少人口(15歳未満)が12.3%、生産年齢人口(15~64歳)が63.3%、老年人口(65歳以上)が24.4%と、7地域の中で3番目、旧秋田市内では最も老年人口の割合が高い地域となっています。



※住民基本台帳(各年10月1日時点)より。H12,17は国勢調査結果

③ 土地利用の状況・課題

北部地域の面積は約 13,860ha で、そのうちの 7 割（約 10,050ha）が秋田都市計画区域（線引き都市計画区域）に指定されています。

地域の西側に広がる市街地には用途地域（約 2,430ha）が指定されており、東側の田園・丘陵地帯には、農業地域の農用地区域（約 2,340ha）や森林地域の国有林（約 2,420ha）、地域森林計画対象民有林（約 4,860ha）が指定されています。

また、良好な都市景観を保全すべき地域として、金足風致地区、浜ナシ山風致地区、清水風致地区、焼山風致地区が指定されており、海岸部には保安林（約 750ha）が指定されています。

【商業・業務地】

土崎地区の本町通り・中央通りの既存商店街や沿道型サービス施設が立地する国道 7 号、都市計画道路新屋土崎線(新国道)の沿道地域は、本地域における商業・業務拠点としての役割を担っています。

しかし、近年では住民の身近な買い物の場となる既存商店街の疲弊が顕在化しており、空き店舗の発生など新たな課題も見られています。

また、周辺住民の交通拠点となる追分駅周辺においても、自動車に頼らない身近な商業機能の整備が求められています。

【住宅地】

本地域の地域中心となる土崎地区周辺では、比較的密度の高い住宅地が形成されていますが、それ以外の地区では低密度の住宅地が広がっています。

また、郊外に点在する既存集落においては、高齢化や人口の流出による地域の活力低下が大きな課題となっています。

人口減少の影響により、各地区で空き家や空室の発生が課題となっており、今後もその傾向が続くと予測されることから、これらの既存ストックを活用した、安定した住環境の形成が求められています。

【工業地】

秋田港に面する土崎・飯島地区の臨海部には、本市の産業と雇用を支える工業団地が整備されています。

今後も、シーアンドレール構想をはじめとする将来的なプロジェクトの実現を見据えながら、産業全体の活性化に向けた環境整備が求められています。

【農地・自然環境】

市街地を囲むように広がる平野部には、まとまった優良農地が確保されており、良好な田園空間が形成されています。今後も貴重な農業生産の場として、適切な保全・管理が望まれます。

また、新城川については、現在河川改修が進められており、今後も計画的な整備促進が求められています。

東側に広がる丘陵地帯は、地域内を流れる河川の源流域となっており、多くの堤を有するなど、豊かな水資源に恵まれています。ただし、一部地域では急傾斜地崩壊危険箇所など防災関連の指定がなされており、今後も安全・安心な地域づくりに向けた対策が求められています。

【その他の拠点・都市機能】

本地域の地域中心となる土崎地区には、北部市民サービスセンター、土崎図書館などの公共公益機能が集積しています。また、飯島地区には地域の総合病院となる組合総合病院が整備されており、各地区とも地域の行政・医療拠点としての役割を担っています。

観光拠点としては、秋田港には道の駅としての機能も持つポートタワーセリオンが、また豊かな自然環境を活かして県立小泉潟公園や大滝山自然公園、高清水公園など多くの大規模公園が整備されており、交流人口の拡大と地域の活性化に向けた活用が求められています。

また、下新城地区には秋田県立大学が立地しており、大学と地域の連携による活力創出が期待されます。

④ 交通施設の整備状況・課題

【広域交通】

広域交通を担う道路として、地域内を秋田外環状道路(高速道路)が通過しており、上新城地区に秋田北インターチェンジが、潟上市との境界付近に昭和男鹿半島インターチェンジが整備されています。

また、市街地から秋田北インターチェンジに連結する都市計画道路外旭川上新城線が供用されており、高速道路へのアクセス性の向上が図られています。

【地域間・地域内交通】

広域的に通過する交通を市街地から排除するための外周部環状道路のうち、秋田港から国道7号までの道路が整備されています。また、都心の通過交通を排除するための市街地環状道路として、中央地域を中心とする本市の市街地周辺に都市計画道路横山金足線などが整備されています。各路線の未整備区間については計画的な整備が望まれます。

外周部環状道路に連絡し連続性のある幹線道路網を形成する放射道路としては、国道7号や都市計画道路横山金足線、県道秋田天王線が整備されています。また、本市の環状道路網を相互に連絡する分散導入路としても、国道7号、都市計画道路新屋土崎線、横山金足線などが位置づけられています。

【公共交通】

本地域には、JR 奥羽本線の土崎駅、上飯島駅、追分駅が整備されています。また、幹線道路を中心として、バス路線も複数整備されるなど、他の地域と比べ公共交通の利便性が高い地域となっています。

しかし、鉄道駅とバス交通の連絡性やバス路線網から外れた地域での公共交通手段の欠如など、多くの課題も有していることから、公共交通の更なる利便性向上に向けた対応が求められています。

【海上交通】

秋田港においてフェリー一定期便が開設されており、北海道や日本海沿岸都市との結びつきが強化されています。

今後は、港を活かした産業の活性化に向けて、貨物船の大型化に対応した航路泊地の維持・管理や船舶の安定運航の確保に向けた港内環境の整備、港湾周辺の交通渋滞緩和や高速道路へのアクセス性向上に向けた道路整備などが求められています。

⑤ その他の状況・課題

【景観形成】

本地域は、秋田港と工業地が調和した港湾景観や海岸部の保安林による海岸景観、市街地の東側に広がる田園や丘陵地、河川によって形成される水と緑の景観など、多様な資源を活かした良好な景観が広がっています。

また、土崎駅周辺では、電線類の地中化による港町としての趣きを活かした街なか景観づくりが進められており、今後も豊かな自然環境の保全・管理による自然景観の維持を図るとともに、地域の伝統・文化を活かした独自の景観づくりが期待されます。

【その他の都市施設】

本地域には、市民サービスセンター、各地区のコミュニティセンターなどの公共公益施設が整備されています。これらの公共公益施設については、敷地内緑化の推進やクリーンエネルギーの導入・活用など、地球温暖化抑制に向けた取組や安全安心な地域づくりに向けた施設の耐震化や防災機能の付加・充実などが求められています。

また、一部の地区では雨天時における浸水被害が発生していることから、被害防止に向けた排水処理対策が求められています。

(2) 目指すべき地域の姿

港町を中心とした 世界につながる歴史とロマンのまち

- 産業振興と地域の活力向上に向けた 秋田港を活かしたまちづくり
- 多様な地域資源を活用した 地域独自の魅力あふれるまちづくり
- 公共交通網を活かした 生活利便性の高いまちづくり

本地域は、北東北の海の玄関口となる秋田港や本市の産業を支える工業地帯を有した地域です。今後も良好な操業環境を維持しながら、港町としての特性を活かしたまちづくりを進め、産業の活性化と地域活力の創出に向けた港湾環境の一体的な整備を目指します。

また、秋田港のみならず、海岸部の松林や市街地の東側に広がる田園・丘陵地などの自然的資源、史跡や公園、大学をはじめとする歴史・文化資源など、本地域が有する多様な地域資源の保全・活用・連携を図りながら、魅力ある交流型のまちづくりを推進し、地域の活性化を目指します。

本地域の恵まれた公共交通環境を活かし、鉄道やバス交通の連携強化による交通利便性の更なる向上を図るとともに、公共交通軸沿線における生活利便性の高い沿道型居住地の形成を目指します。

(3) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

【地域中心における都市機能の充実】

- 交通結節機能を有する土崎駅を中心として、地域住民の生活を支える商業機能や行政・文化機能が集積している土崎地区を、北部地域の地域中心として位置づけます。
- 土崎地区においては、地域中心として人が集うにぎわいのあるまちを目指します。地域住民の快適な生活を支える商業、行政、工業などの既存機能の維持と更なる充実に向けて、多様な主体の連携を図りながら関連施設が進出・集積しやすい環境づくりを促進します。
- 土崎駅周辺においては、自動車移動に頼らない身近な買い物の場を確保するため、特別用途地区をはじめとする都市計画制度等の導入による、沿道型サービス施設の適切な立地誘導について検討するとともに、街なかの商店街と幹線道路沿道に立地するサービス施設との役割分担を明確にし、両者が共存した地域商業の活性化を促進します。

- 北部市民サービスセンターを拠点に、地域における市民協働・都市内地域分権を推進するとともに、地域内の交流強化、市民や来訪者への地域情報の発信拠点としての活用等を進めます。
- 地域北側の拠点となる追分駅周辺においても、近隣に県立小泉潟公園と県立大学が立地するポテンシャルを活かし、学生や来訪者が集うような商業系施設など、にぎわいの創出に資する施設が進出しやすい環境づくりを促進します。

【沿道型居住市街地の形成】

- 路線バスや鉄道により都心部や地域中心への移動が容易で、なおかつ周辺住民が利用できる日常的な買い物環境や医療・福祉機能が一定程度整備されている幹線道路沿道地域については、ロードサイド型の商業拠点としてだけでなく、既存施設を活かした生活利便性の高い居住地としての土地利用を促進し、公共交通軸を中心とした集約型の沿道型居住市街地の形成を目指します。
- 沿道型居住市街地の形成に向けて、幹線道路沿道に立地している施設の用途や集積状況を踏まえながら、ふさわしいエリアの見極めを進めるとともに、特別用途地区をはじめとする都市計画制度等の導入など、沿道周辺の居住環境への影響に配慮した土地利用誘導方策について検討します。

【産業振興と地域の活性化に向けた秋田港の活用】

- 本市の産業を支える臨海部の工業地帯については、引き続き良好な操業環境の維持を図るとともに、シーアンドレール構想の促進による産業機能の増進と産業の活性化に向けて、秋田港の環境整備に取り組みます。
- コンテナ貨物やフェリー貨物の安全で安定した輸送の確保と地域の産業振興に資する物流の効率化に向けて、船舶の安定運航の確保に必要な施設整備を促進します。
- 秋田港については、海の玄関口にふさわしい魅力ある港づくりを目指し、松林など周囲の良好な自然資源との調和を図るとともに、セリオンをはじめとする既存拠点を活用しながら、海辺に親しめるにぎわいのある港湾環境の整備を促進します。

【空き家・空き地の有効活用】

- 高齢化や人口減少などの影響によって、市街地内で増加しつつある空き家や空き地については、所有者の協力を得ながら、農産物の直売所や地域コミュニティの交流の場、駐車場、除雪スペース等として有効活用するための手法について検討します。

【自然環境の保全・管理】

- 本地域の東側に広がる丘陵地帯については、都市生活にうるおいを与える貴重な資源として、市民や企業、行政など多様な主体の連携・協働によって、森林環境の保全・管理を図ります。

- 県立小泉潟公園をはじめとする大規模公園などの観光拠点については、周辺環境との調和に配慮しながら、その機能の維持・充実を図ります。また、各拠点を有機的に結びつけることにより、交流人口の確保を目指します。
- 地域内に流れる草生津川や新城川においては、多様な主体の協働に基づく積極的な美化活動などによる水質の保全や河川環境の保全活動を促進します。

【田園環境の保全・管理】

- 市街地の縁辺部に広がる田園地帯については、無秩序な開発の抑制により良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、農道・水路等の農業基盤の適切な維持・改修により農業生産環境の向上を促進し、優良農地の保全を目指します。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景として、増加傾向にある耕作放棄地については、農地情報の適切な管理と農地利用を推進し、耕作放棄地の発生抑制を目指します。

【郊外既存集落の維持・活性化】

- 高齢化や人口流出によって、衰退が懸念される郊外の既存集落については、コミュニティの維持・活性化を図るため、他都市からの住み替えやU・J・Iターンなどの新たな人口流入の促進に寄与する都市計画制度等の導入を検討します。
- 都市計画制度等の導入により、集落で発生している空き家や耕作放棄地については、地域活力の創出に向けて、農家民宿や体験農園などとしての利活用を促進し、都市と農村の交流拠点としての再生を目指します。

② 交通体系の整備方針

【幹線道路の整備促進】

- 市街地から秋田北インターチェンジに連結する都市計画道路外旭川上新城線の適切な管理を図り、高速道路へのアクセス性を維持します。
- 地域内を通る外周部環状道路や市街地環状道路などの環状道路については、関係機関との調整を図りながら、未整備区間の計画的な整備を促進します。
- 外周部環状道路に連絡する放射道路や環状道路網を相互に連絡する分散導入路については、その機能の維持・向上に向けた適切な管理を促進します。

【持続可能な公共交通の確保】

- 地域住民の日常の交通拠点となる土崎駅や追分駅など鉄道駅については、バス交通との連携強化など交通結節機能の充実を図るとともに、駅周辺での駐輪場などの利活用を図り、ライドアンドライドなど低炭素型の地域内移動を促進します。

- マイタウン・バスの活用など、地域内移動の円滑化に向けたバス路線の再編・充実を促進します。
- 都市計画道路泉外旭川線による交通環境の変化を見極め、JR との連携を図りながら、泉・外旭川地区における新駅の方向性を検討します。

【秋田港の活用に向けた環境整備】

- シーアンドレール構想の促進による産業機能の増進を見据え、秋田港と周辺道路網との連携強化を図ります。
- 港湾周辺における交通渋滞の緩和や港湾荷役の効率化に向けて、都市計画道路大浜上新城線の計画的な整備を推進し、秋田港と高速道路間のアクセス性の向上を目指します。

【安全で快適な生活道路の整備】

- 住宅が密集した地域や狭隘道路が残されている地域、小中学校などの通学路については、住民の協力を得ながら地区計画等のまちづくりのルールを導入し、災害時などに緊急車両が円滑に通行できる道路幅員の確保や、子どもから高齢者まで、誰もが安全に通行できる歩行者環境の改善を目指します。

③ その他の方針

【観光型まちづくりの促進】

- 河川や緑地など、本地域の豊かな自然環境を活かしながら、史跡秋田城跡や県立小泉瀉公園をはじめとする地域の名所を巡る回遊ルートを設定し、各拠点が有機的に結ばれた水と緑のネットワークを形成します。
- 市民や行政、商工会などの多様な主体の連携・協働により、地域資源を紹介する案内板の設置やサインの整備、パンフレットの作成など、交流人口の拡大に向けた取組を促進します。
- 北部市民サービスセンターやセリオンなどの既存施設を活用しながら、^{ひきやま}曳山など、地域独自の祭やイベントなどを広く PR する情報発信拠点づくりを促進するとともに、新たなイベントの創設など、ソフト面での魅力づくりに取り組みます。

【広域公園の活用】

- 県立小泉瀉公園については、追分駅や都市計画道路横山金足線など近隣の広域交通網を活かしたアクセス性の向上を図りながら、瀉などの特色ある自然環境や県立博物館などの文化拠点を活かした魅力あふれる広域公園として、積極的な PR 展開と利活用を促進します。
- 大滝山自然公園については、都心部からのアクセス性の向上を図りながら、市民や来訪者が自然と親しめる公園として積極的な PR 展開と利活用を推進します。

- 高清水公園については、多様な生き物が生息する特色を活かし、市民が身近に生物と親しめる公園として、イベントなどのソフト面の充実を図ります。

【地域資源を活かした魅力ある景観づくり】

- 土崎地区においては、電線類の地中化により古くからの港町としての趣きを活かした景観づくりが進められており、今後も敷地内緑化の推進などによる良好な街なか景観づくりを促進します。
- 草生津川では、桜やコスモスなどの植栽によって、良好な河川景観が形成されています。今後も、市民や行政など多様な主体の連携・協働によって、魅力ある河川景観の維持・保全を図ります。
- 海に沈む夕日や臨海部の工業地帯の夜景など、地域独自の海岸景観を活かし、ビューポイントの整備やPRを促進します。
- 郊外での無秩序な開発行為等の防止により、地域の東側に広がる田園・丘陵地帯の良好な自然景観の保全を図ります。

【安全安心なまちづくり】

- 公共施設をはじめとする既存ストックを活用しながら、緊急時の避難場所など、防災拠点となる施設の適切な配置と機能の充実を図り、安全安心なまちづくりを目指します。
- 台風や大雨などによる浸水被害の防止に向けて、河川改修などを促進します。
- 海岸部や河川については、適正な排水処理による水質の保全を図り、美しい水環境の確保を図ります。
- 少子高齢化を踏まえ、地域内の防犯活動や除雪作業など、地域コミュニティによる自助・協力体制の強化・連携を図り、誰もが安全安心に暮らせる地域づくりを目指します。

■ 北部地域構想図

【観光型まちづくりの促進】

- 豊かな自然を活かした史跡・公園などの名所を巡る回遊ルートの設定
- 多様な主体の連携・協働による地域内の名所や回遊ルートを紹介する案内板の設置やサインの整備、パンフレットの作成
- 既存施設を活用し、曳山車などの地域独自の祭・イベントなどをPRする情報発信拠点づくり

- 追分駅周辺においては、近隣に県立小泉湧公園と県立大学が立地するポテンシャルを活かし、にぎわいの創出に資する施設が進出しやすい環境づくりを促進

【持続可能な公共交通の確保】

- 鉄道駅のバス交通との連携強化など交通結節機能の充実を図り、駅周辺での駐輪場などの利活用によるライドアンドライドなど低炭素型の地域内移動を促進
- マイタウン・バスの活用など、地域内移動の円滑化に向けたバス交通の再編・充実
- 都市計画道路泉外旭川線による交通環境の変化を見極め、JRとの連携を図りながら、泉・外旭川地区における新駅の方向性を検討

- バス路線をはじめとする公共交通軸沿線における、既存ストックを活かした生活利便性の高い沿道型居住市街地の形成

【空き家・空き地の有効活用】

- 市街地内の空き家や空き地などの低未利用地は、所有者の協力を得ながら、農産物の直売所や地域コミュニティの交流の場、駐車場、除雪スペース等としての有効活用を検討

【地域中心（土崎地区）の都市機能】

- 人が集うにぎわいのあるまちを目指し、商業、工業、行政など既存都市機能の維持・充実に向け、多様な主体の連携により関連施設が進出・集積しやすい環境づくりを促進
- 駅周辺に自動車移動に頼らない身近な買い物の場を確保するため、都市計画制度等の導入を図りながら、街なかの商店街と幹線道路沿道のサービス施設との役割分担を明確にし、両者が共存した地域商業の活性化を促進
- 電線類の地中化や敷地内緑化など、古くからの港町としての趣きを活かした都市景観づくりの促進
- 地域の生活情報を発信する情報拠点づくり

【産業振興と地域の活性化に向けた秋田港の活用】

- シーアンドレール構想の促進による、秋田港における産業機能の増進に向けた環境整備と周辺交通網との連携強化
- コンテナ貨物やフェリー貨物の安全で安定した輸送の確保と地域の産業振興に資する物流の効率化に向け、船舶の安定運航の確保に必要な施設整備を促進
- 港湾周辺の交通渋滞緩和および港湾荷役の効率化に向けた、高速道路からのアクセス性の向上
- 周囲の良好な自然資源との調和を図り、セリオンをはじめとする既存拠点を活用した、海の玄関口にふさわしい、人が集いにぎわう魅力ある港づくりを促進
- 海辺に親しめる空間としての港湾環境の整備

【郊外既存集落の維持・活性化】

- 既存集落の維持・活性化に向けて、都心部からの住み替えやU・J・Iターンなどの新たな人口流入の促進に寄与する都市計画制度等の導入を検討
- 空き家・耕作放棄地の利活用による、農家民宿などの都市・農村交流拠点づくり

【自然環境の保全・管理】

- 市民や企業、行政など多様な主体の連携・協働による、豊かな森林環境の保全・管理
- 多様な主体の協働に基づく積極的な美化活動による河川環境の保全と魅力ある河川景観の創出
- 適正な排水処理による水質の保全

【田園環境の保全・管理】

- 無秩序な開発の抑制による良好な営農環境の維持・保全
- 農地情報の適切な管理と農地の積極的な利用にもとづく耕作放棄地の発生抑制
- 農道・水路等の農業基盤の適切な維持・改修による農業生産環境の向上

【地域資源を活かした魅力ある景観づくり】

- 海に沈む夕日や臨海部の工業地帯の夜景など、地域独自の海岸景観を活かし、ビューポイントの整備やPRを促進
- 郊外での無秩序な開発行為等の防止により、田園・丘陵地帯の良好な自然景観を保全

【安全安心なまちづくり】

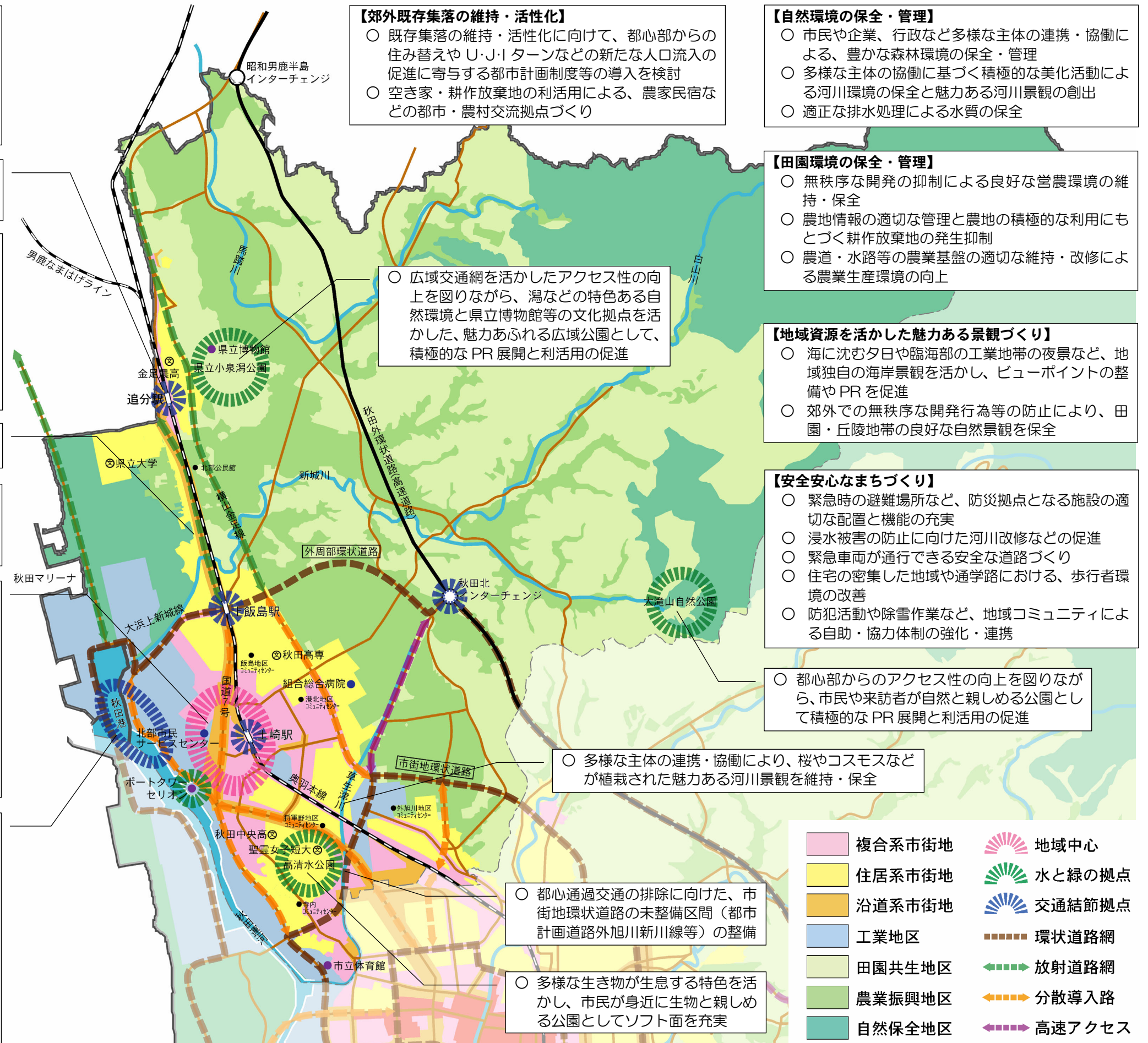
- 緊急時の避難場所など、防災拠点となる施設の適切な配置と機能の充実
- 浸水被害の防止に向けた河川改修などの促進
- 緊急車両が通行できる安全な道路づくり
- 住宅の密集した地域や通学路における、歩行者環境の改善
- 防犯活動や除雪作業など、地域コミュニティによる自助・協力体制の強化・連携

- 都心部からのアクセス性の向上を図りながら、市民や来訪者が自然と親しめる公園として積極的なPR展開と利活用の促進

- 多様な主体の連携・協働により、桜やコスモスなどが植栽された魅力ある河川景観を維持・保全

- 都心通過交通の排除に向けた、市街地環状道路の未整備区間（都市計画道路外旭川新川線等）の整備

- 多様な生き物が生息する特色を活かし、市民が身近に生物と親しめる公園としてソフト面を充実



6 河辺地域

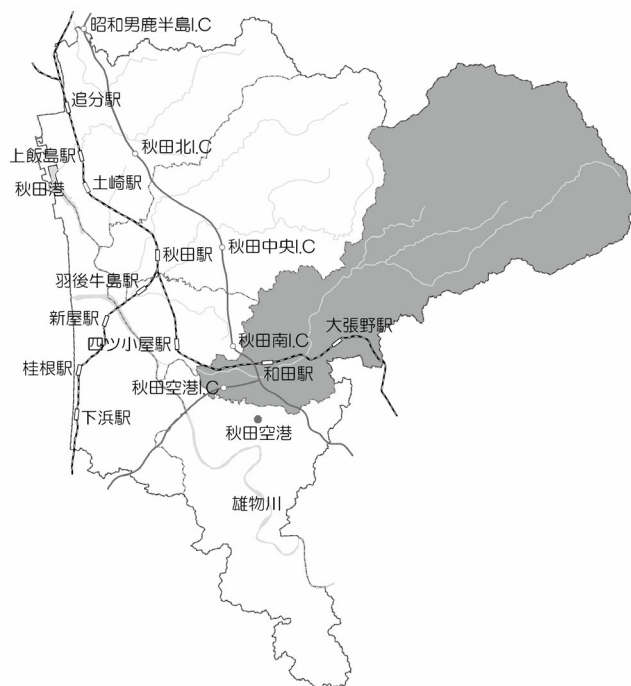
(1) 地域の概要

① 概況

河辺地域は、和田駅の北側から国道 13 号にかけて市街地が形成されており、地域を東西に流れる岩見川等の河川沿いに集落や田園が広がる緑豊かな環境です。

和田地区には、旧役場庁舎を活用した河辺市民サービスセンターなど行政機能が立地しており、商業機能は和田駅周辺および国道 13 号沿道に見られます。

また、インターチェンジや空港に近接した七曲臨空港工業団地が立地しているほか、太平山県立自然公園など郊外に広がる自然環境、地域の歴史を伝える旧羽州街道や豊島館跡など多様な特性を有しています。

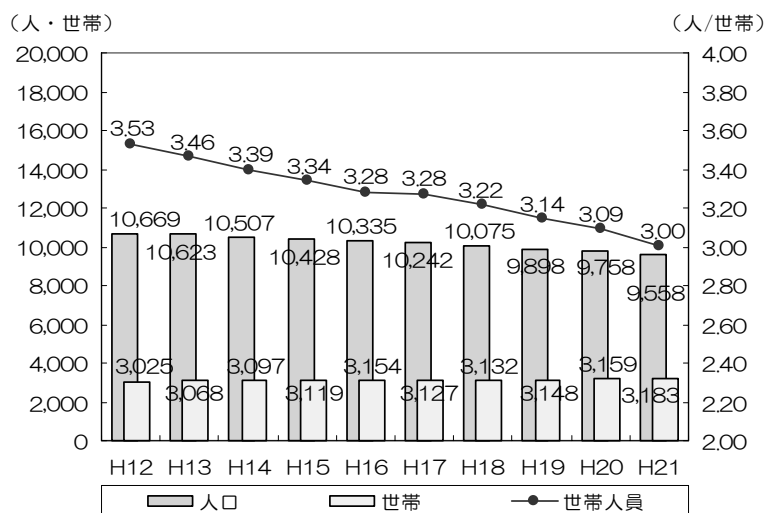


② 人口・世帯数の推移

河辺地域の平成 21 年 10 月 1 日時点の人口は 9,558 人となっており、平成 12 年からの 10 年間で約 10.4% (1,111 人) 減少しています。

一方、世帯数は、平成 21 年で 3,183 世帯と 10 年間で約 5.2% (158 世帯) 増加しています。1 世帯当たりの人員は 3.53 人/世帯から 3.00 人/世帯に減少しており、核家族化や単身世帯が進行しています。

地域内の年齢別人口構成比（平成 17 年国勢調査より）をみると、年少人口（15 歳未満）が 10.6%、生産年齢人口（15～64 歳）が 57.5%、老年人口（65 歳以上）が 31.9%と、7 地域の中で老年人口の割合が最も高い地域となっています。



※住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）より。H12,17 は国勢調査結果

③ 土地利用の状況・課題

河辺地域の面積は約 30,110ha で、そのうち約 2 割（約 5,620ha）が河辺都市計画区域（非線引き都市計画区域）に指定されています。

和田駅周辺および七曲臨空工業団地が用途地域（約 140ha）に指定されています。地域内は広く農業地域の農用地区域（約 1,850ha）、森林地域の国有林（約 17,450ha）、地域森林計画対象民有林（約 3,630ha）、保安林（約 3,190ha）が指定されています。

北東部は、太平山県立自然公園として自然公園地域の特別地域（約 2,180ha）が指定されており、また、一部地域が自然保全地域の特別地域（約 130ha）に指定されています。

【商業・業務地】

和田駅周辺に商業系用途が指定されていますが、隣接する南部地域に大規模商業施設が立地していることなどもあり、商業施設の集積はなく、国道 13 号沿道の工業系用途に商業施設が点在しています。

【住宅地】

和田駅周辺の住宅系用途に低層住宅が集積していますが、その他は集落ごとに住宅地がまとまって見られます。

人口減少による空き家の発生や高齢化に伴う高齢者世帯の増加が課題となっており、空き家の有効活用とともに、高齢者の生活をサポートする仕組みづくりが求められています。

【工業地】

地域の南側に七曲臨空港工業団地が整備されています。ただし、未分譲地も残されており、高速道路網や空港などの高速交通網を活かした、企業誘致などによる土地の有効活用が求められています。

【農地・自然環境】

地域の東部には太平山県立自然公園など豊かな自然環境が広がっています。近年では、生活様式の変化や林業の停滞などにより、維持管理されない森林も増えており、適正な維持管理が必要です。

岩見川沿いに広がる平野部には、まとまった優良農地が確保されており、良好な田園空間が形成されていますが、その一方で、後継者不足、高齢化などにより耕作放棄地も増えています。今後も貴重な農業生産の場として、さらには交流の場として、都市・農村交流や人材の育成などによる適切な活用と管理が望まれます。

岩見川については、水量の増加などによる水害の恐れがあることから、引き続き防災対策の充実など、安全・安心な地域づくりに向けた対策が求められています。

ホタルなどが飛び交う豊かな生き物環境が残されており、適切な維持管理のもと生き物環境の保全を図る必要があります。

【その他の拠点・都市機能】

和田駅周辺には、河辺市民サービスセンターなどの行政機能が整備されていますが、その他の文化機能や医療機能などの都市機能が不足しており、他地域の都市機能の活用も含めた対応が求められています。

④ 交通施設の整備状況・課題

【地域間・地域内交通】

外周部環状道路に連絡し連続性のある幹線道路網を形成する放射道路として、国道13号が整備されています。

用途地域内には未整備路線も見られ、計画的な整備が望まれます。

【公共交通】

本地域には、JR 奥羽本線の和田駅、大張野駅が整備され、マイタウン・バスも整備されています。しかし、鉄道とバスの乗り継ぎの不便さや運行本数の減少といった課題を有しており、利用者も減少傾向にあります。市民の日常の交通手段として、連携強化による機能の充実や利便性の向上が望まれます。

⑤ その他の状況・課題

【景観形成】

旧羽州街道周辺においては、歴史的な雰囲気^{うやしな}を継承する街並みづくりなど、歴史性を活かした、魅力ある景観づくりを進めていく必要があります。

太平山や筑紫森などの自然豊かな森林や岩見川などの河川の自然景観、^{うやしな}鵜養などの農地と茅葺民家などで構成するのどかな田園景観の保全を図ります。また、岩谷山、へそ公園などから雄大な眺望景観が広がっており、適切な保全に努めます。

(2) 目指すべき地域の姿

大自然に抱かれた清流岩見川と空陸交通の拠点のまち

- 太平山など秋田を象徴する 自然環境を活かしたまちづくり
- 農業や歴史、交通環境を活かした にぎわいを生み出すまちづくり
- 安心して住み続けることのできるまちづくり

本地域は、太平山県立自然公園や岩見川など豊かな自然環境が広がり、農産物の生産など農林業も盛んに行われています。また、旧羽州街道沿いの街並み、茅葺民家など地域の歴史を伝える資源も残されています。

さらに、秋田空港が近接し、地域内に日本海東北自動車道秋田空港インターチェンジが整備されているなど、空と陸とを結ぶ交通の要衝でもあります。

これらの自然、歴史・文化、交通環境などを活かしながら、地域コミュニティの充実、都市と農村との交流などによりにぎわいを生み出す拠点地域の形成を目指します。

市内でも高齢化の進んでいる地域であり、近隣地域との日常生活を支える都市機能の連携を図りながら、鉄道やバス交通などの公共交通の充実を図り、安心して住み続けることのできる地域づくりを進めます。

(3) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

【利便性の高い地域中心の形成】

- 交通結節機能を有する和田駅を中心として、行政・文化機能や商業施設が集積している和田地区を、河辺地域の地域中心として位置づけます。
- 地域住民の生活拠点として、日常的な買い物をまかなう商業機能や医療・福祉機能、市民サービスを提供する公共公益機能の充実に向けた環境整備を促進し、利便性の高いまちを目指します。
- 和田駅周辺においては、高齢者が不自由なく快適に移動できるよう、自家用自動車交通に依存しない、鉄道やバス、タクシーなど、各種交通の乗り継ぎ拠点機能の充実を図ります。
- 地域内人口の減少や高齢化を見据え、地域中心への都市機能の充実と連携した、街なかへの住み替えや家屋の共同化、空き家など既存ストックの活用などによる職住近接の良質な居住環境を形成し、地域中心での街なか居住を促進します。
- 河辺市民サービスセンターを拠点に、地域における市民協働・都市内地域分権を推進するとともに、地域内の交流強化、市民や来訪者への地域情報の発信拠点としての活用等を進めます。

【計画的な土地利用の誘導】

- コンパクトな市街地形成による持続可能な都市の実現に向けて、市街化を促進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域を区分する「線引き都市計画区域」である秋田都市計画区域との統合を目指します。
- 線引き都市計画区域への移行による、無秩序な開発行為等の防止と地域中心への都市機能の集積を図るとともに、郊外の既存集落の維持・活性化に資する都市計画制度の導入を検討します。

【工業地の環境整備】

- 高速道路や空港などへのアクセスしやすい交通環境、周辺の豊かな自然環境を活かし、七曲臨空港工業団地への環境・情報関連企業など幅広い企業誘致を促進し、周辺環境と調和した快適な操業環境の維持・増進を図ります。

【自然環境の保全・管理】

- 太平山県立自然公園など本地域の東側に広がる森林については、多様な生き物の生息環境であるとともに、田園や集落と一体的な本地域の自然景観の象徴であることから、防災や無秩序な開発の抑制に取り組みながら、市民や企業、行政など多様な主体の連携・協働による森林環境の保全・管理を図ります。
- 地域内を流れる岩見川などの河川については、景観に配慮した整備を促進し、水質の維持や美化活動など、多様な主体の協働に基づく河川環境の保全を図ります。
- 水辺に親しめるサイクリングロードや遊歩道の充実など、河川やダム湖などを活かした魅力ある環境の創出を促進します。

【田園環境の保全・管理】

- 岩見川などの河川沿いに広がる田園地帯については、無秩序な開発の抑制により良好な田園環境の維持・保全を図るとともに、農道・水路等の農業基盤の適切な維持・改修により農業生産環境の向上を促進し、優良農地の保全を目指します。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景として、増加傾向にある耕作放棄地については、農業者だけでなく、地域住民や関係団体等が一体となった農地の保全に取り組むとともに、農村の自然や景観などを守る地域活動などにより、田園環境の維持・保全を図ります。

【郊外既存集落の維持・活性化】

- 高齢化や人口流出によって、衰退が懸念される郊外の既存集落については、コミュニティの維持・活性化を図るため、他都市からの住み替えやU・J・Iターンなどの新たな人口流入の促進に寄与する都市計画制度等の導入を検討します。

- 都市計画制度等の導入により、集落で発生している空き家や耕作放棄地については、地域活力の創出に向けて、農家民宿や体験農園などとしての利活用を促進し、都市と農村の交流拠点としての再生を目指します。

② 交通体系の整備方針

【幹線道路の整備促進】

- 秋田空港インターチェンジから秋田空港へ連絡する幹線道路の適切な管理を図り、高速道路へのアクセス性を維持します。
- 外周部環状道路に連絡する放射道路については、その機能の維持・増進に向けた適切な管理を促進します。

【持続可能な公共交通の確保】

- マイタウン・バスの路線網の再編やタクシーなどの利活用を含めた民間活力の導入促進により、公共交通の充実を目指します。
- 鉄道の運行本数の増加等に向けた働きかけや、パークアンドライドやライドアンドライドの促進に向けた駅周辺環境の整備などを目指します。

【安全で快適な道路環境づくり】

- 道路改良や冬期の安全対策の充実などによる、安全で快適な自動車、歩行者ネットワークの形成を図ります。
- 地域住民の連携による草刈り活動など、良好な沿道景観づくりに向けた取組を促進します。

③ その他の方針

【観光型まちづくりの促進】

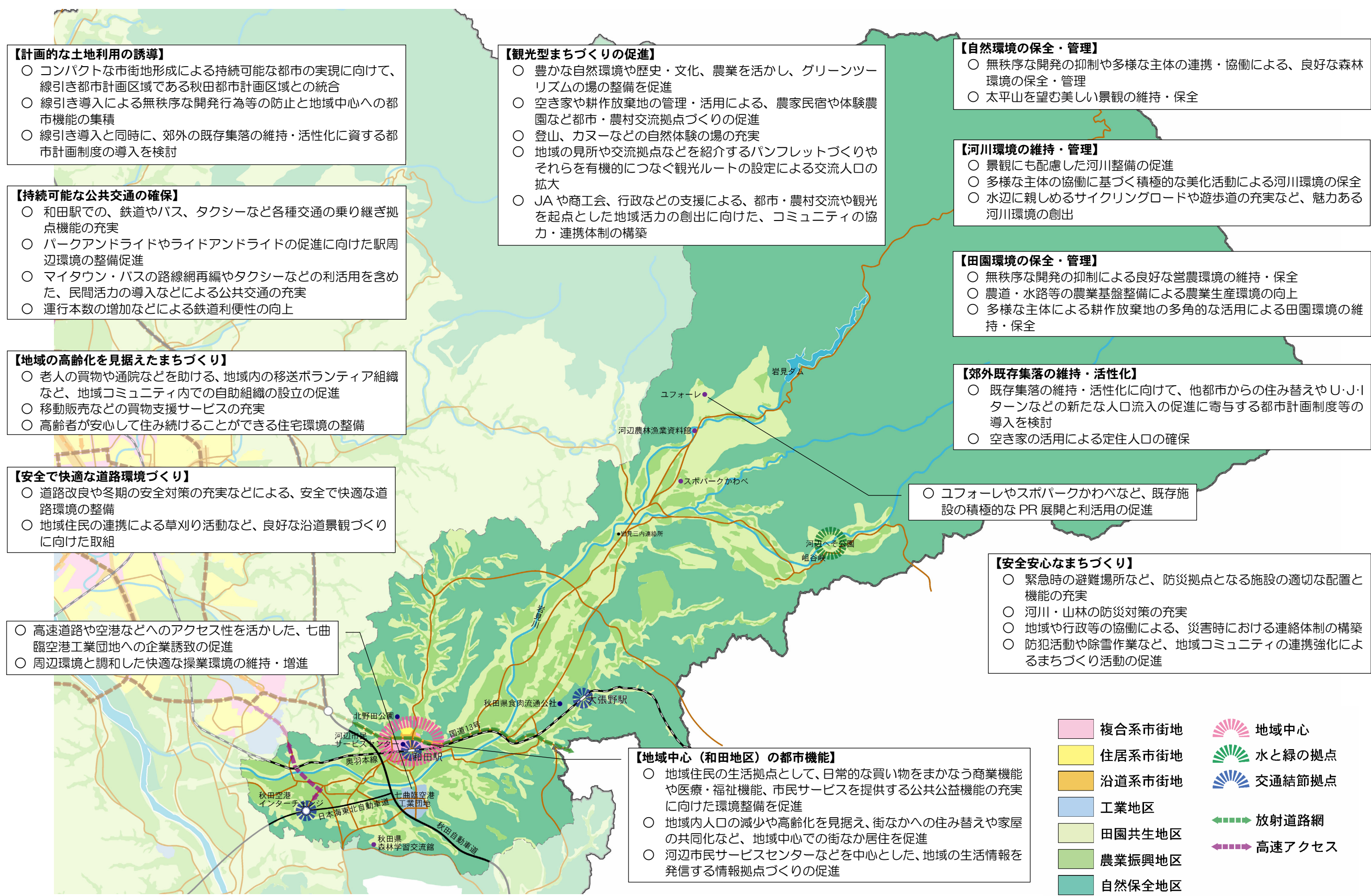
- 地域の豊かな自然環境や歴史・文化、農業を活かしながら、空き家や耕作放棄地を活用した農家民宿や体験農園など、グリーンツーリズムの場の整備を促進します。
- 登山やカヌーなど、気軽に自然に親しめる場の充実を促進します。
- 太平山や岩見川など美しい自然景観、茅葺民家や旧羽州街道沿いの街並み、桜の名所など地域の見所や交流拠点などを紹介するパンフレットづくりとともに、それらを有機的につなぐ観光ルートの設定による交流人口の拡大を図ります。
- JA や商工会、行政などの支援のもと、都市・農村交流や観光による地域活力の創出に向けた、地域コミュニティの協力・連携体制の構築を図ります。
- 歴史的景観が残る鵜養地区において、伝統的な集落景観の保全に努めるとともに、都市と農村の交流につながる活用方策について検討します。

- ユフォーレやスポパークかわべなど、地域の既存施設の有効活用に向けた、市内外への積極的な PR の実施に取り組みます。

【安全安心なまちづくり】

- 河川や山林の防災対策の充実とともに、緊急時の避難場所など防災拠点となる施設の適切な配置と機能の充実を図り、安全安心なまちづくりを目指します。
- 地域と行政等の協働による、市街地や農村地域における災害時の連絡・救助体制の構築を図ります。
- 防犯活動や除雪作業など、住民同士が支えあう地域コミュニティの連携強化によるまちづくり活動を促進します。
- 高齢者が安心して住み続けることができるように、高齢者の買物や通院などを助ける地域内の移送ボランティア組織など、地域コミュニティ内での自助組織の設立や、移動販売などの買物支援サービスの充実、多様なニーズに対応した住宅環境の整備などを総合的に促進します。

河辺地域構想図



7 雄和地域

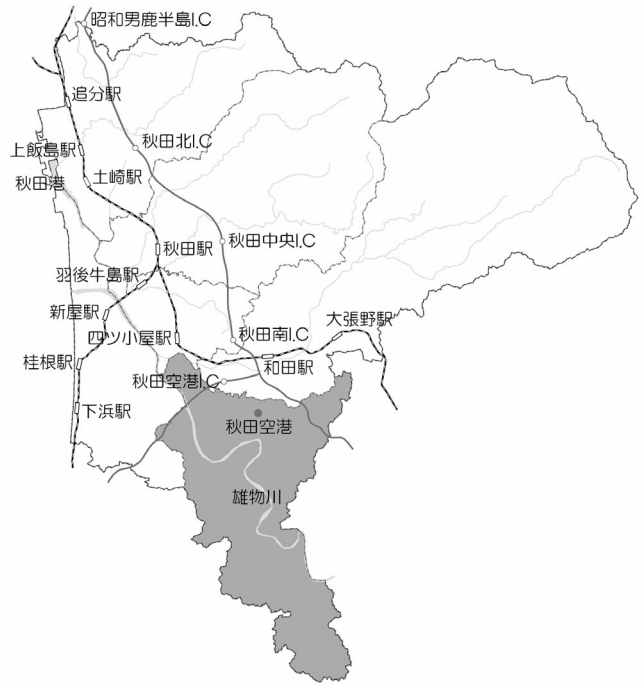
(1) 地域の概要

① 概況

雄和地域は、地域の中央を県内最大の一級河川である雄物川が流れ、周辺には高尾山などの山並みが広がり、水と緑に恵まれた地域です。

妙法地区には、雄和市民サービスセンターとともに、教育・文化・スポーツ施設が立地しています。

また、地域内には秋田空港を有するとともに、国際教養大学や県農業試験場など学術・研究施設、県立中央公園や温泉施設、高尾山レクリエーション施設などの観光・レクリエーション施設も充実しています。



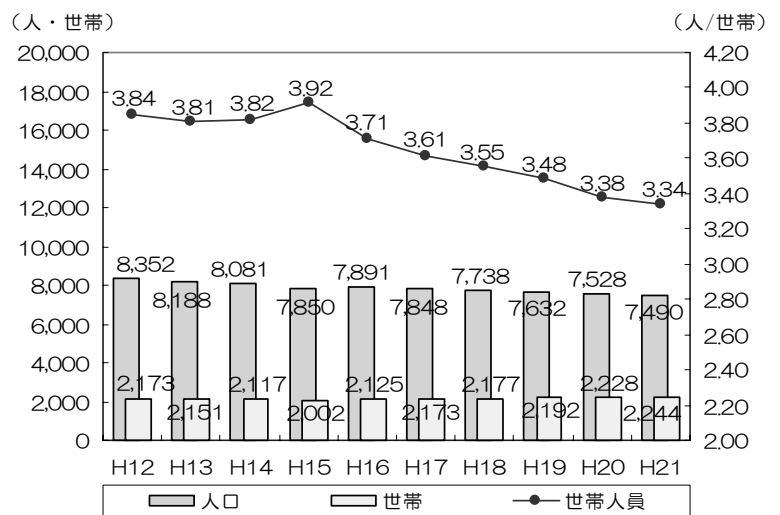
② 人口・世帯数の推移

雄和地域の平成 21 年 10 月 1 日時点の人口は、7 地域の中で最も少なく 7,490 人となっており、平成 12 年からの 10 年間で約 12.7% (862 人) 減少しています。

一方、人口減少が進む中で世帯数は、平成 21 年で 2,244 世帯と 10 年間で約 3.3% (71 世帯) 増とほぼ横ばいで推移しています。

1 世帯当たりの人員は 3.84 人/世帯から 3.34 人/世帯に減少していますが、他地域に比べると比較的高い世帯人員となっています。

地域内の年齢別人口構成比（平成 17 年国勢調査より）をみると、年少人口（15 歳未満）が 9.4%と 7 地域の中で最も低い割合を示しています。また、生産年齢人口（15～64 歳）が 59.0%、老年人口（65 歳以上）が 31.6%となっており、老年人口の割合は河辺地域に次いで高い地域となっています。



※住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）より。H12,17 は国勢調査結果

③ 土地利用の状況・課題

雄和地域の面積は 14,450ha で、そのうちの約 3 割（約 4,820ha）が河辺都市計画区域（非線引き都市計画区域）に指定されていますが、用途地域指定はありません。

雄物川沿いには農業地域の農用地区域（約 2,300ha）が指定されており、その周囲は森林地域の国有林（約 100ha）、地域森林計画対象民有林（約 8,940ha）、保安林（約 230ha）が指定されています。

【商業・業務地】

本地域の商業地としては、各集落に立地する小売店舗がその役割を果たしています。

また、行政機能などを有する妙法地区には、日常生活に必要な商品を購入できる商店等の立地が見られますが、商業集積としては十分とは言えず、身近な商業機能の整備が求められています。

【住宅地】

地域全体としては、妙法地区をはじめ集落ごとに低層の住宅地が分布しています。人口減少による空き家の発生や高齢化に伴う高齢者世帯の増加が課題となっており、空き家の有効活用とともに、高齢者の生活をサポートする仕組みづくりが求められています。

【農地・自然環境】

雄物川沿いの平野部には、まとまった優良農地が確保されており、良好な田園空間が形成されています。雄物川沿いの農地については、遊水池としての機能も果たしており、今後も多面的な役割を果たす貴重な空間として適切な保全・管理が望まれます。

また、雄物川の周囲には、高尾山などの豊かな森林環境が広がっています。

【その他の拠点・都市機能】

妙法地区には、雄和市民サービスセンターや雄和図書館、雄和体育館などの公共公益機能が立地しています。ただし、総合病院などの高度な医療施設や福祉施設など、その他の都市機能が不足している状況にあります。

観光拠点としては、秋田空港に近接する県立中央公園、豊かな自然環境を活かした高尾山一帯のレクリエーション施設などが整備されており、交流人口の拡大と地域の活性化に向けた活用が求められています。

また、地域の北側には、国際教養大学が立地しており、大学と地域の連携による活力創出が期待されます。

④ 交通施設の整備状況・課題

【地域間・地域内交通】

市街地環状道路に位置づけられている国道 13 号に連絡する道路として、県道秋田雄和本荘線が整備されています。また秋田空港に連絡する道路として、県道秋田御所野雄和線が整備されています。

【公共交通】

本地域には鉄道は整備されておらず、バス交通が本地域における公共交通の中心となっています。しかし、バス路線網から外れた地域での公共交通手段の欠如など、課題も有していることから、公共交通の更なる利便性向上に向けた対応が求められています。

⑤ その他の状況・課題

【景観形成】

雄物川と田園、山林とが一体的となった雄大な景観が広がっており、適正な維持管理による景観の保全が求められています。また、高尾山や白根館からの眺望景観の確保のための取組も望まれます。

良好な自然環境が保全されている証でもある白鳥やホタルなどの生き物も見られることから、引き続き貴重な生物生息環境の保全が求められています。

(2) 目指すべき地域の姿

秋田空港と自然色豊かな 田園のまち

- 秋田空港や高速道路などの広域交通環境を活かしたまちづくり
- 安心して住み続けられる 生活に必要な機能が充足したまちづくり
- 住民や大学、国内外との交流による 活力のあるまちづくり

本地域は、雄物川と河川沿いに広がる田園、山林などの豊かな自然環境が広がり、ホタルなどの生き物が飛び交う環境が残されている地域です。また、県立中央公園や高尾山などの観光・レクリエーション施設とともに、国際教養大学や県農業試験場などの学術・研究の拠点も立地する地域です。さらに、本県の空の玄関口となる秋田空港があり、日本海東北自動車道秋田空港インターチェンジに近接するなど、空と陸とを結ぶ交通の要衝でもあります。

現在は自動車交通への依存度の高い地域ですが、身近な場所への生活に必要な機能や、バス交通などの公共交通の充実を図り、安心して住み続けることのできる地域づくりを進めます。

本地域は、高齢化が進んでいるものの、地域コミュニティの活動が活発で、団結力があるなど、地域住民が支え合う意識の高い地域です。今後も、豊かな自然や恵まれた広域交通環境の活用とともに、地域コミュニティや地域内に立地する施設などとの連携により、地域間交流や都市と農村との交流など、活力を生み出すまちづくりを目指します。

(3) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

【利便性の高い地域中心の形成】

- 行政・文化機能を有し、地域内で最も商業施設が集積している妙法地区を、雄和地域の地域中心に位置づけます。
- 地域住民の身近な生活拠点として、既存の行政・文化機能を活かしながら、日常の買い物をまかなう商業機能や飲食店などの娯楽機能の充実に向けた環境整備を促進します。
- 地域中心にふさわしい秩序ある市街地形成に向けて、用途地域の新規指定など、計画的な土地利用誘導方策の導入を検討します。
- 秋田空港や秋田空港 I.C に近接する地域特性を活かし、商業・業務機能などの進出を促す環境整備を促進します。
- 地域内人口の減少や高齢化を見据え、地域中心への都市機能の充実と連携し、既存ストックを活用しながら、地域内における定住人口の確保のための緑に囲まれたゆとりのある良好な居住環境の形成を図ります。
- 雄和市民サービスセンターを拠点に、地域における市民協働・都市内地域分権を推進するとともに、地域内の交流強化、市民や来訪者への地域情報の発信拠点としての活用等を進めます。

【計画的な土地利用の誘導】

- コンパクトな市街地形成による持続可能な都市の実現に向けて、市街化を促進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域を区分する「線引き都市計画区域」である秋田都市計画区域との統合を目指します。
- 線引き都市計画区域への移行による、無秩序な開発行為等の防止と地域中心への都市機能の集積を図るとともに、郊外の既存集落の維持・活性化に資する都市計画制度の導入を検討します。

【自然環境の保全・管理】

- 市民や行政など多様な主体の連携・協働により、無秩序な開発の抑制とともに適正な維持管理を行いながら、山林の豊かな森林環境や雄物川などの河川環境の保全活動を促進します。
- 高尾山をはじめとする山林や雄物川沿いに広がる田園空間など、良好な自然景観の保全を図ります。
- ホタルや白鳥などが生息する雄物川などの水辺環境については、良好な環境を保全し、地域資源を活かした地域の魅力づくりに努めます。

【田園環境の保全・管理】

- 雄物川などの河川沿いに広がる田園地帯については、無秩序な開発の抑制により良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、農道・水路等の農業基盤の適切な維持・改修により農業生産環境の向上を促進し、優良農地の保全を目指します。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景として、増加傾向にある耕作放棄地については、多様な作物の栽培による新たな特産品づくりなど、農業の活性化に取り組むとともに、田園環境の維持・保全を図ります。

【郊外既存集落の維持・活性化】

- 生活道路の改修や上下水道の整備など、生活環境の維持・改善に向けた取組を推進します。
- 既存集落の維持・活性化に向けて、他都市からの住み替えやU・J・Iターンなどの新たな人口流入の促進に寄与する都市計画制度等の導入を検討します。
- 一層の増加が懸念される空き家や耕作放棄地については、都市計画制度等の導入により、農家民宿など都市・農村交流拠点としての有効活用を促進します。

② 交通体系の整備方針**【安全で快適な道路環境づくり】**

- 通学路などにおける街灯や防犯灯の設置などによる、安全な道路環境づくりを進めます。
- 山間部における冬期の安全対策の充実などによる、安全で快適な自動車移動のための道路改良を促進します。

【持続可能な公共交通の確保】

- マイタウン・バスの路線網再編やタクシーなどの利活用を含めた、民間活力の導入などによる公共交通の充実を図ります。
- パークアンドライドやライドアンドライドなど、都心部までのアクセス性向上に向けた、周辺鉄道駅における交通結節機能の充実を促進します。

③ その他の方針

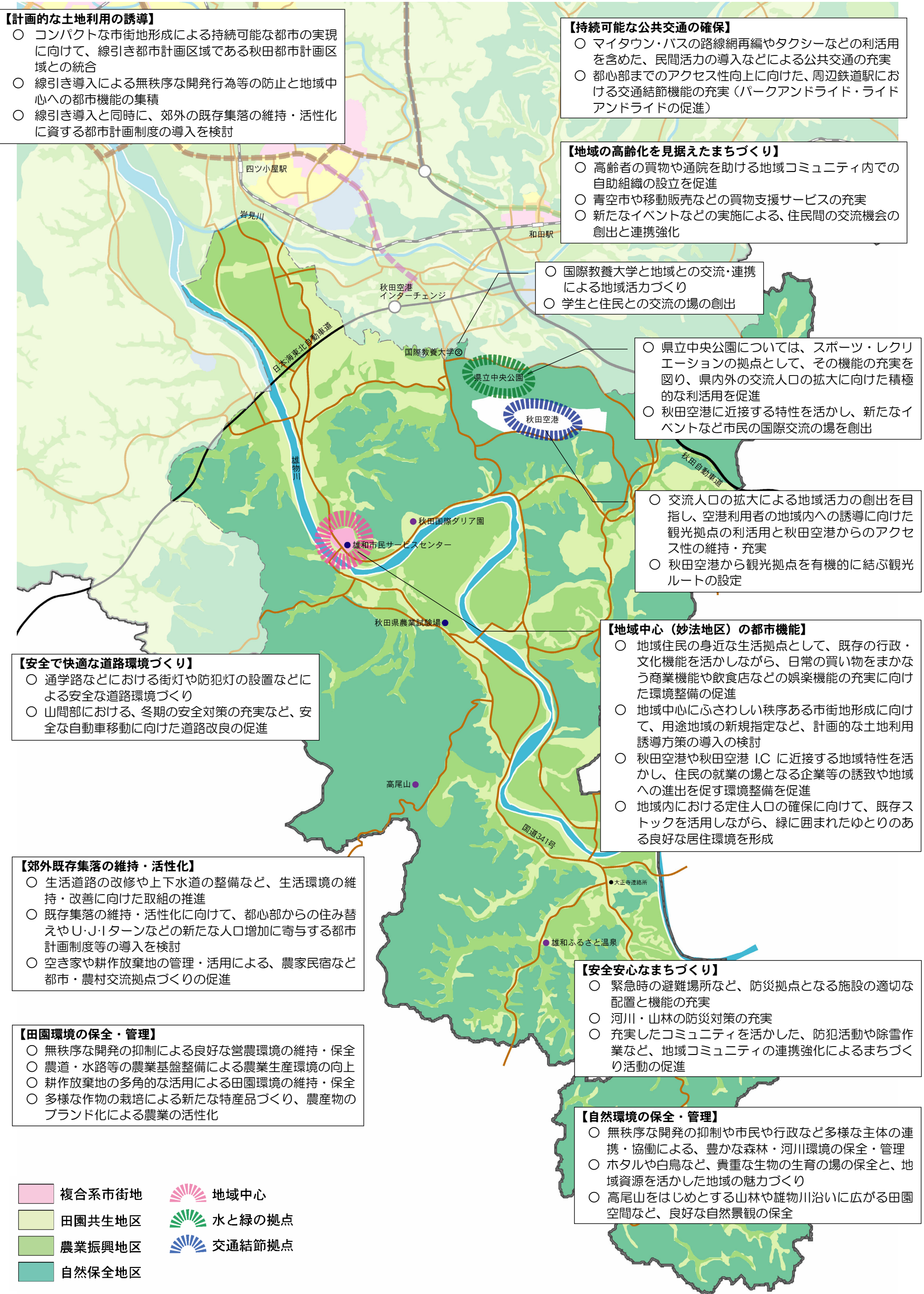
【地域特性を活かした活力の創出】

- 交流人口の拡大による地域活力の創出を目指し、秋田空港からのアクセス性の維持・充実を図るとともに、空港利用者の地域内への誘導に向けた観光拠点の整備とPRの充実、秋田空港から観光拠点を有機的に結ぶ観光ルートの設定などを促進します。
- 県立中央公園については、スポーツ・レクリエーションの拠点として、その機能の充実を図り、県内外の交流人口の拡大に向けた積極的な利活用を促進します。
- 地域の豊かな自然環境や農業環境を活かしながら、空き家や耕作放棄地を活用した農家民宿や体験農園など、グリーンツーリズムの場の整備を促進します。
- 秋田空港に近接する特性を活かし、新たなイベントなど市民の国際交流の場を創出します。
- 国際教養大学と地域との交流・連携、学生と住民との交流の場の創出による地域活力づくりを促進します。

【安全安心なまちづくり】

- 河川や山林の防災対策の充実とともに、緊急時の避難場所など防災拠点となる施設の適切な配置と機能の充実を図り、安全安心なまちづくりを目指します。
- 充実した地域コミュニティを活かし、防災・防犯活動や除雪作業など、住民同士が支えあう地域コミュニティの連携強化によるまちづくり活動を促進します。
- 高齢者が安心して住み続けることができるように、高齢者の買物や通院を助ける地域内の移送ボランティア組織など、地域コミュニティ内での自助組織の設立や、移動販売などの買物支援サービスの充実を促進します。
- 新たなイベントなどの実施による、住民間の交流機会の充実を図り、地域コミュニティの一層の強化を促進します。

雄和地域構想図





第4章 実現化方策

実現化方策とは、本市の将来都市像である『暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市』の実現に向けて、本計画で掲げたまちづくりの方針を具体化していくための主な方策を示すものです。

1 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

少子高齢化や人口減少社会の到来、分権型社会への転換、国際化の進展など、社会経済構造が大きく変化する中で、まちづくりにおいても、従来の『行政主導型』から、地域住民や地域内の事業者、NPOをはじめとする各種団体など、多様な主体との協力・連携による『協働型』への転換が進められています。

本計画においても、市民・事業者・行政の協働・連携を前提としたまちづくり方針や施策を掲げていることから、将来都市像の実現に向けては、各主体がお互いの役割を認識し、市が目指すまちづくりへの理解を深めた上で、積極的なまちづくり活動に取り組んでいく体制が必要となります。

（１）市民の役割

市民は、まちづくりの主役であり、これからの協働型のまちづくりにおいては、より主体的な取組が期待されます。

まちづくりに大きな影響を与える開発・建築行為にあたっては、国土利用計画や本計画をはじめとする土地利用関連計画を遵守するとともに、周辺の環境や景観、既存ストックの有効活用に配慮した建築活動が求められています。

また、低炭素型まちづくりに向けた公共交通の積極的な利用によるマイカー利用の抑制、豊かな自然環境等の維持・保全に向けた地域独自のまちづくりルール・協定等の提案・締結など、自分達のまちは市民自らがつくりあげるという意識と責任を持ち、行政を活用しながら、積極的にまちづくり活動へ参加していくことが大切です。

（２）事業者の役割

事業者は、日頃の事業活動を通して、市や地域の活性化に貢献するとともに、市が目指す将来像の理解に努め、市民や行政が進めるまちづくり活動に積極的に参加・協力していくことが期待されます。

事業所等の開発・建築行為にあたっては、市民同様、土地利用関連計画の遵守や既存ストックの活用に努めるとともに、敷地内緑化の推進や緩衝帯の設置など、周辺環境へのより一層の配慮が求められています。

また、積極的な CSR（企業の社会的責任・貢献）活動の展開による里地里山・森林等の管理や地域住民との交流の場の創出、独自の専門性を活かしたまちづくり活動の展開など、事業者ならではのアプローチでまちづくり活動に取り組んでいくことが重要です。

（３）行政の役割

市は、市民生活に必要不可欠な都市基盤整備を推進するとともに、国・県が定める上位計画や市民意向を踏まえ、多様な制度を活用しながら、計画的かつ効率的なまちづくりに向けた規制・誘導を実施していくことが求められています。

また、市民や NPO、事業者など、多様な主体による協働のまちづくりを牽引する役割も担っており、各主体の自発的なまちづくり活動の展開に向けて、育成・支援体制の充実を図っていく必要があります。

育成・支援にあたっては、ホームページの活用やシンポジウム等の開催により、まちづくりに関する積極的な情報提供を図りながら、まちづくり意識の醸成を促進するとともに、定期的な市民意識調査や懇談会等の実施により、市民ニーズや地域課題を把握・検証することが重要です。

2 将来都市像の実現に向けた施策展開の方向性

本市が掲げる将来都市像の実現に向けて、都市計画制度の導入など都市計画として対応すべき事項を、短期（3 年以内）、中期（5 年）、長期（10 年）に期間を区分し、本市の共通課題となる政策テーマごとに、いつまで何を実施するのかをパッケージングしながら概ねのスケジュールを定め、本計画で掲げた主要施策の実効性を高めます。

なお、市街地開発事業や都市計画道路整備などについては、関係者との十分な調整を図った上で、現時点での着手時期の目処を示します。

以下に、政策テーマごとに都市計画として対応・検討すべき主要な施策を整理します。なお、取り上げた施策については、複数の政策テーマにまたがるものもありますが、ここでは最も関係性の強い政策テーマと連動させて記載しています。

【政策テーマ①】旧 3 市町が一体となった都市構造の形成

○ 集約型都市構造の形成に向けた“線引き都市計画区域への統合”

- ・ 規制強度が異なる 2 つの都市計画区域を有する本市においては、成熟した一つの都市としての一体性の確立と、効率的な都市経営に向けた集約型都市構造の形成を目指し、郊外地域における無秩序な都市化の抑制に資する線引き都市計画区域への統合に向けた取組を進めます。

○ 既存集落の維持・活性化に向けた“市街化調整区域における開発許可等の基準設定”

- ・ 都市と農村が共生したまちづくりを見据え、線引き都市計画区域への統合と並行して、市街化調整区域の既存集落における定住人口の確保や地域コミュニティの維持・活性化に資する「都市計画法第 34 条第 11 号」の導入に向けた調査・検討を、河辺・雄和地域を含む市全体を対象として実施します。

○ 3 環状放射型道路網の充実と長期未着手路線の見直し

- ・ 本市の都市構造の骨格となる 3 環状放射型道路網(外周部環状道路、市街地環状道路、都心環状道路、放射道路)については、交通需要や財政状況を踏まえながら、これらを構成する都市計画道路(大浜上新城線、外旭川新川線、川尻広面線、神内和田線)の計画的な整備を進めます。
- ・ 長期未着手路線(下新城中野線、飯島相染線、壱騎町御蔵町線、土崎環状線、泉高梨線、新屋十軒町線、新屋浜田線、新屋豊岩線、上北手雄和線、前田和田 1 号線)については、廃止を見据えた見直しを行います。

【政策テーマ②】コンパクトな市街地を基本とした

にぎわいある中心市街地と地域中心の形成

○ 土地利用の混在解消や地域活力の創出に向けた“地域地区の見直し”

- ・ 市民生活や産業活動の中心となる既存市街地のうち、指定された地域地区と実際の土地利用状況に乖離や不都合が生じている地域については、地域特性に応じた土地の有効活用を目指し、用途地域や風致地区等の検証・見直しとともに、必要に応じて日影規制の導入や建ぺい率・容積率の引き下げ等についても検討を進めることとします。

○ 既存市街地の有効活用に向けた“逆線引きの導入検討”

- ・ 市街化区域に残された一団の低未利用地のうち、今後も有効利用の見込みが立たないエリアについては、将来的な土地利用動向を考慮しながら、市街化調整区域への逆線引きについても検討することとします。

○ 地域特性に応じた開発誘導に向けた“特別用途地区の見直し検討”

- ・ 広域幹線道路の沿道地域を中心に形成される沿道型サービス施設については、周辺の地域中心の都市機能や都市全体の商業機能のバランスに配慮した立地が求められるため、大規模集客施設のみならず、市民が日常的に利用するスーパー等の立地誘導に向けて、開発規模等を制限する特別用途地区の見直しについて検討を進めます。
- ・ 公共交通軸を中心とした生活利便性の高い沿道型居住市街地の形成には、周辺の既存都市機能や居住環境への影響に配慮した沿道施設の誘導が求められることから、適切な用途・規模の誘導に向けて特別用途地区の見直しについて検討を進めます。

○ にぎわいと活力の創出に向けた“中心市街地活性化の推進”

- ・ 本市のみならず、県全体の中心拠点となる秋田駅周辺の中心市街地については、平成 20 年 7 月に認定された中心市街地活性化基本計画に掲載されている市街地再開発事業などの個別事業の計画的かつ円滑な展開を目指します。

○ 市街地の高度利用と活力創出に向けた“市街地開発事業の計画的な実施・見直し”

- ・ 市街地開発事業のうち現在着手している事業については、中心市街地活性化基本計画との連動を図りながら、引き続き計画的な整備を進めます。また、着手の見込みが立たない地区については、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえながら、整備手法の見直しを含めた検討を進めます。

【政策テーマ③】 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり

○ 自然環境の維持・保全に向けた“新たな土地利用誘導施策の導入検討”

- ・ 線引き都市計画区域への統合により、市街化調整区域においては原則として開発が抑制されるため、郊外部の良好な自然環境の保全が期待されます。その一方で、都市計画や農地法などの土地利用関連法の制限がかからない地域については、引き続き無秩序な開発の恐れが潜在することになります。
- ・ 本市では、線引き統合に向けた取組を契機と捉え、住民説明会等によるまちづくりに対する市民意識の醸成を図るとともに、線引き統合による影響を十分に調査・検証した上で、必要に応じてよりきめ細やかな誘導に向けた、市独自のまちづくり条例の運用についても検討を進めることとします。

○ マイカー依存からの脱却に向けた

“パークアンドライドおよびライドアンドライドの促進”

- ・ 現在のマイカー依存から、CO₂ 排出抑制に寄与する公共交通を中心とした低炭素型の移動手段への移行に向けて、ノーマイカーデーの継続的な実施とともに、鉄道やバス事業者など関係団体との調整を図りながら、パークアンドライドやライドアンドライドの促進に資する駅前環境の整備やバス路線の再編など、必要な取組を進めます。

○ 低炭素型まちづくりに向けた “地区計画等と連動した低炭素モデル街区指定の検討”

- ・ 現在、全国各地で低炭素化を担保・誘導するまちづくりプランの策定について検討が進められています。本市においても、市街地開発事業や民間活力による大型開発を対象として、地区計画等の都市計画制度と連動した、交通や再生可能エネルギーの利用など、地区全体のエリアマネジメントに基づいた低炭素化方策の導入手法について検討を進めます。

【政策テーマ④】 市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり

○ 安全で快適な市民生活の確保に向けた “都市施設の計画的な整備”

- ・ 下水道施設や公共公益施設等の都市施設については、市民生活の利便性向上や災害時の防災拠点としての機能の充実、ライフラインの耐震化などに向けて、適切かつ計画的な整備に向けた取組を進めます。

○ 安全・安心な都市環境づくりに向けた “都市のバリアフリー化・耐震化の促進”

- ・ 少子高齢社会を見据えた公共施設や住宅のバリアフリー化、震災による被害抑制に向けた建築物の耐震化については、現在実施している補助事業や税制優遇措置等の支援方策の周知・展開を図るとともに、社会経済情勢等に応じて支援内容の見直し・充実に向けた取組を進めます。

○ 災害危険区域での適切な土地利用誘導に向けた

“新たな土地利用誘導施策の導入検討”

- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、浸水の恐れがあるエリアなど、災害の危険性が高い地域については、安全性の確保の観点から、適切な土地利用誘導が求められています。

- ・ 災害危険箇所のうち、現行制度により建築等が制限されるものについては、引き続き制限に基づく指導を行うこととしますが、制限のない地域については、災害危険箇所における立地規制等を盛り込んだ、まちづくり条例などの新たな土地利用誘導施策への展開を見据え、必要な調査・検討を進めることとします。

○ 街なか居住と防犯・防災性の向上に向けた

“既存住宅ストックの有効活用方策の検討”

- ・ 本市では、超高齢社会の到来により犯罪や火災などの災害の温床となりやすい空き家・空室の更なる発生が見込まれます。そのため、防犯・防災性の向上による安全・安心なまちづくりに向けて、市街地内に発生している空き家・空室などの既存住宅ストックの有効活用を図り、郊外に居住する高齢者などの街なか居住促進に向けた支援策の調査・研究を進めながら、効果的な誘導方策の導入を目指します。

【政策テーマ⑤】秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり

○ 緑豊かな都市空間の形成に向けた“都市計画公園の整備”

- ・ 都市計画公園は、市民の憩いの場として、また日常生活にうるおいを与える貴重な緑空間として、今後も計画的な整備と維持・管理を図ります。

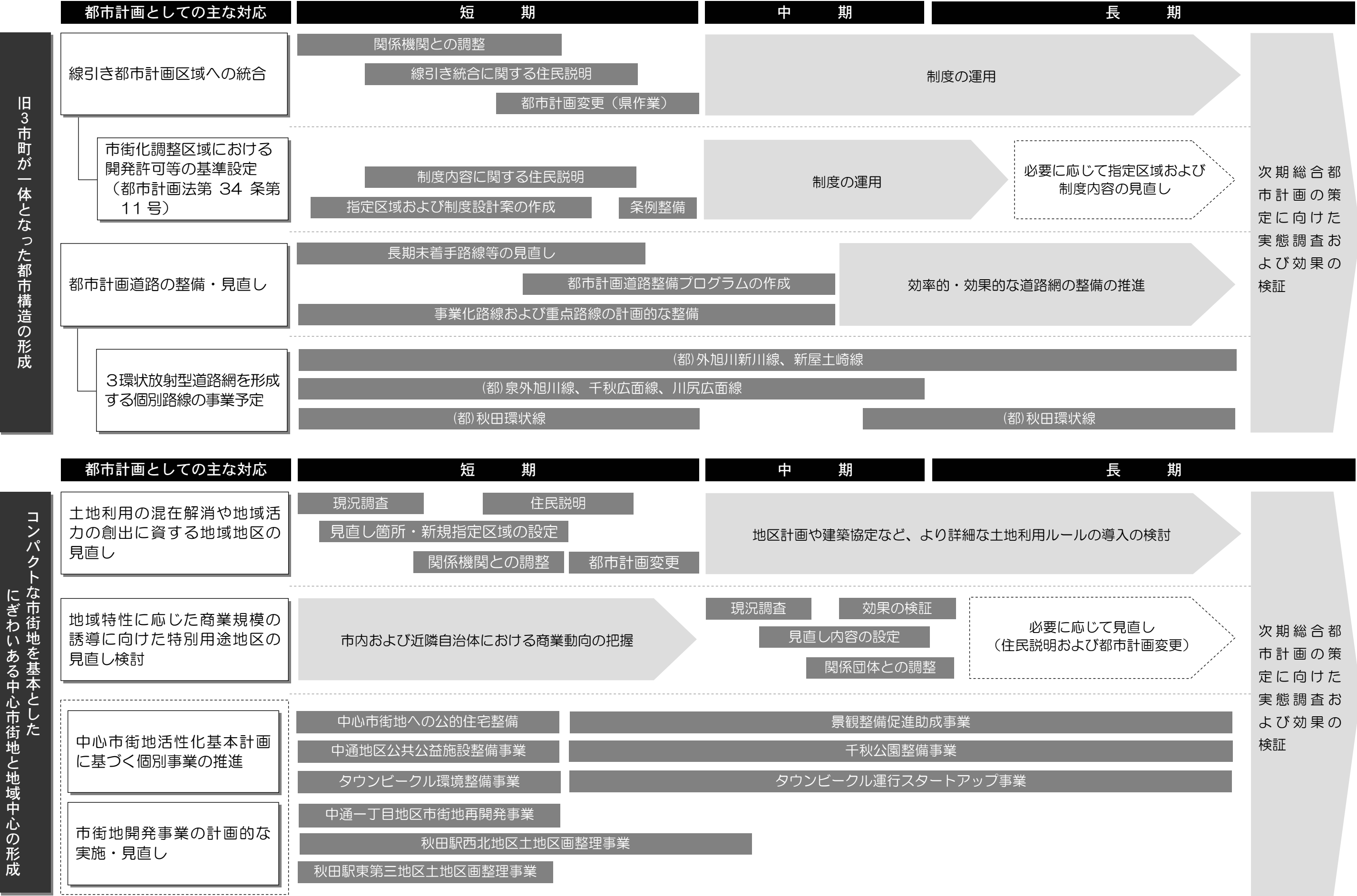
○ 良好な都市景観の形成に向けた“景観計画の推進と地区計画等の活用”

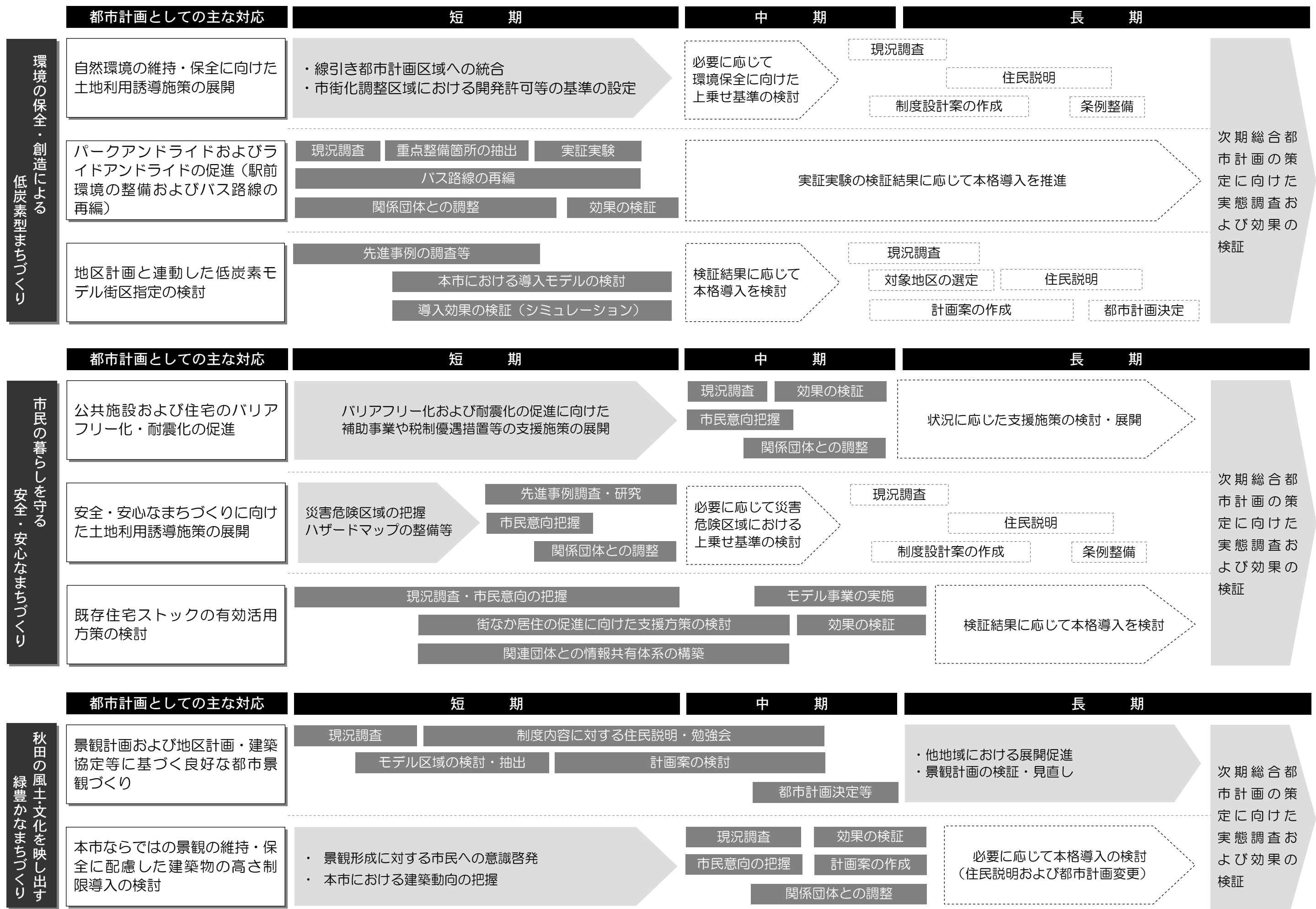
- ・ 観光・交流型まちづくりの促進に向けて、線引き都市計画区域の統合に伴う計画的な土地利用誘導による自然環境の保全・管理とともに、地域の歴史的資源や良好な自然環境などの地域資源を活かした景観づくりを進めます。
- ・ 景観づくりにあたっては、地域住民の手による主体的かつ継続的な活動を目指し、市民意識の醸成に取り組むとともに、景観計画や地区計画、建築協定など、地域の特性や熟度に合わせた手法を選択し、運用に向けた検討を進めることとします。

○ 本市ならではの景観の維持・保全に配慮した“建築物の高さ制限導入の検討”

- ・ 太平山をはじめ、本市が誇る良好な自然景観を将来にわたって維持・保全していくため、景観づくりに対する市民の意識啓発を進めるとともに、良好な景観や居住環境を阻害する突出した建築物の発生防止に向けて、高度地区等の建築物の高さ制限の導入について検討を進めることとします。

■ 将来都市像の実現に向けた施策展開スケジュール（政策テーマ別）





3 総合都市計画の評価・管理

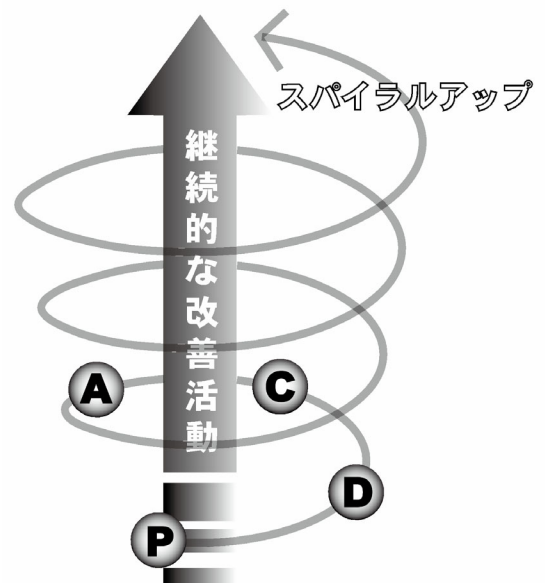
(1) 計画の進捗管理と成果指標の設定

本市のまちづくりは、本計画で掲げられた方針等に基づいて、様々な制度・事業等を活用して進めていくことになります。

そのため、計画で示したまちづくりがどの程度の進捗状況にあるのかを把握するとともに、それを踏まえた計画管理を行っていくことが重要となります。

計画の実効性を高めていくためには、市民・事業者・行政が様々な視点から評価を行いながら、計画の更なる改善に向けた段階的・継続的な取組が必要となることから、本計画においては、計画策定（Plan）後の実施（Do）を受けて、その効果を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といった『PDCA サイクル』により、計画の管理と質の確保を図ることとします。

《 PDCA サイクルの概念図 》



計画の進捗管理にあたっては、前項で政策テーマごとに整理した施策展開の方向性を踏まえ、「改善されているもの」と「改善が不十分なもの」が明確に把握できるように、各種事業の実施状況をベースとした『アウトプット指標』、施策展開によってもたらされる成果をベースとした『アウトカム指標』、市民アンケートなどによる定期点検をベースとした『モニタリング指標』の3つの指標を設定し、それをもとに本計画の評価・管理を行うこととします。

なお、計画の評価についても、住民参加の視点から市民アンケートに基づくまちづくりの満足度などをモニタリング指標として設定することで、市民の実感に基づいた、市民目線での計画評価に取り組むこととします。

【政策テーマ①】旧 3 市町が一体となった都市構造の形成

《施策展開の方向性》

- 集約型都市構造の形成に向けた“線引き都市計画区域への統合”
- 既存集落の維持・活性化に向けた“市街化調整区域における開発許可等の基準設定”
- 3 環状放射型道路網の充実と長期未着手路線の見直し

アウトプット指標

① 線引き都市計画区域への統合に係る都市計画決定

【現状】 —

【目標】 秋田都市計画区域（線引き都市計画区域）への統合完了
（平成 26 年）

② 都市計画法第 34 条第 11 号に基づく指定集落数

【現状】 なし（平成 22 年）

【目標】 —

③ 都市計画道路の整備進捗率*（%） *概成済含む

【現状】 75.0%（平成 21 年）

【目標】 77.5%*（平成 27 年）

*県都『あきた』成長プランの目標値

アウトカム指標

① 農地転用面積（ha）、分布状況

- ・ 農地転用の動向から、市街地の拡散の要因となる農地の無秩序な転用が、線引き都市計画区域への統合によって抑制されているかを検証します。

【現状】 農用地面積 9,675ha（平成 19 年）

【目標】 平成 19 年からの転用面積 70ha 以内*（平成 32 年）

*第 3 次秋田市国土利用計画の目標値

② 市街化調整区域における開発許可件数、面積（ha）、分布状況

- ・ 郊外既存集落における開発の動向から、定住人口の確保、維持・活性化に向けた、都市計画法第 34 条第 11 号の効果を検証します。

【現状】 3 件（平成 20 年）

【目標】 —（開発用途や場所等から総合的に評価）

③ 土地利用規制に関する理解度

- ・ 市民意識調査から、線引き制度や各種土地利用誘導施策の内容に関する理解度を評価し、市民のまちづくり意識の醸成に向けた行政側の取組の効果を検証します。

【現状】 —（平成 23 年調査予定）

【目標】 現状以上（平成 32 年）

モニタリング指標

① 土地利用区分別面積（ha）

- ・ 自然的土地利用と都市的土地利用の面積動向から、線引き都市計画区域への統合や都市計画法第 34 条第 11 号など各種土地利用誘導施策の効果を検証します。

【現状】 第 3 次秋田市国土利用計画参照（平成 19 年）

【目標】 第 3 次秋田市国土利用計画に準じる（平成 32 年）

② 主要路線の渋滞損失時間

- ・ 3 環状放射型道路網を構成する主要路線の渋滞損失時間から、本市における道路体系の整備効果を検証します。

【現状】 11,063 万人時間（平成 19 年）

【目標】 9,101 万人時間※（平成 27 年）

※秋田市総合交通戦略の目標値

【政策テーマ②】コンパクトな市街地を基本とした

にぎわいある中心市街地と地域中心の形成

《施策展開の方向性》

- 土地利用の混在解消や地域活力の創出に向けた“地域地区の見直し”
- 既存市街地の有効活用に向けた“逆線引きの導入検討”
- 地域特性に応じた開発誘導に向けた“特別用途地区の見直し検討”
- にぎわいと活力の創出に向けた“中心市街地活性化の推進”
- 市街地の高度利用と活力創出に向けた“市街地開発事業の計画的な実施・見直し”

アウトプット指標

① 地域地区等に係る都市計画決定

【現状】 —

【目標】 地域地区等の見直し済み（平成 32 年）

② 土地区画整理事業の進捗率*（％） *事業費ベース

【現状】 秋田駅東第三地区 約 44％（平成 22 年）

秋田駅西北地区 約 47％（平成 22 年）

【目標】 —

アウトカム指標

① 工業系用途地域*内の未利用地面積（ha） *工業地域、工業専用地域

- ・ 他要因による影響に考慮しながら、既存工業団地等における未利用地の解消状況から、地域地区等の見直しによる土地活用への効果を検証します。

【現状】 80.8 ha（平成 20 年）

【目標】 21.8 ha*（平成 32 年）

*第 3 次秋田市国土利用計画の目標値

② 地域別小売業店舗数

- ・ 市民生活を支える小売業店舗の動向から、都心および地域中心における商業機能の充足状況を検証します。

【現状】 中央：1,372 店、東部：354 店、西部：200 店、南部：419 店
北部： 670 店、河辺： 95 店、雄和： 88 店（平成 19 年）

【目標】 —（地域中心での立地状況等から総合的に評価）

③ 店舗面積 1,000 m²以上の小売店舗の立地件数、分布状況

- ・大規模小売店舗の立地動向から、特別用途地区の見直しによる地域中心および沿道における商業機能の立地誘導効果について検証します。

【現状】82 店（平成 22 年）

【目標】－（立地状況等から総合的に評価）

④ 地価^{*}（円/m²）^{*}地価調査用途別平均価格

- ・地価動向から、コンパクトな市街地形成が土地の評価にもたらす効果を検証します。

【現状】住宅地：43,400 円/m² 商業地：78,500 円/m²（平成 22 年）

【目標】東北 6 県の用途別対前年変動率の平均を上回る（平成 32 年）

⑤ 都市インフラに係る維持更新費^{*}（円/年）

^{*}国土交通省都市・地域整備局都市計画課『都市経営コスト算出のための標準試算モデル（素案）』より

- ・コンパクトな市街地形成が、道路や下水道整備などにかかる都市経営コストにもたらす効果を検証します。

【現状】約 440.7 億円（平成 22 年）

【目標】現状より削減（平成 32 年）

モニタリング指標

① 地域別人口、世帯、人口密度（人/ha）

- ・都心および地域中心への人口の集約が進んでいるかを検証します。

【現状】中央：74,511 人、東部：64,986 人、西部：36,753 人
南部：50,048 人、北部：82,491 人、河辺：9,558 人
雄和：7,490 人（平成 21 年 10 月）

【目標】－（都心および地域中心への集積状況等から総合的に評価）

② DID 面積（ha）、人口密度（人/ha）

- ・DID の動向から、コンパクトな市街地形成の進捗状況を検証します。

【現状】5,360 ha、49.2 人/ha（平成 17 年）

【目標】5,320 ha、50.0 人/ha 以上^{*}（平成 32 年）

^{*}第 3 次秋田市国土利用計画の目標値

③ 地域に関する満足度^{*}

^{*}市民意識調査において満足、やや満足と回答した割合

【現状】中央：34.9%、東部：28.1%、西部：20.8%、南部：29.8%
北部：20.5%、河辺：12.1%、雄和：9.1%（平成 22 年）

【目標】現状より上昇（平成 32 年）

【政策テーマ③】 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり

《施策展開の方向性》

- 自然環境の維持・保全に向けた“新たな土地利用誘導施策の導入検討”
- マイカー依存からの脱却に向けた“パークアンドライドおよびライトアンドライドの促進”
- 低炭素型まちづくりに向けた“地区計画等と連動した低炭素モデル街区指定の検討”

アウトプット指標

① 自然環境の維持・保全に向けた土地利用誘導に係る施策導入の有無

【現状】 なし（平成 22 年）

【目標】 施策導入済み（平成 32 年）

② 低炭素モデル街区の指定件数

【現状】 0 件（平成 22 年）

【目標】 1 件以上（平成 32 年）

アウトカム指標

① 都市計画区域外における国土利用計画法に基づく土地売買等届出件数

- ・ 都市計画区域外における土地売買等届出件数から、新たな土地利用誘導施策の導入の緊急性・必要性を検証するとともに、導入時における効果について検証します。

【現状】 4 件/年（平成 21 年）

【目標】 —（届出件数等から総合的に評価）

② 公共交通（鉄道・バス）の利用率

- ・ 実際の公共交通の利用者数から、公共交通機関の利用促進に向けた総合的な取組の効果を検証します。

【現状】 鉄道利用率[※]：6.1%（平成 19 年）[※]市内全鉄道駅の 1 日の乗車人員÷総人口

バス利用率[※]：7.1%（平成 20 年）[※](年間バス輸送人員÷365 日)÷総人口

【目標】 現状以上（平成 32 年）

③ 住宅用太陽光発電システム設置件数

- ・ 住宅用太陽光発電システムの設置件数から、市民・事業者への意識啓発を含む、低炭素型まちづくりに向けた総合的な取組状況を評価します。

【現状】 330 件（平成 21 年）

【目標】 1,850 件[※]（平成 27 年）

[※]県都『あきた』成長プランの目標値

モニタリング指標

① 土地利用区分別面積 (ha)

- ・農地や森林などの自然的土地利用の面積動向から、土地利用誘導施策の導入効果等について検証します。

【現状】 第3次秋田市国土利用計画参照（平成19年）

【目標】 第3次秋田市国土利用計画に準じる（平成32年）

② 運輸部門における CO₂ 排出量

- ・交通に係る CO₂ の排出量から、マイカー移動から公共交通利用への移行促進の進捗状況、ならびに CO₂ の削減効果について検証します。

【現状】 82 万 3 千 t - CO₂（平成19年）

【目標】 現状より削減（平成32年）

③ 公共交通の利便性に関する満足度

【現状】 22.6%（平成22年）

【目標】 現状より上昇（平成32年）

【政策テーマ④】市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり

《施策展開の方向性》

- 安全で快適な市民生活の確保に向けた“都市施設の計画的な整備”
- 安全・安心な都市環境づくりに向けた“都市のバリアフリー化・耐震化の促進”
- 災害危険区域での適切な土地利用誘導に向けた“新たな土地利用誘導施策の導入検討”
- 街なか居住と防犯・防災性の向上に向けた“既存住宅ストックの有効活用方策の検討”

アウトプット指標

① 公共下水道普及率（％）

【現状】 87.7％（平成 20 年）

【目標】 —

② 災害危険区域における土地利用誘導に係る施策導入の有無

【現状】 なし（平成 22 年）

【目標】 施策導入済み（平成 32 年）

③ 既存住宅ストックの有効活用に係る施策導入の有無

【現状】 なし（平成 22 年）

【目標】 施策導入済み（平成 32 年）

アウトカム指標

① 住宅の耐震化率（％）

- ・ 市内に立地する住宅の耐震化率の状況から、耐震化に係る啓発や補助事業等、総合的な取組の効果を検証します。

【現状】 78.4％（平成 21 年）

【目標】 90.0％※（平成 32 年）

※秋田市耐震改修促進計画の目標値

モニタリング指標

① バリアフリー化された戸建住宅の割合（％）

- ・ 戸建住宅のバリアフリー化率から、エイジフレンドリーシティの実現に向けた取組状況を評価します。

【現状】 61.7％（平成 20 年）

【目標】 現状以上（平成 32 年）

② 市内における空き家率（％）

- ・ 犯罪や火災の温床となり得る空き家の発生状況から、安全・安心なまちづくりに向けた取組状況を評価します。

【現状】 14.3％（平成 20 年）

【目標】 現状以下（平成 32 年）

③ 地域の安全・安心に関する満足度

【現状】 防災面の安全性：23.2％（平成 22 年）

防犯面の安全性：17.9％（平成 22 年）

【目標】 防災面の安全性：現状より上昇（平成 32 年）

防犯面の安全性：現状より上昇（平成 32 年）

【政策テーマ⑤】秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり

《施策展開の方向性》

- 緑豊かな都市空間の形成に向けた“都市計画公園の整備”
- 良好な都市景観の形成に向けた“景観計画の推進と地区計画等の活用”
- 本市ならではの景観の維持・保全に配慮した“建築物の高さ制限導入の検討”

アウトプット指標

- ① 都市計画公園の整備進捗率（％）
【現状】 28.6％（平成 21 年）
【目標】 －
- ② 景観形成に配慮した地区計画および景観協定などを定めている地区数
【現状】 19 件（平成 22 年）
【目標】 22 件以上（平成 32 年）
- ③ 高度地区導入の有無
【現状】 なし（平成 22 年）
【目標】 施策導入済み（平成 32 年）

アウトカム指標

- ① 年間観光入込客数
 - ・ 本市への年間の観光入込客数から、本市ならではの風土・文化を活かした景観の形成や観光型まちづくりに向けた取組の効果を検証します。
【現状】 約 887 万人（平成 21 年）
【目標】 現状の水準を維持
- ② 市街地における緑地率（％）
 - ・ 市街地における緑地率から、都市計画公園の整備状況、景観計画や地区計画等の活用による緑豊かなまちづくりに向けた取組の効果を評価します。
【現状】 約 23％（平成 19 年）
【目標】 約 24％＊（平成 29 年）

＊秋田市緑の基本計画の目標値

③ 景観重要建造物および景観重要樹木の指定数

- ・ 地域住民に親しまれ、景観づくりの核となる建造物や樹木の指定数から、本市における景観形成の取組状況を評価します。

【現状】 なし（平成 22 年）

【目標】 現状以上（平成 32 年）

④ 高層建築物（6 階以上）の立地件数

- ・ 高層建築物の立地状況から、太平山をはじめとする良好な自然的景観の眺望点の確保に向けた、高度地区等の建築物の高さ制限導入の必要性や、導入時における効果を検証します。

【現状】 5 件/年（平成 21 年）

【目標】 —（立地状況等から総合的に評価）

モニタリング指標

① 景観形成に関する満足度

【現状】 自然景観の美しさ：29.2%（平成 22 年）

街並みの美しさ：18.0%（平成 22 年）

【目標】 自然景観の美しさ：現状より上昇（平成 32 年）

街並みの美しさ：現状より上昇（平成 32 年）

(2) 総合都市計画の見直し

本計画は、計画期間の半分となる10年が経過した時点、また、5年後のモニタリング指標等を用いた計画の進捗管理の結果を受けて見直しを検討するほか、総合計画や国土利用計画などの上位計画の変更・見直し、関連法制度等の改正など、本市を取り巻く諸情勢に大きな変化があった場合に見直しを検討することとします。

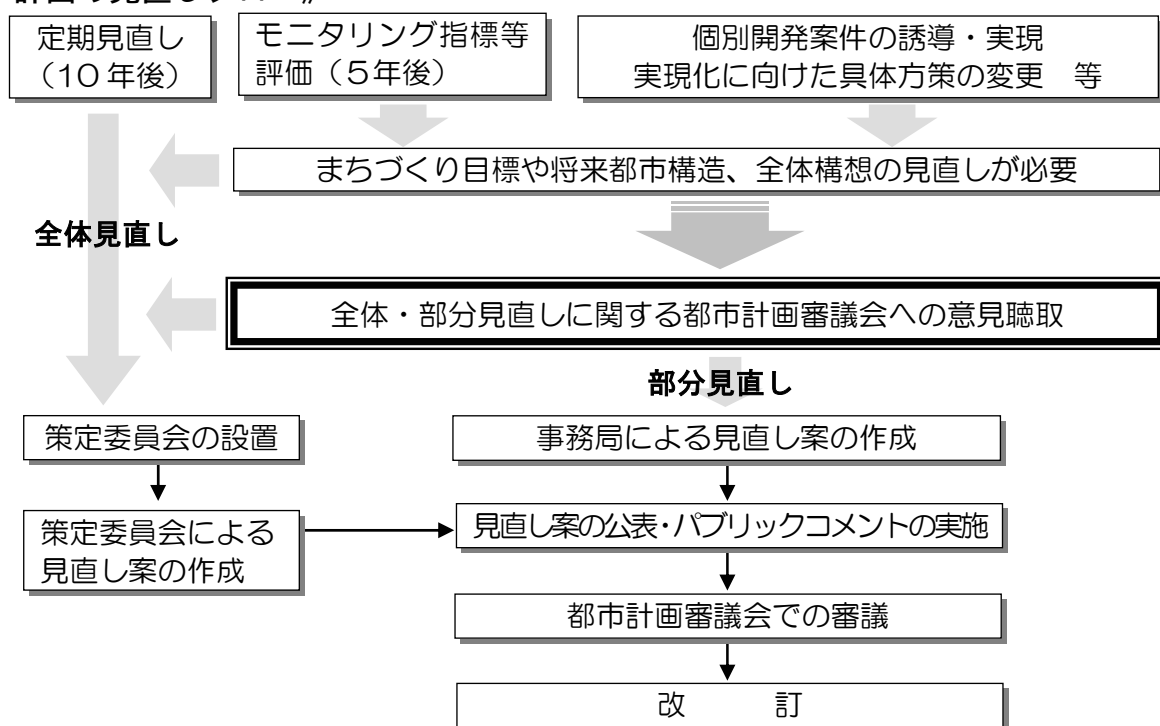
見直しの内容としては、新たな都市計画制度等の導入や本市の発展に資する新規開発の誘導、PDCAサイクルによる計画管理の中での実現化施策や評価指標の変更などが想定されます。

計画の見直しにあたっては、事務局で見直しの必要性について検討した上で、見直し箇所に係る部分的な改訂でよいのか、計画全体の見直しが必要なのかを客観的に判断するため、秋田市都市計画審議会に見直しの是非を諮ることとします。

全体的な見直しが必要と判断された場合は、外部委員を含む策定委員会を設置し、見直し内容について協議・検討し、その内容を改めて都市計画審議会に諮ることとします。反対に、見直し箇所に係る部分的な改訂のみで問題ないと判断された場合は、通常の都市計画決定手続きと同等の手順によって都市計画審議会で見直しを聞き、部分改訂を行うこととします。

なお、部分改訂の目安としては、新たな都市計画手法の活用・導入に向けた、より詳細な方針の追加などが考えられます。本市においては、今後の検討事項としている高度地区の導入などが想定されます。

《本計画の見直しフロー》



■ 計画の進捗管理に向けた指標一覧

政策 テーマ	指標（案）	分類	現況	目標
旧3市町が一体となった都市構造の形成	線引き都市計画区域への統合に係る都市計画決定	アウトプット	－	秋田都市計画区域（線引き都市計画区域）への統合完了（平成26年）
	都市計画法第34条第11号に基づく指定集落数	アウトプット	なし（平成22年）	－
	都市計画道路の整備進捗率（％）	アウトプット	75.0％（平成21年）	77.5％（平成27年）
	農地転用面積（ha）、分布状況	アウトカム	農用地面積 9,675 ha（平成19年）	平成19年からの転用面積 70ha 以内（平成32年）
	市街化調整区域における開発許可件数、面積（ha）、分布状況	アウトカム	3件（平成20年）	開発用途や場所等から総合的に評価
	土地利用規制に関する理解度	アウトカム	－（平成23年調査予定）	現状以上（平成32年）
	土地利用区分別面積（ha）	モニタリング	第3次秋田市国土利用計画参照（平成19年）	第3次秋田市国土利用計画に準じる（平成32年）
	主要路線の渋滞損失時間	モニタリング	11,063万人時間（平成19年）	9,101万人時間（平成27年）
コンパクトな市街地を基本としたにぎわいある中心市街地と地域中心の形成	地域地区等に係る都市計画決定	アウトプット	－	地域地区等の見直し済み（平成32年）
	土地区画整理事業の進捗率（％）	アウトプット	秋田駅東第三地区：約44％ 秋田駅西北地区：約47％（平成22年）	－
	工業系用途地域内の未利用地面積（ha）	アウトカム	80.8 ha（平成20年）	21.8 ha（平成32年）
	地域別小売業店舗数	アウトカム	中央：1,372店、東部：354店 西部：200店、南部：419店 北部：670店、河辺：95店 雄和：88店、（平成19年）	地域中心での立地状況等から総合的に評価
	店舗面積 1,000㎡以上の小売店舗の立地件数、分布状況	アウトカム	82店（平成22年）	立地状況等から総合的に評価
	地価（円/㎡）	アウトカム	住宅地：43,400円/㎡ 商業地：78,500円/㎡（平成22年）	東北6県の用途別対前年変動率の平均を上回る（平成32年）
	都市インフラに係る維持更新費（円/年）	アウトカム	約440.7億円（平成22年）	現状より削減（平成32年）
	地域別人口、世帯、人口密度（人/ha）	モニタリング	中央：74,511人 東部：64,986人 西部：36,753人 南部：50,048人 北部：82,491人 河辺：9,558人 雄和：7,490人（平成21年10月）	地域中心への集積状況等から総合的に評価
	DID面積（ha）、人口密度（人/ha）	モニタリング	5,360 ha 49.2人/ha（平成17年）	5,320 ha 50.0人/ha 以上（平成32年）
	地域に関する満足度	モニタリング	中央：34.9％、東部：28.1％ 西部：20.8％、南部：29.8％ 北部：20.5％、河辺：12.1％ 雄和：9.1％（平成22年）	現状より上昇（平成32年）
環境の保全・創造による低炭素型まちづくり	自然環境の維持・保全に向けた土地利用誘導に係る施策導入の有無	アウトプット	なし（平成22年）	施策導入済み（平成32年）
	低炭素モデル街区の指定件数	アウトプット	0件（平成22年）	1件以上（平成32年）
	都市計画区域外における国土利用計画法に基づく土地売買等届出件数	アウトカム	4件/年（平成21年）	届出件数等から総合的に評価
	公共交通（鉄道・バス）の利用率	アウトカム	鉄道利用率：6.1％（平成19年） バス利用率：7.1％（平成20年）	現状以上（平成32年）
	住宅用太陽光発電システム設置件数	アウトカム	330件（平成21年）	1,850件（平成27年）
	土地利用区分別面積（ha）	モニタリング	第3次秋田市国土利用計画参照（平成19年）	第3次秋田市国土利用計画に準じる（平成32年）
	運輸部門におけるCO ₂ 排出量	モニタリング	82万3千t - CO ₂ （平成19年）	現状より削減（平成32年）
	公共交通の利便性に関する満足度	モニタリング	22.6％（平成22年）	現状より上昇（平成32年）

政策 テーマ	指標（案）	分類	現況	目標
市民の暮らしを守る 安全・安心なまちづくり	公共下水道普及率（％）	アウトプット	87.7％（平成 20 年）	－
	災害危険区域における土地利用誘導に係る施策導入の有無	アウトプット	なし（平成 22 年）	施策導入済み（平成 32 年）
	既存住宅ストックの有効活用に係る施策導入の有無	アウトプット	なし（平成 22 年）	施策導入済み（平成 32 年）
	住宅の耐震化率（％）	アウトカム	78.4％（平成 21 年）	90.0％（平成 32 年）
	バリアフリー化された戸建住宅の割合（％）	モニタリング	61.7％（平成 20 年）	現状以上（平成 32 年）
	市内における空き家率（％）	モニタリング	14.3％（平成 20 年）	現状以下（平成 32 年）
	地域の安全・安心に関する満足度	モニタリング	防災面の安全性：23.2％ 防犯面の安全性：17.9％ （平成 22 年）	防災面の安全性：現状より上昇 防犯面の安全性：現状より上昇 （平成 32 年）
秋田の風土・文化を映し出す 緑豊かなまちづくり	都市計画公園の整備進捗率（％）	アウトプット	28.6％（平成 21 年）	－
	景観形成に配慮した地区計画および景観協定などを定めている地区数	アウトプット	19 件（平成 22 年）	22 件以上（平成 32 年）
	高度地区導入の有無	アウトプット	なし（平成 22 年）	施策導入済み（平成 32 年）
	年間観光入込客数	アウトカム	約 887 万人（平成 21 年）	現状の水準を維持（平成 32 年）
	市街地における緑地率（％）	アウトカム	約 23％（平成 19 年）	約 24％（平成 29 年）
	景観重要建造物および景観重要樹木の指定数	アウトカム	なし（平成 22 年）	現状以上（平成 32 年）
	高層建築物（6 階以上）の立地件数	アウトカム	5 件/年（平成 21 年）	立地状況等から総合的に評価
	景観形成に関する満足度	モニタリング	自然景観の美しさ：29.2％ 街並みの美しさ：18.0％ （平成 22 年）	自然景観の美しさ：現状より上昇 街並みの美しさ：現状より上昇 （平成 32 年）

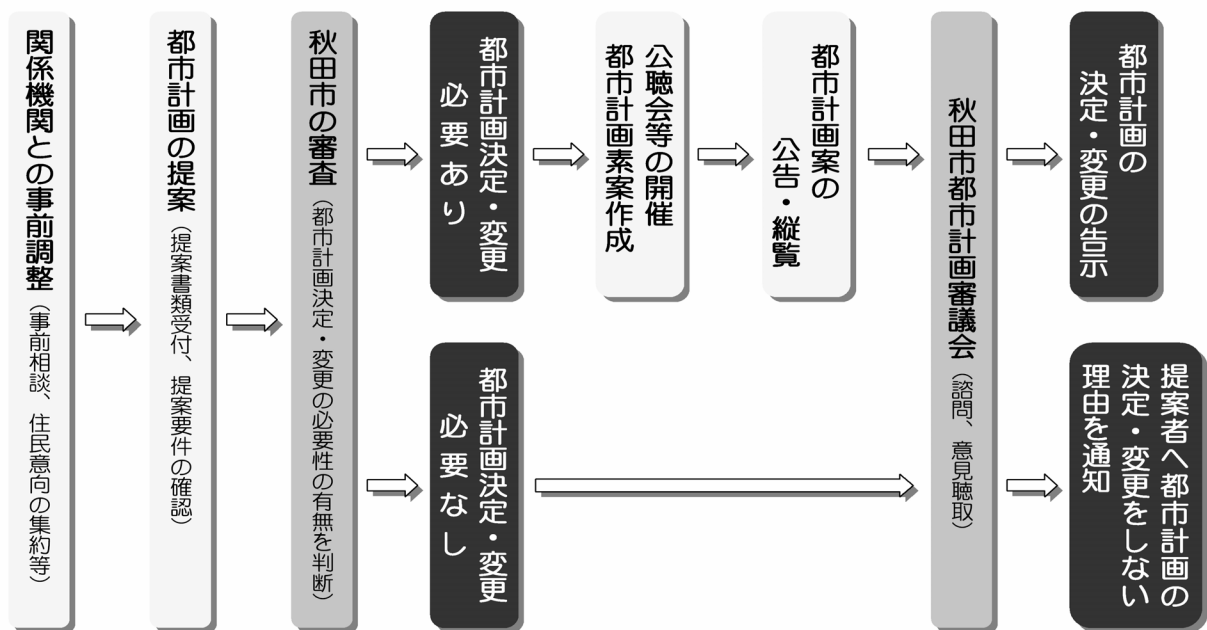
【参考】都市計画制度の概要

■ 都市計画提案制度

都市計画の提案制度は、地域住民やまちづくり組織等が主体的にまちづくりに参加できるよう、土地所有者やまちづくり NPO、民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの 3 分の 2 以上の同意など一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができる制度です。

本市においても、多様な主体の協働によるまちづくりを実現していくため、提案制度の周知に取り組むとともに、適切な運用のもとで活用を推進を図ります。

《都市計画提案制度のフロー》



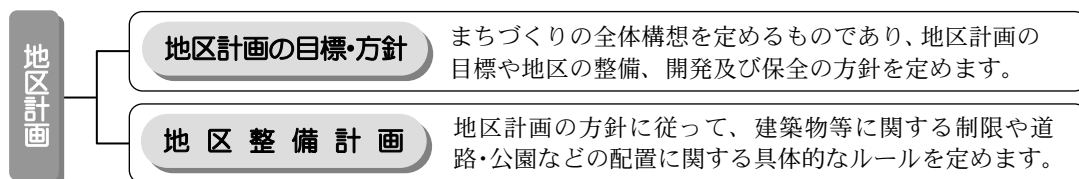
■ 地区計画制度

地区計画制度は、地区の特性や実情に応じて、建築物の建築形態や、道路・公園の配置等きめ細やかな計画を定め、地区内の生活環境を保全・整備していくための計画です。地区計画を定め、その内容を建築条例に位置づけることにより、従来のルールである建築基準法等の制限の一部が地区計画の内容に置き換えられ、建築行為や開発行為を行う際に守らなくてはならない地区独自のルールが決定されることとなります。

本市では、現在、19 地区において地区計画が指定されており、地区独自で定めたルールに基づいてまちづくりが進められています。

今後も、狭隘道路の多い住宅地や建物用途の混在が見られる市街地などを中心として、地区計画制度を活用しながら、地域の特性に応じた良好な生活環境の形成を目指します。

地区計画の構成



地区整備計画で定められる内容

地区整備計画で定める内容は、地区の状況に応じて、以下の項目から選択して定めることができます。

1. 地区施設の配置・規模

皆さんが利用する道路・公園等を地区施設として定めることができます。

2. 建築物やその敷地などの制限に関すること

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 建築物等の用途の制限 | ⑦ 壁面後退区域における工作物の設置の制限 |
| ② 容積率の最高限度・最低限度 | ⑧ 建築物等の高さの最高限度・最低限度 |
| ③ 建ぺい率の最高限度 | ⑨ 建築物の緑化率の最低限度 |
| ④ 建築物の敷地面積の最低限度 | ⑩ 建築物の形態・意匠の制限 |
| ⑤ 建築面積の最低限度 | ⑪ かき・さくの構造の制限 |
| ⑥ 壁面の位置の制限 | |

3. その他、土地利用の制限

現存する樹林地、草地等の良好な環境を守り、壊さないよう制限することができます。

■ 都市計画法第 34 条第 11 号

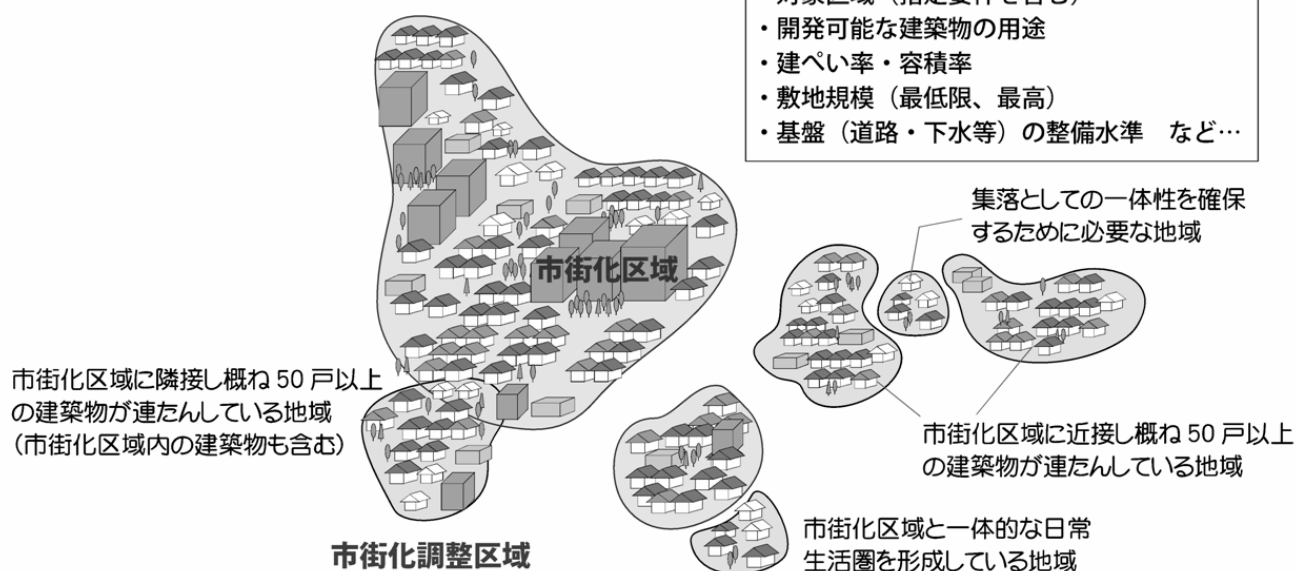
当該制度は、原則として開発が抑制される市街化調整区域において、一定規模以上の既存集落については、人口の確保や集落環境の向上に資する計画的な開発を許可する制度です。

これにより、市街化調整区域内の地域コミュニティの維持・活性化が期待できます。

なお、運用にあたっては、具体的な集落や区域の指定を行うなど、郊外での無秩序な開発の抑制・防止に十分配慮することとします。

【都市計画法第 34 条 11 号の運用イメージ】

○：対象区域のイメージ





用語説明

※1 「都市計画法第 18 条の 2」

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

※2 「D I D（人口集中地区）」

Densely Inhabited District（人口集中地区）の略語。国勢調査の基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域をいう。人口集積の目安となっている。

※3 「都市経営コスト」

公共施設や行政サービスのうち、保育所、幼稚園、小学校、中学校、給食センター、公民館、道路橋梁（街路含む）、公園、下水道、上水道、ごみ収集、消防署、公共交通（バス）の維持・実施に係る年間経常経費と更新費（本計画では、国土交通省都市・地域整備局都市計画課から提供された「都市経営コスト算出のための標準試算モデル（素案）」を用いて試算。）

※4 「パーソントリップ調査」

一定の調査対象地域内において「人の動き」（パーソントリップ）を調べる調査で、

交通に関する実態調査としては最も基本的な調査の一つとなっている。この調査を行うことによって、交通行動の起点（出発地：Origin）、終点（到着地：Destination）、目的、利用手段、行動時間帯など1日の詳細な交通データ（トリップデータ）を得ることができ、地域全体の交通量を数量的に扱うだけでなく、乗り換えを含めた交通手段の分担等の検討とともに、複雑で多様な交通実態を把握・予測し、円滑な都市機能を確保するための検討を行うことができる。

なお、秋田都市圏独自の調査として、車の1日の動きを調べる調査対象世帯における5歳以上の人を対象に、平成17年に簡易パーソントリップ調査を実施している。

※5 「中心市街地」

平成20年7月に内閣総理大臣に認定された「秋田市中心市街地活性化基本計画」において設定した、秋田駅周辺から通町までの区域（約119ha）。

※6 「エリアマネジメント」

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組と定義している。具体的には、住宅地の場合、建築協定を活用した良好な街並み景観の形成・維持、広場や集会所等を共有する方々による管理組合の組織、管理行為を手掛りとした良好なコミュニティづくりなどが、業務・商業地の場合、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開などが挙げられる。（出典：国土交通省HP「エリアマネジメントのすすめ」）

※7 「グループホーム」

病気などで生活が困難な方が少人数で、一般の住宅で専門スタッフ等の援助を受けながら生活する介護の形態。

※8 「エイジフレンドリーシティ」

高齢者が住み慣れた地域の中で元気に生き生きと生活し、知識や経験を生かして社会参加することができるような、高齢者にやさしい環境づくり。

「高齢者にやさしい都市」という意味で、WHO（世界保健機関）のプロジェクトにおいて提唱された。

※9 「低炭素社会」

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

※10 「都市計画法第 34 条第 10 号」

市街化調整区域における開発許可基準。

市街化調整区域において、地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内で、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第 1 種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為については、無秩序・無計画な土地利用が進展するおそれがないことから許容するもの。

※11 「都市計画法第 34 条第 11 号」

市街化調整区域における開発許可基準。

市街化区域に隣接又は近接し、一体的な日常生活圏を構成している市街化の進行した一定の区域（概ね 50 以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域）を条例で指定し、周辺環境と調和する用途の建築物の建築等については許容するもの。

※12 「五地域区分」

都道府県が策定する土地利用基本計画において区分される、都市計画区域に相当する「都市地域」、農業振興地域に相当する「農業地域」、国有林、地域森林計画対象民有林に相当する「森林地域」、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当する「自然公園地域」、原生自然環境保全区域、自然環境保全区域、都道府県条例の自然環境保全地域に相当する「自然保全地域」の 5 つの地域。

※13 「逆線引き」

市街化区域の計画的整備を図るため、農地等の未利用地が多く残り、計画的市街地整備の見通しが明確でない区域を市街化調整区域に編入する方法。

※14 「CSR」

企業の社会的責任・貢献。

※15 「特別用途地区」

都市計画法に定める「地域地区」のひとつで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

※16 「シーアンドレール構想」

秋田港をゲートウェイとする国際海上コンテナ貨物のシーアンドレール輸送体系を構築し、秋田港を、日本と対岸諸国および欧州諸国を結ぶ環日本海交流の一大拠点とする構想のこと。本構想では、国内の鉄道その他、経済発展の著しいロシアのシベリア鉄道の利用も視野に入れており、ロシア航路の開設を目指している。

※17 「グリーンツーリズム」

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※18 「パークアンドライド」

最寄り駅まで自動車アクセスし駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、勤務先まで通勤する方法。

※19 「ライドアンドライド」

鉄道・バス相互の乗り継ぎ。

※20 「TDM」

交通需要マネジメント。

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促し、発生交通量の抑制や集中の平準化など交通需要の調整を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組をいう。

※21 「バス優先信号システム（PTPS）」

バスレーンなどのような交通規制施策と、交通信号機など交通インフラを制御するシステムをあわせ、バス等の定時運行を確保するとともに利用を促進して、道路の利用効率を向上させる施策。

※22 「ＩＣカード」

キャッシュカード大のプラスチック製カードに極めて薄い半導体集積回路(IC チップ)を埋め込み、情報を記録できるようにしたカード。電子マネーやテレホンカードなどに応用されている。

※23 「モビリティマネジメント」

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組（例えば、過度な自動車利用から公共交通（電車やバスなど）自転車等を適切に利用する方向）。

※24 「タウンビークル」

中央街区内を循環する乗り降り自由のマイクロバス。高齢者を始めとした多くの市民が中心市街地を訪れ、街歩きを楽しめるよう実施するもの。

※25 「シームレス化」

シームレスとは「継ぎ目のない」を意味する。交通のシームレス化は、複数の交通手段の接続性を改良することを指す。

※26 「市民緑地制度」

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度で（都市緑地法第 55 条）、これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。

市民緑地契約を締結することで、土地所有者にとっても、管理の負担軽減や優遇税制などのメリットがある。

※27 「P F I」

Private Finance Initiative の略語。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

※28 「ビオトープ」

環境共生の理念のもとで保全・復元された野生生物の生息空間。

※29 「環境アセスメント」

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

※30 「ユニバーサルデザイン」

改造または特殊化された設計の必要なしで、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。

※31 「地域森林計画対象民有林」

森林・林業基本法第 11 条に基づく森林・林業基本計画に基づいて国が定める「全国森林計画」に即し、知事が 5 年ごとに 10 年を一期として、対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる民有林をいう。



第6次秋田市総合都市計画 策定の歩み

第 6 次秋田市総合都市計画の主な策定経緯

年 月 日	経 緯 等
平成 21 年 11 月 10 日	第 6 次秋田市総合都市計画等策定委員会設置
平成 21 年 11 月 26 日	第 1 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催 (計画の目的と構成、作業内容・スケジュール)
平成 22 年 1 月 28 日	第 2 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催 (本市の現状分析、課題の整理、政策テーマの検討)
平成 22 年 3 月 24 日	第 3 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催 (まちづくりの基本理念、将来都市像の検討)
平成 22 年 5 月 28 日	第 4 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催 (全体構想の検討)
平成 22 年 6 月 1 日～8 月 9 日	地域別ワークショップの開催 (7 地域ごと各 3 回)
平成 22 年 8 月 27 日	第 5 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催 (地域別構想の検討)
平成 22 年 10 月 22 日	第 6 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催 (実現化方策の検討)
平成 22 年 11 月 24 日	第 7 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催 (計画素案の検討)
平成 22 年 12 月 2～18 日	素案説明会・都市計画シンポジウムの開催 (7 地域)
平成 22 年 12 月 2 日～ 平成 23 年 1 月 14 日	素案に対するパブリックコメントの実施
平成 23 年 2 月 14 日	第 8 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催 (計画原案の検討)
平成 23 年 3 月 4 日	原案手交式 (市長への計画原案の提出)
平成 23 年 3 月 23 日	秋田市都市計画審議会 (6 次計画の審議、答申)
平成 23 年 3 月 31 日	計画決定の公告

第6次秋田市総合都市計画等策定委員会名簿

(敬称略、順不同)

職 名	氏 名	所 属 等
委員長	中川 實	前秋田市都市計画審議会会長
委員	木村 一裕	秋田大学大学院工学資源学研究科教授
〃	山口 邦雄	秋田県立大学システム科学技術学部准教授
〃	恒松 良純	秋田工業高等専門学校都市環境工学科准教授
〃	日野 智	秋田大学工学資源学部准教授
〃	津田 渉	秋田県立大学生物資源科学部教授
〃	山本 尚史	国際教養大学国際教養学部准教授
〃	高樋 さち子	秋田大学教育文化学部准教授
〃	鈴木 圭子	秋田大学医学部准教授
〃	古田 重明	ノースアジア大学特任教授
〃	小南 淳	社団法人秋田市建設業協会青年会長
〃	佐藤 和子	社団法人秋田県建築士会秋田中央支部女性部会長
〃	京野 一博	社団法人秋田県建築士事務所協会中央支部理事
〃	木村 秀三	社団法人秋田県宅地建物取引業協会秋田支部長
〃	沼澤 義幸	社団法人秋田県住宅宅地協会理事長
〃	佐藤 誠蔵	社団法人全日本不動産協会秋田県本部長
〃	岩本 孝一 (佐藤 貞治)	秋田商工会議所専務理事
〃	柴田 久	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所長
〃	塚田 善也 (菊地 嘉武)	秋田県建設交通部建設管理課長
〃	星野 隆 (大塚 行雄)	秋田県建設交通部都市計画課長

以上、20名

() は前任者

平成23年3月4日

秋田市長 穂積 志 様

第6次秋田市総合都市計画等策定委員会
委員長 中川 實

第6次秋田市総合都市計画の原案の提出

本計画の策定については、平成21年11月19日に市長より委員の委嘱を受け、20名の委員で構成する「第6次秋田市総合都市計画等策定委員会」において、2カ年、計8回にわたり、精力的に検討を重ねてまいりました。

このたび、別添のとおり、原案を作成しましたので提出します。

これまでの検討においては、持続可能な都市の形成に向け、都市計画の観点はもとより、ソフト面に至る幅広い視点から、総合的なまちづくりの指針となるよう議論を重ねるとともに、計画に市民意見を反映させるため、「地域別ワークショップ」や素案の「地域別説明会」、「都市計画シンポジウム」等を開催し、策定の過程もその都度、公開するなど、市民参加を得ながら、計画づくりを進めてきたところであります。

なお、計画原案の提出にあたっては、以下のとおり、提言いたしますので、これを踏まえて、計画の実現が円滑に進められることを期待します。

提 言

- 1 計画の公表にあたっては、市民に計画内容が十分に理解され、市民との計画の共有化が図られるよう、印刷物の配布や説明会の開催などの多様な手段により、わかりやすい説明・情報提供と機会の確保に努めていただきたい。
- 2 計画の推進にあたっては、計画的かつ効率的な本計画の実現に努めるとともに、その過程や結果についても市民に情報提供し、透明性を確保していただきたい。

第 6 次秋田市総合都市計画

平成 23 年 3 月発行

編集・発行／秋田市都市整備部都市計画課

〒010 - 8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

T E L 018 - 866 - 2152

F A X 018 - 865 - 6957

e-mail ro-urim@city.akita.akita.jp

U R L <http://www.city.akita.akita.jp/>